平成19年第19回定例会

あわら市議会会議録

平成 19 年 3 月 1 日 開 会 平成 19 年 3 月 22 日 閉 会

あわら市議会



平成19年 第19回あわら市議会定例会 会議録目次

第 1 号(3月1日)

議事日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
出席議員
欠席議員
地方自治法第 121 条により出席した者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
事務局職員出席者 ······ 3
議長開会宣告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
市長招集挨拶 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
開議の宣告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
諸般の報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
行政報告 ************************************
会議録署名議員の指名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
会期の決定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
議案第1号の上程・提案理由説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
議案第2号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第3号から議案第11号の一括上程
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託 ・・・・・ 10
議案第12号から議案第21号の一括上程
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託 ・・・・・ 14
議案第22号から議案第30号の一括上程
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託 ・・・・・ 25
議案第31号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託・・・・・・・・・・・33
議案第32号から議案第39号の一括上程
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託・・・・・ 34
陳情第 1 号の委員会付託 ······· 35
福井県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
散会の宣言 ·········· 36
署名議員 ······ 36
有口贼 矣
第 2 号(3月7日)
議事日程
出席議員
欠席議員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
地方自治法第 121 条により出席した者 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
事務局職員出席者
開議の宣告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

会議録署名議員の指名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39				
一般質問 ······ 39				
笹 原 幸 信 君 ······· 39	İ			
一般質問 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44				
宮 崎 修 君				
一般質問 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47	,			
関 山 博 夫 君	,			
一般質問 51				
山 口 峰 雄 君				
一般質問 ・・・・・・・・・・・・・・・ 56	j			
穴 田 満 雄 君	j			
一般質問 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62				
八 木 秀 雄 君				
一般質問 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65	,			
向 山 信 博 君	,			
一般質問 ······ 68	,			
卯 目 ひろみ 君 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 68				
一般質問 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
山 川 知一郎 君 ········ 71				
一般質問				
大下重一君				
一般質問 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88	j			
丸 谷 浩 二 君	,			
一般質問 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93	,			
牧 田 孝 男 君 ······· 93	,			
散会の宣言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99				
署名議員				
第 3 号(3月22日)				
議事日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101				
出席議員				
欠席議員				
地方自治法第 121 条により出席した者 ··················· 103				
事務局職員出席者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103				
開議の宣告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
会議録署名議員の指名 ······· 104				
議案第3号から議案第39号の委員長報告・質疑・討論・採決 ······ 104				
議条第3号から議条第39号の委員長報告・真疑・討論・採決 ・・・・・・・・ 104 陳情第1号の委員長報告・質疑・討論・採決 ・・・・・・・・・・ 140				
議案第40号の提案理由の説明・質疑・討論・採決 ・・・・・・・・・・・ 142				
議案第41号から議案第43号の提案理由の説明・質疑・討論・採決・・・・・・・ 143	5			

発議第1号、発議第2号の提案理由の説明・質疑・討論・採決 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	145
発議第3号の提案理由の説明・質疑・討論・採決 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	146
発議第4号の提案理由の説明・質疑・討論・採決 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	147
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	149
閉議の宣言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	149
議長閉会挨拶 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	149
市長閉会挨拶 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	150
閉会の宣告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	151
署名議員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	151

平成19年度 第19回あわら市議会 定例会

第 1 日 平成19年3月1日(木) 午前9時30分 開議

- 1. 開会の宣告
- 1.市長招集あいさつ
- 1. 開議の宣告
- 1.諸般の報告
- 1.行政報告

日程第	1	会議録署	名議員	員の指名
日程第	2	会期の決	定	
日程第	3	議案第	1号	専決処分の報告について
				(損害賠償の額を定めることについて)
日程第	4	議案第	2号	専決処分の承認を求めることについて
				(平成18年度あわら市一般会計補正予算(第5号))
日程第	5	議案第	3号	平成18年度あわら市一般会計補正予算(第6号)
日程第	6	議案第	4号	平成18年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算
				(第3号)
日程第	7	議案第	5号	平成18年度あわら市老人保健特別会計補正予算
				(第2号)
日程第	8	議案第	6号	平成18年度あわら市金津雲雀ケ丘寮特別会計補正予算
				(第3号)
日程第	9	議案第	7号	平成18年度あわら市公共下水道特別会計補正予算
				(第5号)
日程第1	0	議案第	8号	平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算
				(第4号)
日程第1	1	議案第	9 号	平成18年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算
				(第2号)
日程第1	2	議案第1	0 号	平成18年度あわら市水道事業会計補正予算(第4号)
日程第1	3	議案第1	1号	平成18年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算
				(第2号)
日程第1	4	議案第1	2号	平成19年度あわら市一般会計予算
日程第1	5	議案第1	3号	平成19年度あわら市国民健康保険特別会計予算
日程第1	6	議案第1	4号	平成19年度あわら市老人保健特別会計予算

日程第17 議案第15号 平成19年度あわら市金津雲雀ケ丘寮特別会計予算

```
日程第18
      議案第16号 平成19年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算
      議案第17号 平成19年度あわら市モーターボート競走特別会計予算
日程第19
日程第20
      議案第18号 平成19年度あわら市公共下水道事業会計予算
日程第21
      議案第19号 平成19年度あわら市水道事業会計予算
日程第22 議案第20号 平成19年度あわら市工業用水道事業会計予算
      議案第21号 平成19年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算
日程第23
日程第24
      議案第22号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
             の整理に関する条例の制定について
      議案第23号 あわら市副市長の定数を定める条例の制定について
日程第25
      議案第24号 庁舎の統合等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
日程第26
             について
日程第27
      議案第25号 あわら市男女共同参画推進条例の制定について
      議案第26号 あわら市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定に
日程第28
             ついて
日程第29
      議案第27号 あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改
             正する条例の制定について
      議案第28号 あわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正
日程第30
             する条例の制定について
      議案第29号 あわら市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31
日程第32
      議案第30号 あわら市工業等振興条例の全部を改正する条例の制定に
             ついて
      議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第33
日程第34
     議案第32号 坂井北部丘陵地営農推進協議会規約の変更について
      議案第33号 福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
日程第35
             増加及び同組合規約の変更について
      議案第34号 三国あわら斎苑組合規約の変更について
日程第36
日程第37
      議案第35号 嶺北消防組合規約の変更について
日程第38
      議案第36号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
日程第39
      議案第37号 坂井地区水道用水事務組合規約の変更について
      議案第38号 坂井地区環境衛生組合規約の変更について
日程第40
日程第41
      議案第39号 坂井地区介護保険広域連合規約の変更について
日程第42
      陳情第 1号 (株)クリエイトコーポレーション タイヤ焼却プラント
             事業の早期撤退を求める陳情
```

日程第43 福井県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙

(散 会)

出席議員(22名)

1番 八 木 秀 雄 3番 大 重 下 5番 Ш 峰 雄 7番 関 Ш 博 夫 坪 9番 田 正 武 11番 石 田 則 13番 牧 \blacksquare 孝 男 15番 宮崎 修 17番 Ш Ш 豊 見澤孝保 19番 2 1 番 橋 本 達 也

2番 笹原幸信 4番 山 川 知一郎 6番 北島 登 8番 向 山信 博 巖 10番 篠 﨑 谷 浩 二 12番 丸 14番 90 目 ひろみ 16番 穴 田 満 雄 18番 海老田 州 夫 20番 東川継央 22番 杉 田 剛

欠席議員(なし)

地方自治法第 121 条により出席した者

市 長 松木幹 夫 教 育 児 島 長 博 光 市民生活部長 山田 重 喜 経済産業部長 平田 幸一 中橋 教育次長 憲治 市長室理事 長谷川 賢 治 副市長 坪 田 雅 一 総務部長 神 尾秋雄 福祉保健部長 清 水 芳 文 土木部長 谷 忠典 絹 芦原温泉上水道財産区管理者 竹 富九一 田 土木部理事 崎 震太郎 田

事務局職員出席者

 事務局長 圓 道 信 雄

 書 記 渡 邉 清 宏

事務局長補佐 中 林 敬 雄

議長開会宣告

議長(山川 豊君) ただ今から、第19回あわら市議会定例会を開会いたします。 (午前9時31分)

市長招集挨拶

議長(山川 豊君) 開会にあたり、市長より招集のごあいさつがございます。 (「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 本日ここに、第19回あわら市議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

暖かい冬でございましたが、3月に入り一段と春めいてまいりました。議員各位に は、ご健勝にてお過ごしのこと、心よりお慶びを申し上げます。

さて、あわら市も誕生してから丸3年を経過し、この間、大きな混乱もなく、本日でちょうど4年目を迎えることができました。たいへん喜ばしいことだと思っております。

「平成の大合併」も昨年度のピークを過ぎ、よやく落ち着いた感があります。平成 18年3月末に1,821あった市町村数は、今月末には1,804となる見込みで すが、前年度の減少数が574であったのに比べ、今年度の減少数が17であるとい うことからもよくわかります。

また、本市が誕生しました平成15年度末の市町村数は3,132であり、これ以前の市町村数が3200台で推移していたことを考えますと、全国的に見てもかなり早い時期に合併をしたことになると思います。

福井県におきましては、先陣を切っての合併となったわけでありますが、これは、すなわち、合併後のまちづくりについては、先行する他市町村の動向を見極めながら、また、その結果を検討しながら、判断をするということができない状況にあり、自らのアイデアと戦略を持って対応していかなければならなかったことを意味しております。

このような中、激変する社会情勢に対応するべく、二度にわたって新市建設計画を見直したほか、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想であります、あわら市総合振興計画、市の都市計画に関する基本的な方針を定めるあわら市都市計画マスタープランを策定して参りましたし、個別の分野にあっては、環境基本計画の策定や地域福祉計画の見直し作業なども大詰めを迎えております。今後は、これら市の羅針盤ともなるべき計画をもとに、より具体的、個性的な施策を展開していく時期に入ってきたと考えております。

すでに、合併当初から、着手をいたしておりました金津三国線につきましては、平成19年度内には完成をする見込みであり、北陸新幹線の開業を踏まえた芦原温泉駅周辺整備などにつきましては、今回上程しております平成19年度当初予算の中に、

その一部の経費を計上させていただいておりますほか、統合中学校の建設につきましては、現在、校名の一般公募を終えており、候補地については絞り込み作業に入っているところであります。

市を取り巻く状況は相変わらず厳しい状況ではありますが、新年度からは、庁舎を 統合し新しい体制で臨むことになっており、その中で、できること、やらなければな らないことを見極めながら、今後の市政運営にあたって参りたいと考えております。 議員の皆さまの、さらなるご支援をお願いするものであります。

ご案内のとおり、本定例会におきましては、39議案の審議をお願いするものであります。その内訳につきましては、専決処分に関するもの2議案、補正予算及び新年度当初予算に関するもの19議案、条例の制定及び一部改正に関するもの9議案、指定管理者の指定に関するもの1議案、協議会及び一部事務組合等の規約等の変更に関するもの8議案となっております。

各議案の内容、上程の主旨につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何と ぞ慎重なるご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げま して、招集のご挨拶といたします。

開議の宣告

議長(山川 豊君) 本日の出席議員数は、22名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(山川 豊君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告

議長(山川 豊君) 諸般の報告を事務局長より行ないます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 局長。

○局長(圓道信雄君) 諸般の報告をいたします。

平成18年12月12日招集の第18回定例会において議決されました諸議案に つきましては、12月22日付けで市長充てに会議結果の報告を行なっております。

今定例回までに受理いたしました陳情につきましてはお手元に配布してあります 陳情文書表のとおりであります。

本定例会への提出議案は、市長提出議案39件であります。

本定例会の説明出席者は市長以下12名であります。

以上であります。

行政報告

議長(山川 豊君) 市長の行政報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、市長室関係について申し上げます。

政策調整課所管では、1月15日に、「自治基本条例を考えるあわら市民会議」を 設置し、自治基本条例の素案の策定作業に着手しました。

自治基本条例は、市民と行政の協働のまちづくりを体系化し、これを実践していく ための仕組みとルールを定めるもので、平成13年に北海道ニセコ町で初めて制定さ れたのを皮切りに、近年多くの自治体で検討され、制定されているものであります。

1 1 人の市民でつくるこの市民会議には、約半年間をかけて条例案の検討を行っていただく予定で、こうした作業を経て提言される条例案は、パブリックコメント等により市民の皆さんのご意見をいただいた後で、本年 1 2 月の定例会に提案いたしたいと考えております。

なお、作業の途中経過につきましては、議員各位にも、折に触れ、説明して参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、総務部関係について申し上げます。総務課所管では、昨年より県に対して協議をしておりましたあわら市地域防災計画について、去る2月9日に開催されました福井県防災会議において、「意義がない」旨の決議をいただきました。これを受け、2月27日には、あわら市防災会議を開催し、地域防災計画の県との協議が終了した旨の報告を行ったほか、同日併せて開催いたしました国民保護協議会において、昨年より策定をしてまいりました「あわら市国民保護計画」の承認をいただいております。今後は、各種防災マニュアルの策定に取り組み、安全安心なまちづくりを進めて参りたいと考えております。

次に市民生活部関係でございますが、市民課所管では平成20年度から75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が創設されることに伴い、先般の12月議会定例会において福井県後期高齢者医療広域連合の設立についてご承認をいただいたところです。今年1月に、知事に対し設立申請が行われ、2月1日付けで設立が認可されております。また、同日開催された、構成市町会議により、広域連合長には坂川福井市長が選出されております。

生活環境課所管では、環境基本条例に基づき環境基本計画を策定中であり、去る2月8日の議会全員協議会で素案を説明させていただいたところであります。この計画について、2月1日から2月15日までパブリックコメントの募集をしたところでありますが、公害問題への要望が1件ございましたが、本計画に対するコメントはありませんでした。

今後、あわら市環境審議会の答申を受けて、新年度には、この計画を市民に周知し、 推進して参りたいと考えております。

次に経済産業部関係でございますが、農林水産課所管では、平成19年度より、農

地や水などの資源の保全とその質の向上を図る新たな対策としまして、農地・水・環境保全向上対策事業が始まります。

この事業は、様々な状況変化に対応し、将来にわたって農業・農村の基盤を支えていくため、農業者だけでなく、地域住民、関係団体などが幅広く参加する活動組織をつくって頂き、これまでの保全活動に加えて、施設等のきめ細かな手入れや農村の自然や景観を守る地域共同活動に対し、農振農用地の面積に応じて支援交付金が交付される事業でございます。あわら市では、この事業の平成18年度のモデル地区としまして、剱岳地区の後山地係の中山溜池において、外来魚のブラックバスを捕獲し、生態系の保全につとめて頂いたところであります。

なお、平成19年度から本格的に実施されます事業の説明等につきましては、担当課が昨年9月より農家組合長会議やJA花咲ふくいの各支店において、区長・農家組合長を対象に説明会を開催しております。また、昨年11月から本年2月までに集落へ出向いての説明会は50回を数えているところでありますし、担当課での区長・農家組合長への説明も併せますと100回を超えております。

現在、事業取り組み集落数につきましては、78集落で、約85%の取り組み率となっておりますが、あわら市といたしましては、この事業を平成19年度の重点施策と位置付け、なお一層の取り組み率の向上を目指し、3月末の申請期限まで努力して参りたいと考えておりますので宜しくお願い申し上げます。

次に土木部関係でございますが、建設課所管の都市計画道路金津・三国線道路改良 事業の進捗状況について申し上げます。

坂ノ下区及び重義区地権者との用地買収については、一部の地権者との交渉が難航 し契約完了には至っておりませんでしたが、昨年末に最後の売買契約を締結すること ができました。

ここに、用地を提供して頂きました地権者の方々に改めて厚くお礼申し上げます。 更に、同事業の関連として国庫補助事業として認可された国影地係への歩道延長20mにつきましても現在地権者との用地買収の交渉中であります。

今後、出来る限り早期に締結できるよう最善の努力をして参りたいと考えております。

なお、今年度は暖冬により降雪量が少ないため、当該事業の発注工事が予想以上に早く進行いたしております。

このことから、当初の予定どおり、坂ノ下地係から重義地係までの延長1,450mにつきましては、平成19年度中には完成する見込みとなっております。

最後に教育委員会関係でございますが、教育総務課所管では、2月20日、本議場をお借りし「あわら市中学生議会」を開催いたしております。

これは、あわら市の将来を担う中学校の生徒に、市政の一端を知ることにより、ふるさとを愛する心を培い、ここに生きる喜びと夢を抱かせる目的で開催したものです。

当日は、市議会議員の皆様をはじめ、教育委員、教職員、保護者など30名の方々が傍聴されるなか、芦原・金津両中学校の2年生24名が、議長、事務局長、議員の

役割を分担し、一般質問や提出議案の承認、決議案の決議等を行ない、模擬市議会を 体験いたしました。

終了後の懇談会では、「この貴重な体験をこれからの中学生生活に活かしたい」との感想も出るなど、初期の目的を達成することができたと考えております。

次に文化学習課所管では、創作の森において1月20日から2月25日まで、照明・インテリアデザイナー、建築家などによる作品60点を展示し、「アカリ・イマージュ、冬を楽しむあかり展」を開催いたしました。

会期中の2月10日からの3日間には、関連イベントとして「冬のヒカリ・森のあかり」を開催し、野外で光や映像などによるイベントを夜9時まで行ない、企画展の1日当たり入場者数としては過去最高の865人を記録いたしております。

総入場者は、2月21日現在、3,891人となっております。

また、2月18日には「第5回森のアートツアー」を日帰りで開催したところ、友の会員、メセナ会員、一般から51人の参加があり「名古屋市美術館」、「ノリタケの森」を訪れております。

以上で、行政報告を終ります。

会議録署名議員の指定

議長(山川 豊君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、八木秀雄君、2 番、笹原幸信君の両名を指名します。

会期の決定

議長(山川 豊君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異義なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より3月22日までの22日間と決定しました。 なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

議案第1号の上程・提案理由説明

議長(山川 豊君) 日程第3、議案第1号、専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を議題とします。

議長(山川 豊君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) ただいま上程されました議案第1号、専決処分の報告について の説明を申し上げます。

議案第1号につきましては、市の除雪車の事故による損害賠償の額を定めたものであります。

平成18年12月4日、芦原庁舎車庫に除雪グレーダーを格納する際に、駐車場に 止めてあった自動車に接触し、損傷させた事故の損害賠償の額を定めることについて、 本年1月10日付けで専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により、報告するものであります。 議長(山川 豊君) 議案第1号、専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)は、以上をもって終結いたします。

議案第2号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長(山川 豊君) 日程第4、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて (平成18年度あわら市一般会計補正予算(第5号))を議題とします。

議長(山川 豊君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) ただいま上程されました議案第2号、専決処分の承認を求める ことについてのご説明を申し上げます。

議案第2号につきましては、平成18年度あわら市一般会計補正予算(第5号)で、716万8千円の追加補正を行ない、歳入歳出予算総額をそれぞれ121億6,317万7千円とすることについて、平成19年1月26日付けで専決処分を行ったものであります。

補正の内容につきましては、児童手当の追加計上200万円のほか、昨年12月に発生した落雷による公共施設の修繕費366万8千円、吉崎御山の保全委託料150万円であります。

なお、歳入につきましては、児童手当の国庫負担金10万2千円の減額、同じく県 負担金100万2千円の増額、落雷に係る建物罹災共済金263万9千円のほか普通 交付税326万円などを計上しております。

よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長(山川 豊君) 上程議案に対する質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) ただ今、議題となっております議案第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存知ますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて(平成18年度あわら市一般会計補正予算(第5号))を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定しました。

議案第3号から議案第11号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長(山川 豊君) 日程第5、議案第3号、平成18年度あわら市一般会計補正予算(第6号) 日程第6、議案第4号、平成18年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 日程第7、議案第5号、平成18年度あわら市老人保健特別会計補正予算(第2号) 日程第8、議案第6号、平成18年度あわら市金津雲雀ケ丘寮特別会計補正予算(第3号) 日程第9、議案第7号、平成18年度あわら市公共下水道特別会計補正予算(第5号) 日程第10、議案第8号、平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号) 日程第11、議案第9号、平成18年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算(第2号) 日程第12、議案第10号、平成18年度あわら市水道事業会計補正予算(第4号) 日程第13、議案第11号、平成18年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第2号)

以上の議案9件を一括議題とします。

議長(山川 豊君) 市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君

市長(松木幹夫君) ただいま上程されました議案第3号、平成18年度あわら市一般会計補正予算(第6号)から議案第11号、平成18年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第2号)までの9議案について、概要の説明を申し上げます。

これら9議案は、工業用水道事業会計を除く全ての会計の補正予算であります。

議案第3号の一般会計補正予算(第6号)につきましては、2億5,300万7千

円の減額補正を行ない、歳入歳出予算の総額をそれぞれ119億1,017万円とする ものであります。

今回の補正につきましては、年度末補正でございますので、その多くが、各歳出項目において、事業費の確定や精算等により生じた不用額を減額したものとなっております。また、これらの余剰の財源が生じたことから、財政調整基金の取り崩しを2億4,200万円減額いたしております。

それでは歳出の主なものからご説明いたします。

まず議会費では、議員調査活動に係る議員旅費、随行旅費93万円を減額をしております。

次に総務費関係では、企画費で総合振興計画書に係る印刷製本費156万3千円を 減額したほか、情報化推進費で電算共同利用に係る福井坂井地区広域市町村圏事務組 合負担金815万1千円を減額いたしております。

また、公共交通対策費では、コミュニティバス運行事業に係る委託料346万6千円を減額したほか、京福バス路線に係る広域生活路線維持対策等事業補助金1,434万8千円を計上いたしております。

民生費関係では、社会福祉総務費で市社会福祉協議会運営事業補助金248万2千円及び国民健康保険特別会計繰出金298万3千円を減額しておりますほか、障害者福祉費で介護給付費3,500万円を、訓練等給付費856万円をそれぞれ減額し、重度心身障害者医療費助成費330万円を追加計上しております。

児童福祉総務費では、乳幼児医療費助成費200万円を追加し、保育所費では低年齢児保育充実促進事業補助金295万7千円を、幼児園費では、次世代育成支援対策補助金451万8千円をそれぞれ減額しております。

衛生費関係では、塵芥処理費で清掃センターに係る福井坂井地区広域市町村圏事務 組合負担金1,980万1千円を減額いたしております。

農林水産業費関係では、農業振興費で坂井北部丘陵地畑作再生総合対策事業補助金312万8千円を、農地費では、坂井北部土地改良区事務所運営補助金340万7千円及び農業集落排水事業特別会計繰出金306万5千円をそれぞれ減額いたしております。

商工費関係では、観光施設費であわら湯のまち駅舎改修工事基本設計委託料500 万円を減額いたしております。

土木費関係では、県事業費の確定に伴い道路橋りょう新設改良費で県営道路改良事業負担金779万8千円を、河川総務費では県営河川改良事業負担金350万4千円をそれぞれ減額したほか、公共下水道費で高料金対策としての公共下水道特別会計繰出金1,971万1千円を減額いたしております。

消防費では、常備消防費で嶺北消防組合負担金281万4千円を減額したほか、消防施設費で消火栓新設維持管理負担金280万円を追加計上しております。

教育費では、小学校費の学校管理費で小学校耐震診断業務委託料240万3千円を 減額したほか、波松小学校の体育館屋根補修工事990万円を計上しております。 また、教育振興費で金津東小学校スクールバス運行委託料658万1千円を減額しております。

公債費関係では、地方債償還に係る元金及び利子で2,390万円を減額いたして おります。

また、歳入につきましては、財政調整基金の取り崩しの減額等に伴い、繰入金で2億4,201万2千円を減額したほか、地方交付税で2,556万円を、国支出金で障害者自立支援給付費負担金等の減額による2,717万4千円を、市債で衛生債等の減額による3,570万円をそれぞれ減額いたしております。

一方、法人市民税の増に伴い市税で5,000万円を、保育所保育料、幼児園保育料等に係る分担金負担金で4,051万円をそれぞれ追加計上いたしております。

次に、繰越明許費でございますが、農林水産業費の県営林道事業に係る負担金154万円、土木費の金津・三国線に係る地方道路交付金事業1,000万円、県営道路改良負担金29万8千円、上新橋線に係る特定交通安全施設等整備事業2,250万円の4事業でそれぞれ所要額を翌年度に繰り越して使用できる経費として定めております。

最後に地方債の補正でございますが、内容といたしましては、事業費の確定などに伴い、一般会計出資債をはじめ8件についてそれぞれ所要の変更措置を行っております。

議案第4号の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、2,553万7千円の追加補正を行ない、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億6,789万9千円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費の一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費等で1億4,981万円を追加計上し、老人保健拠出金で医療費及び事務費に係る拠出金1億401万1千円を減額したものであります。

歳入につきましては、主なものとして、退職者医療に係る療養給付費等交付金1, 191万円、高額療養費に係る共同事業交付金962万2千円等を追加計上いたして おります。

議案第5号の老人保健特別会計補正予算(第2号)につきましては、5,616万円の追加補正を行ない、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億4,518万7千円とするものであります。

歳出といたしましては、医療諸費で医療給付費を6,228万円追加計上し、医療費支給費を590万円減額するものであります。

これに伴う歳入につきましては、医療費に係る支払基金交付金3,442万円、国庫支出金1,076万円等を計上しております。

議案第6号の金津雲雀ケ丘寮特別会計補正予算(第3号)につきましては、3,0 80万8千円の追加補正を行ない、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億950万6千円とするものであります。

歳出といたしましては、養護老人施設費等の不用額を減額するとともに、基金に3,

850万円を積み立てるものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金1,716万6千円、措置費収入922万7千円、利用料収入483万3千円等を追加計上いたしております。

議案第7号の公共下水道特別会計補正予算(第5号)につきましては、2,506万5千円の減額補正を行ない、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億2,061万4千円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、事業費の下水道建設費で九頭竜川流域下水道事業建設負担金1,032万2千円、下水道維持管理費で九頭竜川流域下水道維持管理負担金1,000万円、公債費で一時借入金利子等に係る利子204万3千円を減額するものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金908万8千円及び諸収入で消費税還付金19 5万8千円を追加する一方、一般会計繰入金1,971万1千円、下水道事業債1,040万円及び下水道使用料600万円を減額いたしております。

なお、下水道事業費の雨水管渠整備工事の国庫分4,100万円、市単独分1,20万円及び九頭竜川流域下水道事業建設負担金1,665万4千円につきましては、 繰越明許費の設定をいたしております。

地方債補正につきましては、流域下水道事業5,130万円を4,090万円に変更いたしております。

議案第8号の農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、7千円の追加補正を行ない、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,033万7千円とするものであります。

内容につきましては、事業費の農業集落排水維持管理費で基金利子 7 千円を追加計上したもので、歳入におきましては、繰越金 3 0 6 万 5 千円を追加計上し、一般会計繰入金で同額を減額いたしております。

議案第9号のモーターボート競走特別会計補正予算(第2号)につきましては、4万1千円の追加補正を行ない、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億9,975万9千円とするものであります。

内容につきましては、競艇基金利子4万1千円を追加計上いたしております。

歳入では競艇事業収入で払戻金端数切捨金39万9千円を減額する一方、前年度繰越金を同額追加計上いたしております。

議案第10号の水道事業会計補正予算(第4号)につきましては、収益的収入で、加入負担金400万円、水道料金1,200万円及び一般会計からの消火栓維持管理負担金62万9千円を追加計上する一方、高料金対策補助金1,600万円を減額し、補正後の水道事業収益予定額を9億1,234万1千円とするものであります。

また、資本的収入では、建設改良工事負担金4、765万8千円、集中監視制御システムに係る企業債6,680万円を減額するとともに、消火栓設置負担金217万1千円を追加計上し、補正後の資本的収入予定額を1億5,388万3千円とするものであります。

これに対し、資本的支出においては配水設備改良費の集中監視制御システム9,600万円及び委託費の上水道事業基本計画策定委託料397万7千円などを減額し、補正後の資本的支出予定額を3億9,232万3千円とするものであります。

議案第11号の芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的収入で、水道料金304万円を減額する一方、給水工事収入11万5千円を追加計上し、補正後の水道事業収益予定額を1億6,691万2千円とするものであります。これに対し、収益的支出では営業費用の動力費60万円、検針業務委託料60万円などを減額し、補正後の水道事業費用予定額を1億7,588万8千円とするものであります。

また、資本的収入においては、工事負担金の加入金31万円を追加し、補正後の資本的収入予定額を171万円とするものであります。

これに対して、資本的支出では、建設改良費の配水管布設替費などで220万円を 減額したほか退職手当組合負担金347万5千円を追加計上し、補正後の資本的支出 予定額を3,835万3千円としております。

以上が補正予算の概要でございます。これら9議案につきまして、よろしくご審議 をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) ただいま議題となっています、議案第3号から議案第11号までの9議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第12号から議案第21号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長(山川 豊君) 日程第14、議案第12号、平成19年度あわら市一般会計予算、日程第15、議案第13号、平成19年度あわら市国民健康保険特別会計予算、日程第16、議案第14号、平成19年度あわら市老人保健特別会計予算、日程第17、議案第15号、平成19年度あわら市金津雲雀ケ丘寮特別会計予算、日程第18、議案第16号、平成19年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算、日程第19、議案第17号、平成19年度あわら市モーターボート競走特別会計予算、日程第20、議案第18号、平成19年度あわら市公共下水道事業会計予算、日程第21、議案第19号、平成19年度あわら市工業用水道事業会計予算、日程第22、議案第21号、平成19年度声原温泉上水道財産区水道事業会計予算

以上の議案10件を一括議題とします。

議長(山川 豊君) 市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君

市長(松木幹夫君) ただいま上程されました、議案第12号、平成19年度あわら市一般会計予算から議案第21号、平成19年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算までの平成19年度10会計予算につきまして、予算編成の基本方針を申し上げます。

政府は、昨年12月に「平成19年度予算編成の基本方針」を閣議決定しております。

この中において、平成23年度に国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、簡素で効率的な政府を実現するため、これまでの財政健全化の努力を継続し、 歳出改革路線を強化するとしております。

これらが地方財政に与える影響は大きいものがあり、従来からの三位一体改革に引き続き、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の総額抑制と併せて、地方財政計画の圧縮が予定されております。

平成19年度地方交付税については、現行法定率分を堅持するとしておりますが、普通交付税では、基準財政収入額において税収の伸びを10.5%増と見込んでいるほか、基準財政需要額では、その他の経費の伸び率を3%減とすることで、前年度に比べて総額で4.4%減としており、更に本市においては、特別交付税で合併に伴う財政支援分が終了するなど、大変厳しいものとなっております。

このような状況の中、本市では、あわら市行政改革大綱に基づき経費の削減に努めるとともに、国や県の施策の動向を注視し、財源の計画的かつ重点的配分に努めて参りました。

また、昨年6月に策定した、あわら市総合振興計画に掲げる各種事業を着実に推進するため、福祉・教育の充実、産業の振興、生活基盤の整備など、各分野に所要の事業費を計上し、バランスのとれた配分となるよう編成をいたしております。

以上が予算編成の基本方針でございます。各会計予算の内容につきましては、副市 長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げ ます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 副市長、坪田雅一君

副市長(坪田雅一君) 命によりまして、議案第12号、平成19年度あわら市一般会計予算及び議案第13号から第21号までの各特別会計予算について、概要説明を申し上げます。

まず、議案第12号、平成19年度あわら市一般会計予算についてでございます。本案は、歳入歳出それぞれ111億7,000万円と定めるもので、前年度当初予算と比較して4億9,000万円、4.2%の減となりますが、これは、前年度において、国営総合農地開発事業に係る償還補助金が終了したことや退職職員の補充を行なわず人件費を削減したことなどによるものであります。

それでは、主な歳入について申し上げます。

第1款、市税は、総額44億3,687万5千円で、前年度と比較して4億9,915万1千円、12.7%の大幅増となっております。特に個人市民税で本格税源移譲や定率減税の廃止などにより、3億7,600万円、法人市民税で1億10万円の増を見込んでいるものであります。

第2款、地方譲与税は、総額1億5,200万円で、本格税源移譲に伴う所得譲与税の廃止により前年度と比較して2億6,000万円、63.1%の大幅減となっております。

第3款、利子割交付金から第8款、自動車取得税交付金までは、前年度における調定の状況や県の見込額等を勘案して計上しているもので、合計して前年度比0.4%の増となる5億2,600万円を計上しております。

第9款、地方特例交付金は、3,600万円で、恒久的減税による減収を補てんするために交付されていた減税補てん特例交付金が縮小されたため、前年度と比較して8,330万円、69.8%の大幅減となっています。

第10款、地方交付税は、25億7,600万円で、前年度と比較して3億7,200万円、12.6%の減となっております。

平成18年度の普通交付税の決定額は25億5,228万5千円でありましたが、 単位費用の見直しや下水道事業に係る資本費平準化債の発行などにより、前年度比6. 4%の減22億9,300万円を計上としております。

また、特別交付税は、合併に伴う財政支援分が終了するなどの要因があるため、43.2%の減としているものであります。

第12款、分担金及び負担金は、保育所・幼児園の保育料や学校給食費負担金など、 前年度比9.2%の増となる3億3,269万5千円を計上しております。

第13款、使用料及び手数料は、市営住宅使用料、一般廃棄物処理手数料など、前年度比0.6%の減となる1億7,983万1千円を計上しております。

第14款、国庫支出金は、前年度比7.0%の減となる6億4,983万6千円を計上しております。

増減の主な内容としては、児童手当拡充に伴い国庫負担金が増となる一方、金津・ 三国線などの交付金事業に係る国庫補助金が減となることによるものであります。

第15款、県支出金は、前年度比20.4%の増となる6億319万6千円を計上しております。

増減の主な内容としては、昨年の障害者自立支援法の施行により、民生費県負担金が、国政及び統一地方選挙により総務費委託金が増となる一方、農村振興総合整備統合補助事業の終了による補助金などが減となるものであります。

なお、市町村合併特別交付金については、6,740万円を計上しております。

第18款、繰入金は、前年度比27.1%の減となる5億542万5千円を計上しております。

内容としては、財政調整基金繰入金4億3,000万円、ふるさと創生基金6,35

3万1千円が主なものであります。

第20款、諸収入は、前年度比4.6%の増となる3億8,320万円を計上しております。

内容としては、各種貸付制度に係る預託金等の貸付金元利収入1億9,469万2 千円、地域支援包括的支援・任意事業受託費などの受託事業収入4,796万2千円、 雑入1億4,043万9千円が主なものであります。

第21款、市債は、前年度比20.1%減となる7億5,530万円を計上しております。

内容としては、臨時財政対策債3億7,400万円のほか、農林水産業債2,140 万円、土木債3億5,990万円となっております。

なお、このうち合併特例債としては、2億6,530万円を予定しております。 次に、歳出でありますが、まず、性質別の状況を申し上げます。

人件費等の義務的経費は、総額で53億3,190万3千円、構成比は45.7%で、 前年度と比較して0.2%の減であります。

また、物件費等のその他の経費は、総額で58億3,809万7千円、構成比は54.3%で、前年度と比較して7.6%の減であります。

増減の主な内容としては、人件費で、退職職員の不補充等による1億6,525万2千円、6.6%の減。扶助費で、児童手当制度の拡充による乳幼児への加算や、北潟幼児園の公設民営化に伴う措置委託料などによる1億3,104万8千円、8.8%の増。補助費等及び繰出金で、公共下水道事業の企業会計化により、それぞれ前年度に比べて大幅な増減があり、補助費等で6億2,211万3千円、31.7%の増、繰出金で9億2,422万3千円、54.6%の減。普通建設事業費では、2億3,066万2千円、19.7%の減となっておりますが、前年度をもって国営総合農地開発事業に係る償還補助金が終了したことによるもので、実質的にはほぼ前年並となっているものであります。

次に、款別の概要を申し上げます。

第1款、議会費では、1億8,453万4千円で、前年度と比較して4,251万5千円、29.9%の増となっております。

これは、議員報酬の改定などによるものであります。

第2款、総務費では、10億6,742万8千円で、前年度と比較して6,047万1千円、5.4%の減となっております。

主な内容としては、第1項、総務管理費で、集中管理・情報漏洩対策システム構築委託料295万9千円、文書管理システム改修委託料400万円、第4項、選挙費で、参議院議員選挙費1,425万円、知事及び県議会議員選挙費996万8千円、第7項、諸費で、コミュニティバス運行事業委託料5,250万円、えちぜん鉄道株式会社経営支援補助金2,087万5千円などをそれぞれ計上しております。

第3款、民生費は、31億3,728万1千円で、前年度と比較して1,859万5 千円、0.6%の増となっております。 主な内容としては、第1項、社会福祉費で、国民健康保険特別会計繰出金1億2,762万5千円、民間施設バリアフリー整備事業補助金975万円、重度心身障害者医療費助成費1億3,500万円、障害者自立支援給付事業3億912万7千円、地域生活支援事業1,968万6千円、坂井地区介護保険広域連合負担金3億3,439万円、老人保健特別会計繰出金2億8,227万1千円、老人保護施設措置費8,420万6千円、第2項、児童福祉費で、放課後児童健全育成事業2,454万5千円、乳幼児医療費助成費4,428万円、児童扶養手当支給費7,929万5千円、児童手当支給費2億1,869万円、母子家庭等支援費事業1,281万4千円、本年4月から新たに公設民営化を図る北潟幼児園を含む私立保育所・幼児園措置委託料5億2,400万円、延長保育促進事業等を内容とする次世代育成支援対策費補助金3,283万8千円、地域子育て支援センター運営費1,895万5千円、第3項、生活保護費で、生活保護給付費1億3,600万円などをそれぞれ計上しております。

第4款、衛生費は、10億5,128万4千円で、前年度と比較して595万3千円、0.6%の増となっております。

主な内容としては、第1項、保健衛生費で、予防接種事業2,000万8千円、健康 診査事業2,670万円、特定不妊治療費助成金150万円、坂井地区環境衛生組合 負担金6,465万7千円、三国あわら斎苑組合負担金2,202万6千円、高料金対 策等に係る水道事業会計補助金2億2,522万4千円、第2項、清掃費で、一般廃 棄物収集委託料5,764万5千円、資源ゴミ収集委託料2,584万3千円、清掃セ ンター費などに係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金4億7,198万8千 円、資源回収奨励事業補助金1,100万円などを計上しております。

第5款、労働費は、8,736万円で、前年度並みの計上となっております。

第6款、農林水産業費は、4億9,177万9千円で、前年度と比較して3億20 5万6千円、38.1%の減となっております。

主な内容としては、第1項、農業費で、坂井北部丘陵地農業経営体育成モデル事業補助金1,243万7千円、坂井北部丘陵地畑作再生総合対策事業補助金721万8千円、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金840万円、土地改良事業償還金補助金1億1,294万5千円、農地・水・環境保全向上活動支援事業負担金3,317万円、農業集落排水事業特別会計繰出金3,728万6千円、第2項、林業費で、松食い虫被害総合対策委託料628万2千円、県営広域基幹林道剱ヶ岳線整備事業負担金1,700万円などを計上しております。

第7款、商工費は、3億2,606万9千円で、前年度と比較して1,517万7千円、4.9%の増となっております。

主な内容としては、商工会活動事業補助金2,247万3千円、中小企業振興資金預託金1億円、商工フェスティバル事業補助金500万円、地域再生マネージャー事業委託料1,486万8千円、観光事業補助金1,030万円、夏まつり開催補助金500万円、地域ブランド創造活動推進事業補助金500万円、セントピアあわら管理委託料2,420万円、社宅賃借料補助金120万円などを計上しております。

第8款、土木費は、17億4,862万6千円、前年度と比較して1億9,059万6千円、9.8%の減となっております。

主な内容としては、第2項、道路橋りょう費で、一般市道に係る舗装補修工事費2,900万円、改良工事費1億円のほか、市道滝・高塚線の改良、金津・三国線の整備及び十日・嫁威線融雪設備に係る地方道路交付金事業1億5,650万7千円、市道上新橋線の歩道改良に係る特定交通安全施設等整備事業2,500万3千円、県営道路改良事業負担金2,300万円、除雪作業委託料500万円、雪に強いまちづくり支援事業補助金130万円、第3項、河川費で、宮谷川河川改修事業7,010万円、第4項、都市計画費で、都市計画決定資料作成業務委託料3,100万円、芦原温泉駅周辺整備及び都市公園整備に係るまちづくり交付金事業2億4,500万円、継続費の湯のまち駅前多目的用地取得費3,984万6千円、金津東部土地区画整理組合補助金3,200万円、公共下水道事業会計負担金等6億6,013万円、第5項、住宅費で、公営住宅ストック総合改善事業4,154万5千円などを計上しております。

第9款、消防費は、5億2,171万円で、前年度と比較して43万8千円、0.1% の減となっております。

主な内容としては、嶺北消防組合負担金4億9,537万8千円、消火栓新設維持管理負担金1,450万円、防災情報ネットワーク事業負担金281万3千円などを計上しております。

第10款、教育費は、11億6,855万円で、前年度と比較して3,617万2千円、3%の減となっております。

主な内容としては、第1項、教育総務費で、カウンセリング事業426万9千円、国際交流派遣事業721万2千円、豊かな体験活動推進事業265万円、第2項、小学校費で、複式学級解消等に係る臨時講師賃金1,648万7千円、各小学校AED(自動体外式除細動器)配備費269万4千円、金津東小学校等スクールバス運行委託料1,919万2千円、第3項、中学校費で、芦原中学校サッシュ補修及び家庭科室屋上防水工事744万8千円、スクールバス運行委託料1,489万7千円、生徒通学費補助金830万円、統合中学校建設事業630万1千円、第4項、幼稚園費で、放課後児童健全育成事業644万7千円、第5項、社会教育費で、金津創作の森管理委託料2,718万6千円、文化振興事業委託料125万円、金津創作の森アートコアエントランス工事256万円、金津創作の森財団運営補助金4,123万円、あわら北潟湖畔観月の夕べ開催補助金650万円、吉崎御山排水工事430万円、第6項、保健体育費で、生涯スポーツ育成事業運営委託料300万円、体育協会活動事業補助金440万円、スポーツ少年団活動事業補助金338万円、トリムマラソン開催経費324万2千円などを計上しております。

第11款、災害復旧費は、130万円で、前年度と同額の計上としております。

第12款、公債費は、13億6,646万4千円で、前年度と比較して2,145万9千円、1.6%の増となっています。

内容は、市債の償還元金11億2,669万7千円、償還利子2億3,976万7千円で一時借入金利子500万円を含んでおります。

第13款、諸支出金は、761万5千円で、前年度と比較して300万9千円、28.3%の減で、内容としては各基金の利子分等の積立金であります。

第14款、予備費は、1,000万円で、前年度と同額を計上しております。

次に、特別会計でございますが、議案第13号、平成19年度あわら市国民健康保 険特別会計予算について、申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億630万円と定めるもので、前年度と比較して3億1,180万円、12%の増となっております。

これは、老人保健拠出金が減となるものの、保険給付費や平成18年10月から始まった保険財政共同安定化事業に係る共同事業拠出金が大幅増となっていることによるものであります。主な内容でありますが、歳入においては、国民健康保険税8億5,530万円、国庫支出金6億5,933万8千円、療養給付費等交付金7億5,532万8千円、共同事業交付金2億9,967万円、繰入金2億2,662万5千円などを計上しております。

なお、繰入金の内訳は、一般会計からの繰入が1億2,762万5千円で、基金の取り崩しによるものが9,900万円となっております。

また、歳出においては、保険給付費18億9,084万4千円、老人保健拠出金5億1,160万円、介護納付金1億4,000万円、共同事業拠出金2億9,967万3千円などを計上しております。

議案第14号、平成19年度あわら市老人保健特別会計予算について、申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億600万円と定めるもので、前年度と比較して6,480万円、1.9%の増となっております。

主な内容でありますが、歳入においては、支払基金交付金18億1,390万4千円、国庫支出金11億2,784万7千円などを計上しています。

なお、一般会計からの繰入金は、2億8,227万1千円となっております。

また、歳出では、医療諸費において、医療給付費及び医療費支給費など35億59 8万5千円を計上しております。

議案第15号、平成19年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計予算について、申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,110万円で、前年度と比較して4,920万円、13.6%の増となっております。

これは、指定介護老人福祉施設費で土地購入費などを計上したため、増額となるものであります。

主な内容でありますが、歳入においては、措置費収入1億2,743万5千円、介護保険収入1億9,467万1千円、利用料収入3,568万2千円、市債5,000万円などを計上しております。

また、歳出では、養護老人施設費1億2,772万9千円、指定介護老人福祉施設費1億9,707万8千円、通所介護事業費4,521万2千円などを計上しております。

なお、昨年の介護保険制度の改正に伴い、新たに特定施設入居者生活介護事業費を 計上しております。

議案第16号、平成19年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算について、申 し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,800万円で、前年度と比較して110万円、 1.6%の減となっております。

主な内容でありますが、歳入においては、使用料及び手数料1,340万8千円、 一般会計繰入金3,728万6千円、市債1,490万円などを計上しております。

また、歳出では、事業費 1,8 4 1 万 2 千円、公債費 4,3 1 2 万 8 千円などを計上 しております。

議案第17号、平成19年度あわら市モーターボート競走特別会計予算について、 申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億9,300万円で、前年度と比較して670万円、0.2%の減となっております。

内容としましては、予算の基本となる勝舟投票券売上額について、一日平均売上額 を1億1,000万円と見込み、所要の経費を計上しているものであります。

なお、歳入不足に対応するため、競艇基金の取り崩しによる繰入金1,880万円 を計上しております。

議案第18号、平成19年度あわら市公共下水道事業会計予算について、申し上げます。

本会計は、経営状況をより明確にするため平成19年度より企業会計とするものであります。

このため、予算総額の前年度との比較は難しいものの、収益的支出及び資本的支出の合計額に対する昨年度の予算総額を単純に比較すれば、歳出総額で3億3,309万6千円、15.1%の増となっております。

内容としましては、「収益的収入及び支出」はそれぞれ同額の、11億9,406万3千円を計上しております。

次に、「資本的収入及び支出」の「収入」につきましては、10億9,950万3千円を計上しております。

また、「支出」におきましては、13億4,903万3千円を計上しております。

主な内容としては、建設事業費として、国庫補助事業分で5億4,001万6千円、 市単独事業分で1億3,800万円のほか企業債償還金6億976万6千円でありま す。

なお、「収益的収入及び支出」の営業収益及び営業外収益で、高料金対策等に係る 一般会計からの負担金及び補助金6億6,013万円を計上しております。 議案第19号、平成19年度あわら市水道事業会計予算について、申し上げます。 まず、「収益的収入及び支出」の「収入」につきましては、前年度当初予算に比較 して、1.5%の減となる8億9,788万8千円を計上しております。

これに対し、「支出」におきましても、前年度当初予算に比較して、1.4%減の8億9,747万6千円を計上しております。

次に、「資本的収入及び支出」の「収入」につきましては、前年度当初予算に比較して、91%の増となる1億3,765万9千円を計上しております。

また、「支出」におきましても、24.4%の増となる3億3,618万3千円を計 トしております。

主な内容としては、老朽管の布設替えなどの配水設備改良費1億3,400万円、 企業債償還金1億5,157万1千円であります。

なお、「収益的収入及び支出」の営業外収益で、一般会計からの高料金対策補助金 2億1,000万円を計上しております。

議案第20号、平成19年度あわら市工業用水道事業会計予算について、申し上げます。

まず、「収益的収入及び支出」の「収入」につきましては、前年度並となる1,076万円を計上しております。

また、「支出」におきましても、ほぼ前年度並となる992万9千円を計上しております。

一方、「資本的収入及び支出」の「支出」においては、新たに800万円を計上しております。

内容としては、主に取水ポンプ及び制御盤の更新事業であります。

議案第21号、平成19年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について、申 し上げます。

まず、「収益的収入及び支出」の「収入」につきましては、前年度当初予算に比較して、8.3%の減となる1億6,678万8千円を計上しております。

これに対し、「支出」におきましても、前年度当初予算に比較して、2.2%の減となる1億7.431万2千円を計上しております。

次に、「資本的収入及び支出」の「収入」につきましては、公共下水道工事に伴う配水管移設補償費に係る他会計負担金など、総額で306万1千円を計上しております。

また、「支出」におきましては、50.1%の増となる5,086万4千円を計上しております。

主な内容としては、公共下水道工事に伴う配水管布設替え工事や緊急貯水槽設置用 地購入などの配水設備改良費3,425万円及び事務費1,661万4千円でありま す。

以上、あわら市各会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業会計に係る平成19年度 当初予算の概要を申し上げました。 十分なるご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(山川 豊君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 今ほど副市長、ご苦労様でした。説明してる方も疲れるかもわかりませんけれども、聞いてる方も疲れました。

そんな中で、平成19年度もやね、えちぜん鉄道に対する補助金、これが計上されております。これは旧芦原町時代から続いている事ですから、しかたが無いこととしまして、このえちぜん鉄道に対して、最近ものすごくクローズアップされているのが、この三国・芦原線のLRT化、この構想じゃないかと思います。

そんな中で、一応、特に三国・芦原線におきましては、LVR、これを導入すると、こういう話が出ておるんですけれども、この構想化に対する具体的な話し合いはどこまで進んでいるのかお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市民生活部長、山田重喜君。

市民生活部長(山田重喜君) 穴田議員の質問にお答えいたします。

えちぜん鉄道のLRT化でございますけれども、これにつきまして北陸新幹線の絡みの関係もございまして、えちぜん鉄道と福井市の都市計画の形の中で進められております。

えちぜん鉄道の三国・芦原線につきましては、

現在のところ、福井市の田原町の駅ですね、それから福井鉄道の軌道を併用いたしまして、だるま屋西武の前を通りまして、最終的には福井西口まで延長するということでございます。

現在のところ、そういう段階でございまして、事業費とかですね、そういったものは明らかになっておりませんけど、今後いろいろな問題で、県、国の指導を仰ぎながら推進していくものと思います。

尚、えちぜん鉄道株式会社に置きましては、LRT化に付きまして、プロジェクトチームを立ち上げて対応して行くとのことでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 16番、穴田満雄。

次に子育て支援について、ちょっとお聞きしたいと思います。

県でもやね、特に放課後の小学生、特に小さい子供の居場所作りを強化したいと先 日新聞にもそういう記事が出ておりました。

当あわら市においても当然今までもやっておりますけれども、この県は新に33ヶ

所ですかね、こういう施設を新設したいと、このように新聞には報道されていたんですけれども、当市の当初予算を見てやりますと、その児童クラブ新設関連工事で78万円を計上しております。そうしますと県の方からですね、県は3億数千万円予定してるということなですけれども、あわら市に対してどれくらいの補助が来るのか、それとあわら市は何ヶ所ぐらい新設ができるのかと、これについてお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 福祉保健部長、清水芳文君。

福祉保健部長(清水芳文君) 穴田議員のご質問にお答えを致します。

現在、児童福祉費でもってございます工事請負費でございますけれども、これにつきましては18年度に実施をしておりました古町児童館、ここでは長期休暇のみ対応していたわけでございますけれども、19年度では1年を通してやるというような事の中で、古町児童館の設置工事を予定をいたしているところでございます。

それから19年度におきましては、今申し上げました古町児童館と本荘公民館、それと湯のまち公民館、この3ヵ所を新設をいたしまして、合計合わせまして7ヶ所で開設を予定を致しているところでございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 16番、穴田満雄。

もう一点だけお願いします。

次はゴミの減量化なんですけれども、昨今、このゴミの減量化が盛んに言われております。当市におきましても、それに対する取り組みとして色々やっておりますけれども、平成19年度の当初予算を見てやりますと、分別収集しているゴミ袋に、2,190万、約2,200万ほど計上してあると、平成18年度比較してやりますと、平成18年度は1,820万ほどの計上であったと、350万ほど増額計上してあるんですけれども、なぜ増額をしてあるのかと、今ほど言いましたようにゴミの減量化は各自治体とも真剣に取り組んでいる事項じゃないかと思います。

当市におきましても、合併3ヵ年が過ぎましたから、その間の格差是正がここに盛り込まれているんだと、こういうように言われるのならそれは理解できますけれども、この点についてもひとつお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市民生活部長、山田重喜君。

市民生活部長(山田重喜君) 穴田議員のご質問にお答えいたします。

ゴミの減量化につきましては、僅かではありますけれども、平成 1 5 年度から順次減量化が進んでおります。

ご指摘の予算の350万程度の増額でございますけれども、これにつきましてはいわゆる原油の高騰によりまして、ゴミ袋作成にかかる原材料費が高くなったという事

でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長(山川 豊君) 他に質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 今年から農地・水・環境保全向上支援事業というのが始まるということですが、県の説明では農地、それから水利施設を集落で共同で維持管理して行くとか、そういう事と同時に化学肥料とかですね、農薬を減らすとか、そういう環境面からのいろんな取り組みも推進するというようになっていたと思いますが、実際にはそういう化学肥料とか、農薬を減らすとか、そういうような取り組みというのは非常に弱いのではと思うんですが、その辺りのみんな計画段階だと思いますが、実情はどんなんでしょうか、ちょっと説明をお願いしたいなと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 経済産業部長、平田幸一君。

経済産業部長(平田幸一君) 山川議員のご質問にお答えいたします。

19年度から始まります、農地・水の事業でございますけども、各集落に説明の中におきまして、19年度におきましては基礎部分、農地の管理保全等々の推進をしているところでございまして、それ以上の分につきましては来年以降、農薬の減量等々について、また行きたいなと思っております。

あわら市におきましては基礎部分を推進するということでご理解を願いたいと思います。

議長(山川 豊君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) ただいま議題となっています、議案第12号から議案第21号までの10議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議長(山川 豊君) 暫時休憩をします。

(午前10時58分)

議長(山川 豊君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時07分)

議案第22号から議案第30号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長(山川 豊君) 日程第24、議案第22号、地方自治法の一部を改正する法律

の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第25、議案第23号、あわら市副市長の定数を定める条例の制定について、日程第26、議案第24号、 庁舎の統合等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第27、議案第25号、あわら市男女共同参画推進条例の制定について、日程第28、議案第26号、あわら市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について、日程第29、議案第27号、あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第30、議案第28号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第31、議案第29号、あわら市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、日程第32、議案第30号、あわら市工業等振興条例の全部を改正する条例の制定について

以上の議案9件を一括議題とします。

副議長(東川継央君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) ただいま上程されました議案第22号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから議案第30号、あわら市工業等振興条例の全部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてにつきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、複数の条例を改正する必要が生じることから、これらを一括して改正するものであります。

主な改正の内容といたしましては、助役の職名が副市町長に改められたこと、従来特別職であった収入役を廃止し、代わりに一般職の職員のうちから会計管理者を置くこととされたこと、監査委員の定数が地方自治法上に規定されたこと、吏員を職員と改められたことなどがあります。これらの改正に伴い、あわら市表彰条例を始めとする9本の条例を改正する必要があるため、この案を提出するものであります。

議案第23号、あわら市副市長の定数を定める条例の制定については、議案第22 号と同様に地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、これまで地方自治法において原則1人と定められていた副市長の定数を、各自治体の条例で定めることとされたため、この案を提出するものであります。

議案第24号、庁舎の統合等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、本年4月より金津庁舎と芦原庁舎を統合し、金津庁舎を統合庁舎とすることに伴い、あわら市役所の位置を定める条例及びあわら市公告式条例の一部を改正する必要があるほか、統合に伴う組織の一部見直しにより、名称が変更となる部及び課があることから、これらの名称を使用している条例を改正する必要があるため、この案を提出するものであります。

議案第25号、あわら市男女共同参画推進条例の制定については、男女共同参画の

基本的な考え方を定めるとともに、市民、市及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に向けた取り組み推進するため制定するものであります。

議案第26号「あわら市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について」は、公共下水道事業の資産の保有状況を明確にするとともに経営状況の透明性を高め、企業としての観点から事業を捉えることにより、健全な財政運営を目指すため、本年4月から公共下水道事業の会計処理に公営企業法の財務に関する規定等を適用するため、この案を提出するものであります。

議案第27号、あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院規則の改正に伴い、本年4月から、これまでおおむね4時間の勤務時間ごとに置くこととされていた15分の休息時間を廃止し、これまで45分であった休憩時間を1時間とすることなどについて所要の改正措置が必要となるため、この案を提出するものであります。

議案第28号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定については、昨年の人事院勧告及び福井県人事委員会勧告に基づき、扶養手当の 額及び管理職手当の定額化について所要の改正措置が必要となるため、この案を提出 するものであります。

議案第29号、あわら市保育所条例の一部を改正する条例の制定については、市立保育所の管理を指定管理者に行なわせることに伴い、この条例の一部を改正するもので、本年4月から北潟幼児園の管理に関する業務を地方自治法に基づく指定管理者に行なわせるに当たり、指定管理者による管理について所要の改正措置を規定する必要があるため、この案を提出するものであります。

議案第30号、あわら市工業等振興条例の全部を改正する条例の制定については、 奨励措置の対象となる地域を拡大するとともに、助成金の交付要件を緩和することに より積極的な企業誘致を促進するため、あわら市工業等振興条例の名称を「あわら市 企業立地促進条例」に改め、その全部を改正するものであります。

以上、9議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただ きますようお願い申し上げます。

議長(山川 豊君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) まず、議案28号についてですが、この措置によって給与水準に具体的にどれくらいの影響があるのかという事について伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) ただ今の山川議員のご質問にお答えをさせていただきます。 議案28号のあわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で ございますけれども、今回これまで第2子までの扶養手当、6千円ございましたが、 第3子につきましては5千円という規定でございました、それを第3子につきまして も1千円上げまして、同額にして6千円ということでございます。

その対象職員の扶養している扶養者の対象数でございますけども、第3子以降のかずが41名ということでございますから、1千円かけまして4万1千円予算上、給与費がアップするということになろうかと思います。

それから、管理職手当を定額化することの影響でございますけれども、現在、管理職手当につきましては、管理職手当の支給規則ということで、例えば部長級でありますと17%、理事16%、課長14%と定められているわけでございますけれども、これを職務の責任に応じて一定化するというのが今回の趣旨でございます。

その影響でございますけれども、現在、例えば部長級であればですね、給与については各自差があるわけでございますが、それに17%かけますと若干差がでてまいります。これをフラット化するということで、現在支払っております管理職手当ての総額をですね、割り返すような形で、人員で割り返すような形で定額を定めるということでございますから、実質的にこの影響はないものと考えております。

議長(山川 豊君) 他に質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 30号についてですが、企業誘致の問題ですが、今日の新聞にも出ておりますが、要件緩和して最高5億円まで助成をするということですが、ちょっとひとつは今までとどこが緩和されたのかということについて、もう少し説明をお願いしたいというのと、この企業が来た場合に、市からの助成に上乗せして、県からも助成があるのではないかと思いますが、それはあるのかないのか、あるのであればどれくらいあるのかということ。

それから、具体的に今年、まだ予算上は何も計上されていないと思いますが、今年 これに該当するような具体的な事案はもう、どれくらい予定されるのか、そこら辺り についてお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 経済産業部長、平田幸一君。

経済産業部長(平田幸一君) 山川議員のご質問にお答えします。

助成金の改正ということで、具体的に詳しくということでございますけれども、新しく出来ます助成につきましては、助成の対象をこれまでの面積ですね、取得の面積、または建築の面積等々を改めまして、今回、企業の投下固定資産を交付用件と改めております、1件目は。

その他、雇用促進奨励という形の中で、これまで新規雇用者につきましては、一人当たり6万というような奨励金でございましたけれども、新しく初年度に一人当たり30万、その後2年間に渡りましては、新規採用につきましては10万円というように改めております。

また、立地助成金の中で新規雇用という条件がございますけども、以前は15人の

新規採用というのが交付用件でございましたけれども、今回、新規雇用は3人以上というような形で改めております。

一応、助成金につきましての新しく改めたというのは以上のようなものでございます。

また、もう一件、県の助成制度があるのかというご質問でございますけれども、県にも誘致した企業に対しまして、企業立地促進補助金という優遇制度がございます。業種によりましては最高限度額30億という形になってるわけでございます。この内容につきましては、市と大体良く似て、業種といたしましては先端技術産業、また試験研究所、それに一般製造業というような企業についての助成でございます。

また、補助用件といたしましても、土地の取得、造成費、また建物の建設費、機械設備というような形の中で、県におきましても投下固定資産額というような形で、補助しております。

これにつきまして、こういう用件がありまして、各市町村の方に企業が進出という 形になりますと県の融資制度も受けられるというような形になろうかと思っており ます。

また新しく、この条例に該当する企業という形でございますけれども、この条例につきましては4月施行という形の中で、19年度におきまして操業開始等々の指定を受けた業者につきましては、この新しく出来ます条例の対象になるということで、今進めています、柿原の進出企業でございますけども、これにつきましては、聞きますと10月操業という形になりますと、この条例に該当するようになろうかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(山川 豊君) 他に質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 21番、橋本達也君。

2 1番(橋本達也君) 議案第25号のあわら市男女共同参画推進条例につきまして、 この条例案を理解する為に、ちょっとわからないところ、それから確認をしておきた いところが、恐縮ですけども5点ほどありますので、順次質疑をさせていただきます。

まず、第1点目ですけども、前文の中ほどにですね、性別による固定的な役割分担 という言葉があります。これはしばしば使われている言葉なんですけども、この固定 的な役割分担って言葉の定義付けがですね、この条例案の中には明確になっておりま せん。

この定義付けのことについてお伺いしますが、一般的に固定的な役割分担といいますと、男は仕事、女は家庭と、こういう考え方は固定的だというような言い方をされるんじゃないかと思いますが、逆に女は仕事、男は家庭と言っても、これはやはり同じように固定的と言わざる得ないと思います。

例えば夫婦がお互いを尊重しながら、自分の家庭の中で作業の分担をやるということは有り得ると思うんですけども、そのような分担をした場合は、多かれ少なかれ固定的にならざる得ないんではないかなと思います。

そういうように考えますと、固定的ということを条例の中ではどのように理解をしたいいのか、まずその点を第一点目としてお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) ただ今の橋本議員のご質問にお答えします。

第3条の基本理念のところの第4号ですか、今、おしゃられたような表現があるわけでございます。

この固定的な役割分担、現在考えられる一般的にですね、慣例的に残っているものといたしましては、今、橋本議員がおっしゃられたようなですね、例えば男は仕事で、女性は家庭、それから地域では例えば区長さんは男性がなったりですね、女性はそういう会議の時にはお茶だしをすると、そういったことが現在も慣行としてあるようでございます。

また、職場ではですね、男性は主要な仕事に付きまして、女性は補助的な仕事に付くといったようなことが慣例的に社会に残っている固定的な役割分担というものがあるという形で捕らえているわけです。

そういったものをですね、今後の社会と致しましては、そういったことが男女の個性とか能力発揮をですね、阻害する要因になっているということに経ちましてですね、今後は社会の対等な構成員と致しまして、自らの意思によりまして社会の活動に参加する、そういった機会を確保するということが、この男女共同参画社会作りを進める上で、重要なことであるというもとで条例の中で捕らえた上での表現でございます。答弁になっているかちょっとわかりませんが、以上でございます。

よろしくお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 21番、橋本達也君。

21番(橋本達也君) 2点目ですけども、第2条の1項から2項に渡っての部分ですけれども、ここは男女が均等にですね、政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けるというようになるために、男女の間で格差があれば必要な範囲において、積極的な格差改善措置を講ずると、こういうことだろうと思いますが、ここで非常に気になる言葉なんですけども、均等に、利益、必要な範囲においてという、この3つの文言ですけども、この3つの文言読みますとですね、思い出されるのがマルクスの有名なことばでありまして、「労働に応じて利益を分配するのが社会主義の原理であり、必要に応じて利益を分配するのが共産主義の原理である」という言葉が思い浮かばれます。

そのような読み方がここのところは出来てしまうのではないかという気がちょっとしております。

そうなりますと、これは機会の均等と公正な自由競争を旨としている憲法の趣旨に 違背するのではないかというような議論さえあるようです。

ここのところが、恐らく条例案を作るときには法令審査会ですか、そういうところ

も通ってると思うんですけども、その辺の理解は、そのような理解をしてよろしいのかどうか、その点をお尋ねします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 第20条用語のご質問でございます。いわゆる男女間の格差の関係かと思いますが、憲法では男女平等というものは当然与えられているわけでございまして、市内の企業等におきましてもですね、いろいろとアンケート調査いたしますと、管理職は圧倒的に男性が多いという状況でございます。

また、市の審議会との委員の構成につきましても、女性の場合は昨年4月1日現在で大体登用率が26.2%となっておりますし、人口の比率からいえば男性が多いわけでございますが、市の政策に女性の声がなかなか届かないという状況になっているわけでございます。

17年に行ないました市民のアンケート調査の中でもですね、地域社会、職場、政治の場などで男女の平等感につきましてお聞きした所でございますけれども、教育分野を除く全ての分野でですね、男性が優遇されていると感じている方が、割合が非常に高くなっているという状況でございます。

従いまして、男女が平等で職場で待遇や参画する機会が得られるよう、今後とも啓 発に努めていこうというのが、この条例の趣旨でございます。

そういう意味でですね、第2条にございます男女が均等にというところとかですね、 平等に利益をうけるということにつきましては、そういう形で条例は制定を進めてき たところでございます。

よろしくお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) はい21番、橋本達也君。

2 1番(橋本達也君) それでは第3点目ですけども、第3条の1項にですね、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこととあります。この差別的取り扱いというのはこの条例の中でもう1ヶ所出てたように思いますけれども、私は差別と区別は異なるというように私は思いますし、一般的にもそのように捕らえられているのではないかと思いますが、この条例案の中では差別と区別というものは、別として考えられておられるのか、同じものとして考えておられるのかという点です。

実はその第3条の第6項にですね、国際社会の取り組みと強調する事というように書いてあります。この国際社会の取り組みというのは、女子差別撤廃条約を指しているのではないかと思いますが、この条約の第1条に、区別は差別だと明確に規定されているようです。

この条例案についてはどのように解釈をしたらよろしいのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 第3条基本理念の第6項ですね、国際社会の取り組みと強

調することにつきましては、橋本議員のおっしゃられましたとおりですね、国際婦人年を踏まえましてですね、日本も男女共同参画プラン2000というものを決定してきたわけでございますが、そういったものは根底にはあるかと思います。

しかし、この条例の中での考え方といたしまして、区別と差別という問題につきましては、一時期ですね、この共同参画社会の中で、男女の差は性別の差というものを無視しましてですね、例えばトイレも、更衣室も、浴室も一緒にするとかですね、そういった一時期間違った捕らえ方をされてですね、そういう運動があったように報道されておるところでございます。

これはこの男女共同参画条例の考え方と全く考え方を異にするものでございまして、先ほどのですね職場、地域、家庭におきましても男女は平等な人権を有するんだという根底に立って、今後、男女共同参画社会を勧めていこうという意味でございますので、その点はひとつご理解いただきたいと思います。

議長(山川 豊君) 同一議題については3回の質疑と、そういう会議規則がございますので、これで終結をさせていただきたいと。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 21番、橋本達也君。

2 1番(橋本達也君) ではすいません、以上で終らせてもらいまして、次、議案 3 0号、企業立地促進条例の件ですけども、いっぺんだけお聞きしたいと思います。

助成の条件を緩和して、最大 5 億円という事でありますので、そうなればあわら市の対する企業の投資意欲というのは高まると思います。それはそれで結構な事かと思いますけども、私、この財政運営の問題で、この条例案を作る時に、どのような考え方をされたのかなということが、ちょっとわからないところが 1 点あります。

例えば、最大で5億円の助成が決定されたとしますと、1年間で5億円を助成するのか、あるいは10年間に渡って助成していくのか、いろいろ方法はあると思いますけども、いずれにせよ、必要な財源が、必要になってきます、キャッシュが必要になってくるわけですね。

考え方としては、助成金額の全て、あるいは一部分でもいいんですけども、市税、例えば固定資産税の免除というような方法で助成していくということも立法措置としてはありうると思うんですね、そうしますと例えば、仮にですけども、10年とか15年の間、固定資産税の課税を免除するということになりますと、その間はキャッシュはいらなくなるわけです。その期限が切れた10年なり、15年後から固定資産税が入ってくるということが可能かなと思います。考え方としては。

そうしますと、その間の財政運営がかなり違うんじゃないかなと気がします。今、 財政も厳しいので、そのような発想がなかったのかどうか。

この条例の中には農村地域工業等導入促進の部分につきましてはね、従来は固定資産税の免除措置があったけども、今回、それもなくして、全て一括して助成制度に変えようということになっているようですので、そのような財政運営上の配慮といいますか、なかったのかどうかね、それだけひとつ、お聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 経済産業部長、平田幸一君。

経済産業部長(平田幸一君) 橋本議員の質問にお答えいたします。

この条例の中で農村地域工業等導入促進法の施行に伴います、市税の特例に関する条例というのを、今回、廃止をさせていただいたわけですけれども、この廃止につきましては、農村地域工業導入促進法の規定によりまして、実施計画を作ってるわけでございます。

この計画につきましては、金津町時代の昭和47年の7月に計画策定いたしまして、 この区域内での工場の新設、また増設された家屋また、償却資産に対して、租税特別 措置法施行令によります減免というものがございます。

この措置法によりますと、3年の適用対象期間と定めてございますので、これによりまして以前は3年間の減免措置を講じてきてわけでございますけれども、この対象期間が経過を済んだということで、この租税特別措置法の条文も無くなったという形の中で、今回、この条例を廃止をお願いするものでございます。

また、もう一点、これから始まります助成につきましての財政的な考え方につきましても、そこの中でこの最高 5 億という形になりますと、10年間で分割というような形のことも考えて、財政的も考えていきたい思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(山川 豊君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) ただいま議題となっています議案第22号から議案第30号までの9議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第31号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長(山川 豊君) 日程第33、議案第31号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議長(山川 豊君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) ただいま上程されました議案第31号、公の施設の指定管理者 の指定についての提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号は、先ほどの議案第29号の提案理由の説明でも申し上げましたように、本年4月から社会福祉法人アイリス福祉会を北潟幼児園の指定管理者として指定するものであり、指定の期間につきましては、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間とするものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げま す。

議長(山川 豊君) 上程議案に対する質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) ただいま議題となっています議案第31号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、教育厚生常任委員会に付託します。

議案第32号から議案第39号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長(山川 豊君) 日程第34、議案第32号、坂井北部丘陵地営農推進協議会規約の変更について、日程第35、議案第33号、福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について、日程第36、議案第34号、三国あわら斎苑組合規約の変更について、日程第37、議案第35号、嶺北消防組合規約の変更について、日程第38、議案第36号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について、日程第39、議案第37号、坂井地区水道用水事務組合規約の変更について、日程第40、議案第38号、坂井地区環境衛生組合規約の変更について、日程第41、議案第39号、坂井地区介護保険広域連合規約の変更について、日程第41、議案第39号、坂井地区介護保険広域連合規約の変更について、以上の議案8件を一括議題とします。

議長(山川 豊君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) ただいま上程されました議案第32号、坂井北部丘陵地営農推 進協議会規約の変更についてから議案第39号、坂井地区介護保険広域連合規約の変 更についてまでの提案理由の説明を申し上げます。

これら8議案は、議案第22号でも申し上げましたように、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う規約の変更であります。それぞれ、規約にあります「収入役」、「会計管理者」及び「吏員」等の変更について協議する必要があるので、この案を提出するものであります。

なお、議案第33号、福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更については、構成団体の増加及び構成団体の名称の変更を、議案第36号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてにつきましては、組合議員の定数の変更を併せて行なうものであります。

以上、8議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただ きますようお願い申し上げます。

議長(山川 豊君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 議案33号、福井県市町総合事務組合についてですが、この結果、この事務組合の構成団体数はいくつになるのか、ちょっと伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

今回の市町総合事務組合規約の変更によりまして、加入団体数がどれだけかという ご質問でございます。

共同する事務によりまして若干変ってくるわけでですが、この組合に加入する団体数といたしましては、17市町とですね、これまで25組合、一部事務組合でございましたが、それに今回、後期高齢者医療広域連合並びに、坂井地区水道用水事務組合が加わりまして27組合になると、従いまして、市町村については17、一部事務組合については27という構成でございます。

議長(山川 豊君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) ただいま議題となっています、議案第32号から議案第39号までの8議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

陳情第1号の委員会付託

議長(山川 豊君) 日程第42、陳情第1号、(株)クリエイトコーポレーション、 タイヤ焼却プラント事業の早期撤退を求める陳情を議題とします。

議長(山川 豊君) ただいま議題となっています陳情第1号は、環境対策調査特別 委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

したがって、この陳情は環境対策調査特別委員会に付託して、審査することに決定しました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙

議長(山川 豊君) 日程第43、福井県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙 を行ないます。

議長(山川 豊君) お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

議長(山川 豊君) お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定いたしました。

議長(山川 豊君) 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に山川 豊を指名いた します。

議長(山川 豊君) お諮りします。

ただいま議長において指名しました、山川 豊を当選人とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

よってただいま指名しました、山川 豊が当選されました。

議長(山川 豊君) ただいま、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました、山川 豊を、本席より会議規則第32条第2項の規定により告知します。

散会の宣言

議長(山川 豊君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、3月7日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前11時51分)

地方自治法第123条の規定により署名する

平成19年 月 日

議長

署名議員

署名議員

平成19年度 第19回あわら市議会 定例会

平成19年 3月 7日(水) 午前9時30分 開

1. 開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(散 会)

出席議員(22名)

D ₃ X	哦臭(~~口 <i>)</i>													
	1番	八	木	秀	雄	2番 笹 原 幸 信								
	3番	大	下	重	_	4番 山 川 知一郎								
	5番	Щ	П	峰	雄	6番 北 島 登								
	7番	関	Щ	博	夫	8番 向 山 信 博								
	9番	坪	田	正	武	10番 篠 﨑 巖								
1	1番	石	田	則	_	12番 丸 谷 浩 二								
1	3番	牧	田	孝	男	14番 卯 目 ひろみ								
1	5番	宮	崎		修	16番 穴 田 満 雄								
1	7番	Щ]]]		豊	18番 海老田 州 夫								
1	9番	見	澤	孝	保	20番 東 川 継 央								
2	1番	橋	本	達	也	22番 杉田 剛								

欠席議員(なし)

地方自治法第 121 条により出席した者

市長	松木	幹夫	副	市	長	坪	田	雅	_
教 育 長	児 島	博 光	総	務 部	長	神	尾	秋	雄
市民生活部長	山田	重喜	福	祉保健部	祁長	清	水	芳	文
経済産業部長	平 田	幸一	土	木 部	長	絹	谷	忠	典
教育 次長	中橋	憲治	芦原温	1.泉上水道財産区	管理者	竹田		富九一	
市長室理事	長谷川	賢 治	土	木部理	事	田	田崎震		

事務局職員出席者

事務局長 圓道信雄 事務局長補佐 中林敬雄

書 記 渡 邉 清 宏

開議の宣告

議長(山川 豊君) これより、本日の会議を開きます。

議長(山川 豊君) 本日の出席議員数は、22名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(山川 豊君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(午前9時30分)

会議録署名議員の指定

議長(山川 豊君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、八木秀雄君、2番、笹原幸信君の両名を指名します。

一般質問

議長(山川 豊君) 日程第2、これより一般質問を行ないます。

笹原幸信君

議長(山川 豊君) 一般質問は、通告順に従い、2番、笹原幸信君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 2番、笹原、議長のお許しを得まして、一般質問をさせていた だきます。

まずは、過日、この議場で行なわれました中学生議会、彼らの郷土を思う気持ち、 大変感銘を受けた次第でございます。

質問も的確に素晴らしいものがございました。私達もこれを見習い、しっかりと質問をしていきたいと思っております。

それでは、一般質問に移らさせていただきます。

放課後児童クラブ開設に伴う対応についてということで質問をいたします。

このテーマにつきましては、9月、12月議会でも同僚議員が取り上げておりますので、それだけ重大な市民の関心のある問題であると私は思っております。

このクラブの趣旨は、昼間、保護者の居ない小学校1年生から3年生までの児童を、放課後6時まで預かり、充実した放課後が過ごせるようにとのことで開設をされております。また、夏、冬の長期休暇にも対処し、少子化の中、安心して子供を産み、育てられる環境整備の一貫として受け入れ体制が急務であると思います。

2005年の国勢調査の分析によりますと、当県における共働き世帯数の割合は、58%で1995年の国勢調査以来、3連続全国一位になっております。

このような状況を鑑み、子育て支援に対する行政の果す役割が大変重要になってきておると思います。

県においては、健康福祉部が共働き世帯の1年生から3年生を対象とした放課後児童クラブ、厚労省所管と教育長が行なう全学年対象の地域子供教室、文科省所管があり、この2種の施策を部局連携で放課後子供クラブとして一体的に企画運営するということであります。

県内には209の小学校区のうち、25校区はこのどちらも行なわれておらず、県は独自事業で展開をし、空白校区の実施を急ぐ事としております。

この新規事業につきましては、放課後子供クラブ応援事業の当初予算として、市町助成に3億1千万円を計上をしております。

当市において、金津地区では旧町時代から実施をされておりまして、平成17年度時点には4クラブがあり、述べ1万5千人が利用しております。18年度は概算ではありますが、1万7千人程度の利用がございました。また、19年度は更に希望が多くなり、金津市街地では現在の場所では入りきれずに、古町に一箇所増設する予定だそうであります。他の地域においても、入所者が多くなり、現在の場所では対処できなくなってきているとのことであります。

一方、芦原地区においては、5小学校区ありますが、未だ1箇所も設置されておらず、そのままに、現在に至っております。

私は地区からの強い要望を得まして、昨年11月、お母さん方と子育て支援室にクラブ開設の要望に出向きました。要望の中で、明るくて広い校舎と日当たりの良い前庭を備えた本荘幼稚園を使って欲しいと要望を伝えました。この要望に対し、所管かも前向きに検討するとの回答を得たところであります。

本年に入り、子育て支援室より、クラブ入所申し込みを募集をいたしましたところ、本荘地区では9名の申し込みがあり、開設が決まりました。大変喜んでいる次第でございます。また、温泉地区においても同時開設が決まったところであります。

2月に入り、所管課より開設は決まったが、本荘地区、温泉地区共に開設場所が幼稚園ではなく、公民館になったということでありました。募集要項には開設場所として本荘幼稚園、芦原幼稚園となっておりましたが、どうして公民館になったのか、公民館は地域の生涯学習の拠点であり、地域独自の活動の中心的存在であります。特に小さな公民館の場合、地区の人たちが昼間使用を遠慮するという弊害が出てくるかもしれません。

両地区共に環境の良い幼稚園があるのに、なぜなのか、その疑問に対しては施設に 金がかかる事だと重いますが、しかしながらそのために県の当初予算に新規事業とし て予算が計上され、補助金が支給されるのではないでしょうか。

福井市では共働き世帯が多いという事情を反映し、放課後児童の需要は高まる一方で、3年生の受け入れを子断ざる得ないところもあり、来年度には2年生でも受け入れ困難となる地区が出来るということで、保育児童課と市教委が連携し、児童の受け入れを小学校の図書館などに拡大し、市が放課後留守家庭の児童対策に本腰を入れるということであります。学校施設を使って、行政が放課後児童を受け入れるのは県内で初めてになるとのことであります。

当市の子育て支援室と教育委員会の連携、取り組みはどうなっているのか。当市では文科省、厚労省の同じ内容の事業を実施をするよりも、放課後児童クラブを拡充して、対応して行くほうが現実的という方針で事業を進めているとのことでありますが、事業の内容は同じではなく、文科省のプランは小学校全学年を対象にしており、児童クラブは1年生から3年生であり、保護者、同居者の就労証明が必要で、誰もが入所できるわけではなく、一定のハードルが設定されております。

県、福井市の対応と比べて、当市の子供への取り組みは消極的というか、遅れているのではないでしょうか。

市長は人数が増えれば幼稚園での運営も考えると言われましたが、入所する児童は必ず増えてくるものと思います。

県の補助金は開設年度のみ2分の1の補助金が支給されますが、次年度には補助金はなくなり、市単独事業になるとのことであり、かかる費用は全額市の負担となってまいります。

小学校に空き教室がないというのであれば私もここまでは申し上げません。芦原地区の全ての小学校には幼稚園という環境の良い空き教室があるわけであります。なぜ県の補助を使って、改修して、この施設を利用しないのか、今使わなくても来年、再来年、近い将来いずれは使用する事になると思うのですが、その事に先行投資を実施しないという決定をされた事についての説明をお願いを致したい。

最後に負担金ですが、募集要項には19年度は未定となっていますが、多少でも負担が軽くなるようにお願いしたいがいかがでしょうか。私はお母さん方に安心して勤めに行ける環境と子供達が放課後、良い環境の中で伸び伸びと過ごせる場所を作ってあげたいと思っております。

以上で1回目の質問を終ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 福祉保健部長、清水芳文君。

福祉保健部長(清水芳文君) 笹原議員のご質問にお答えをいたします。

本荘地区、温泉地区の放課後児童クラブの開設場所が、当初予定の幼稚園からなぜ公民館に変ったかというような事でございますけれども、旧芦原地区につきましては、旧芦原町の時代におきましても、児童クラブ開設を予定していたことがございます。それが実施段階になりまして、希望者がなかったということもありまして、開設できなかったというような事情がございました。こうした事から特に今後の利用者数の動向を見極める必要があるということ、又、地域の人達との触れ合いの場となって欲しいということなどから、本年度は公民館での開設を予定したところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

現在、放課後における児童の対応といたしましては、議員おっしゃられました厚生 労働省所管の「放課後児童クラブ」と文部科学省所管の「地域子ども教室推進事業」 があるわけでございますが、今後これが一体化しました「放課後子どもプラン」が新 たに創設されわけでございます。 この取り組みにつきましては、関係各課が協議をいたしまして、19年度中にあわら市として方向性を出していきたいと考えているところでございます。

次に、利用料の負担金の問題でございますけれども、これにつきましてはあくまでも受益者負担という観点から、かかる経費については、応分の負担をいただくというのが原則ではないかという具合に思ってございます。

しかしながら、この負担軽減ということにつきましては、今後の少子化対策の推進に当たりまして、放課後児童クラブの負担金をはじめ、保育料、あるいは乳児医療、あるいは乳児健診、妊婦健診、いろんな施策を行なってるわけでございますので、それぞれいろんな財政援助を行っているわけでございます。今後、総合的に検討を加えていく必要があるのではないかなという具合に思っておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) それでは再質問をさせていただきます。

4点ばかりお願いをいたします。

まず、金津地区の方では人数が増えてきまして、現在保育園で児童クラブをやっているということをお聞きしておりますが、場所的に対応が出来ず、公民館を使用する事になったとか聞いております。

それが芦原地区での公民館使用に影響はしていないのか、金津地区に合わせたのか、 それをお伺いしたいのと、公民館での開設を決めた理由は、今後の利用者の動向を見 極める必要があるという事と、又、地域の人達のふれあいの場となって欲しいという 事からというご答弁をいただきました。

しかしながら、私がもうひとつ質問をいたしました、なぜ補助を受けて幼稚園を改修して、補修して開設しないのか、20年度になれば市単独事業になるのだがという質問に対してのお答えがいただいておりません。これについてもお答えをいただきたいと思います。

又、負担金でございますが、現在1年生9千円、2、3年生、8千円となっております。回答では受益者負担という観点から応分の負担をいただく事が原則であると言われました。

以前の定例会での回答でも、同じような回答がなされております。又、近隣の自治体に比べ少し高い料金設定になっているとの事でありました。確かに、今、部長が言われましたように、保育料、乳児医療、乳児検診、妊婦検診等などの施策の中で、色々な財政援助を行なっていると、これは良く理解を出来るところでございますが、近隣の市町に比べて高いという点を勘案をいたしていただいて、少しでも安くしていただきたいと。19年度の負担金は具体的にいくらになるのでありますか、お答えを願います。

4番目に本荘、芦原、古町の新設に当初予算637万円が計上されております。その内訳についてご返答をお願いをいたします。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 福祉保健部長、清水芳文君。

福祉保健部長(清水芳文君) 笹原議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

公民館の使用の件でございますけれども、この件につきましては伊井児童クラブが 当初から伊井の公民館で開設をしているわけでございます。これと同じように先ほど も申し上げましたとおり、地域の人達とのふれあいの出来る場所としては、地区の公 民館が最適な場所であるという事で開設を決めたところでございますので、ご理解を いただきたいと思います。

又、施設整備にかかる県の補助でございますけれども、議員ご指摘の通り、施設開設当初のみの、概ね2分の1補助という事になってるわけでございます。

仮に今後、幼稚園での開設になった場合につきましても、当初計画していたような玄関の新設、あるいは校舎との遮断などの大規模修繕を必要最小限の改修をすることによって利用が可能ではないのかなという具合にも思ってございますので、今後、市の単独事業で実施したといたしましても、さほど財政負担にはならないのではないかなという具合にも考えているところでございます。

次に、19年度の利用料負担金でございますけれども、これは18年度と同額を現在、予定をいたしてございます。又、これの軽減でございますけれども、先ほど申しました通り、今後とも少子化対策を充実していく事が重要課題でございますので、それぞれの事業を総合的に勘案しながら、一部負担金の見直し、いわゆる経費の負担増、あるいは経費軽減措置の拡大、これらにつきましては今後充分、19年度中にでもですね、検討して行く必要があるのではないのかなという具合に考えてございます。

それから、新設クラブの637万でございますけれども、これにつきましては予算 審議の関係もございますので、概略で申し上げさせていただきたいと思います。

本荘幼児園で175万、芦原の方で188万、古町につきましては、クーラー設置工事78万を含めまして、274万、以上を当初予算で計上しているところでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) それでは2回目の質問をいたします。

福祉保健部といたしましては、公民館使用に対してどのようにお考えか、それと今後、市長がおっしゃられたように、人数が増えれば幼稚園を使うという意向は聞いております。福祉保健部としては公民館を使う事にどういうお考えを持っておられるのか。

それから当初予算に計上されました637万円、今、内訳を教えていただいたんですけども、この予算は人件費を含んでいる予算なんでしょうか。

以上、お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 福祉保健部長、清水芳文君。

福祉保健部長(清水芳文君) 福祉保健部と致しましての公民館の使用でございますけども、一応、我々福祉保健部といたしましては、本来ならば児童館等々がありまして、保健部所管の施設でやれれば非常にいいわけでございますけれども、なかなかそういった事もできません。

現在につきましては、先ほども申しましたように、公民館で利用していくということで、こちらの方も対応してまいりたいという具合に思っているところでございます。 それから、637万の分につきましては、当然、人件費を含んでございますので、 ひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

2番(笹原幸信君) 以上で質問を終ります。

宮崎 修君

議長(山川 豊君) 続いて通告順に従い、15番、宮崎 修君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) ただ今、議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。

2 1世紀に入って早や7年、あわら市も合併して3年が経ち、自らの判断と責任で、 徹底した行財政改革を進めているところであります。

いよいよ、庁舎も統合され4月1日よりは、芦原庁舎での業務は、この本庁舎に移 行されますが、旧芦原庁舎を利用されていた市民の方々には、まだまだどのようにな るのか不安に思っている人も多くおられます。混乱が起きないよう万全の対策と周知 徹底を再度お願いをいたします。

なお、旧芦原庁舎の利活用についても、しっかり議論をした上で、早急にお示しく ださいますよう重ねてお願いをいたします。

それでは、広告事業の推進による財源の確保についてお伺いいたします。

財政難に直面する自治体が、保有している様々な資産を、広告媒体として活用することにより、広告収入を得たり、経費節減を図るという、いわゆる「地方自治体の広告ビジネス」というのをご存知の方々も多いかと思います。今回私が取り上げるのは、住民向けに送付する通知書やその封筒、あるいは広報あわら、ホームページをはじめ、あわら市が持つあらゆる資産に、民間企業などの広告を掲載して、収入増や経費の節減を図ってはどうかという提案であります。

どちらかといえば、人員削減や市場化テスト等、行政サイドにとっては、受身に廻

るような発案が多い昨今でありますが、この手の提案は、「行政版、攻めの経営」と もいえるかと思います。

これからの行政は、ニュー・パブリック・マネジメントという言葉に代表されるように、根本的な発想の転換を迫られております。民間の経営手法を公共に取り入れ、公共が生み出す有形、無形の生産物すべてに、全職員が原価意識を持たなければならないと思います。

広告事業の先進地である横浜市は、市職員の提案によるものであります。提案した 職員も大したもんだと思いますが、それを採用した横浜市もさすがであります。

あわら市もとりわけ市長は、これからますます地方分権の厳しい流れの中で、庁舎 統合、人員削減、統合中学校の建設、公設民営化等々、英断をくだされてまいりました。

この事業を微々たる収入源をとらえるか、あるいは、僅かではありますが、貴重な収入源ととらえて今後調査研究し、できる事から取り組んで行くお考えはないか、ご所見をお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長室理事、長谷川賢治君。

市長室理事(長谷川賢治) 宮崎議員のご質問にお答えします。

議員ご指摘の庁舎統合に伴う、市民の皆様への周知につきましては、広報3月号でお知らせすることとしております。内容といたしましては、組織の一部見直しや金津庁舎における部、課等の配置となっていますが、特に、芦原地区にお住まいの皆様に、ご不便をおかけしないよう、市民課芦原分室を保健センター内に移し、引き続き、住民票や証明書の交付のほか、収納事務も継続することとしておりますので、この点にも留意した内容としています。また、ホームページやケーブルテレビのお知らせなども活用し、周知に万全を期してまいりたいと考えております。

なお、芦原庁舎の有効活用につきましては、市民委員10名、職員5名による芦原 庁舎有効活用検討委員会において検討をいただいているところでありまして、その活 用方針を受けまして、出来る限り早い時期に詳細な活用計画をとりまとめていきたい と考えております。

さて、三位一体の改革などにより、さらに厳しさを増す地方財政にあって、経費の 節減はもとより、税外収入など、市独自の財源確保は、財政運営上、積極的に対応す べき課題であると考えております。

あわら市におきましても、厳しい財政状況の中、あわら市行政改革大綱に基づき、 財政の健全化に向け努力しているところであります。

議員ご指摘のように、税外収入を確保する手段といたしまして、近年、広報紙や封 筒などの印刷物への広告掲載のほか、ホームページでの広告、あるいは、公共施設へ の広告掲出といった「広告ビジネス」に取り組む自治体が増えております。

県内では、小浜市と鯖江市、越前市、高浜町が広報紙に、福井県と小浜市がホームページに有料広告を掲載しており、石川県加賀市におきましても、広報紙とホームペ

ージに有料広告を掲載しています。なお、日本広報協会が、昨年12月に実施した全国調査によると、全体の23.6%に当たる430自治体で導入しておりまして、368自治体が導入を検討しているとの結果が示されております。

これらの広告料は、自治体によって違いはありますが、広報紙については、縦5cm、横9cmの大きさで1回当たり2万5,000円程度、ホームページにつきましては、県が1月当たり5万円、小浜市が2万円と聞き及んでおります。なお、旧春江町が広報紙に広告を掲載しておりました坂井市につきましては、平成19年度から広報紙とホームページに掲載を行なうことを決め、現在、その準備を進めているとのことであります。

こうした事業による収入については、例えば越前市では、平成18年度には、広報紙の広告料と市民バスの時刻表の広告料を合わせて、約180万円が計上されております。

一方、議員からもご紹介いただいた横浜市では、職員の給与明細や街路灯のフラッグ、庁舎の壁面、公用車のホイールカバーなど、あらゆる資産を広報媒体と捉えるとともに、横浜国際総合競技場などの公共施設のネーミングライツ、いわゆる施設命名権などもフルに活用しながら、平成18年度には、広告収入で1億3,700万円、ネーミングライツで4億7,000万円の収入を計上しております。

予算の規模や広告の需要などから、あわら市と横浜市を単純に比較することはできませんが、越前市の例からは、こうした広告事業は、財政上、一定程度の成果があることを伺い知ることができます。

また、市の施策に、広告事業という新たな手法を取り込むことは、職員の意識改革 を促進し、停滞しがちなパブリックマネジメントを活性化させるメリットもあると考 えます。

しかしながら、一方では、市の印刷物や施設に、特定事業者の商業広告を掲載し、または掲出することは、公正中立であるべき行政にとって、当該事業者に対する便宜 供与あるいは利益供与とも受け取られることから、これに慎重であるべきとの意見も 一部にはあります。また、景気が回復したといわれる中にあっても、依然として厳し い経営状況にある市内の中小事業者が、果たして広報掲載に応募するだろうかといっ た懸念もございます。

こうしたことから、この広告事業への取り組みにつきましては、財政上のメリットのみならず、市や市内事業者を取り巻く経済環境や公共政策上の観点など、多方面にわたるメリット、デメリットを比較検討し、導入に向けた調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) 15番、宮崎。

ただ今、長谷川理事から導入に向けた調査、研究をしていくという答弁をいただきました。

この事業は本当に、各自治体ともこの2、3年の間に本当に竹の子があちこちから伸びてくるように、本当にこの平成20年ごろには自治体の半分を超すのではないかという勢いで広がっております。

それほど各自治体とも財政が厳しいということも取れえられますし、また、とにかく税収につながる事は、どんどんやっていこうという思いがですね、本当に伝わってまいります。

あわら市においては本当に、すでにスタートの地点が少し遅れているという捕らえ 方で、本当にこの、一刻も早くですね、せめて19年度内には結論を出すというくら いの決意をいただければと思いますので、再度質問をいたします。

よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長室理事、長谷川賢治君。

市長室理事(長谷川賢治) 宮崎議員の再質問にお答えいたします。

具体的にいつ頃から実施するのかという事でございますが、他の自治体の実施状況を調査すると共にですね、先ほど申しました、広告掲載者の所在地の範囲などですね、あわら市で実施した場合における、メリット、デメリットとですね、各課の意見を徴収しながら総合的に判断しまして、平成19年度には実施要綱を策定しまして、できるものから導入をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

関山博夫君

議長(山川 豊君) 続いて通告順に従い、7番、関山博夫君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 7番、関山博夫君。

7番(関山博夫君) 私、7番、関山でございます。

一般質問、私の一般質問は、中学生議会の定期開催についてということでございます。

去る2月の20日に開催されました、中学生議会は大変素晴らしい内容であったと思いました。私も傍聴席で拝見させていただいたわけでございますけれども、一説には我々市議会よりも、良い質問、鋭い質問、的を射た質問が語られていたと言われております。

少し恥ずかしい限りでございますけれども、中学生議会で中学生が理事者に対する質問をするということは、まさに愛すべきふるさとあわら市の現在と、将来の問題に対してですね、大いなる関心を持ち、真剣に自分達の事として果敢に挑戦する少年像と言いますか、そういうものが垣間見え、私達、本当に大人も大いに考えさせられる動機付けになったのではないかなと、そのように私は感じました。

このような前向きな子供達が、大人になった段階でですね、私達のあわら市、我が

あわら市の将来には、豊かで明るい、更に楽しいものになるのではないかなと、そのように考えます。

そこで私は中学生議会の毎年ごとの定期開催を提案いたしたいと存じます。

ちょっと雑談になりますけれども、朝ですね、起きましたら雪がありました。三日 ぐらい前は夏かなと思っておりましたところ、この雪でございまして、スノータイヤ は初めから履いてなかったんですが、今、4WDで出てきました。やっと出てきまし て、少し早めに出てきましたんですが、その中でですね、午前中に起きましたら、そ の事とですね、「みのもんた」さんの、「朝ズバッ!」という所で、福井市のスキー場が 廃止されると、そういうような事がございました。その他にニュースを見ましたら、 越美北線がですね、6月に開通される、これは災害のあとの復旧ということでござい ますけれども、それらの事につきまして考えました時に、どういう事が思い付かれた かというと、今日、もし、東京に行かれる方は、どうやって行くのかなと、スノータ イヤを切り替えてしまって、スノータイヤがない一般タイヤで、小松空港まで行かな ければいけないわけですね、小松空港まで行く、行かれるのかなと、飛行機は除雪し ますから、いわゆる時間通り飛びますわ、そうしますと時間どおり、いわゆる、その 定時に飛び立ってしまいますから、飛行機は行ってしまう、自分はそこで取り残され るとなればですね、私達の身近ないわゆるインフラというのはどういう事かなという ように考えますと、芦原温泉駅、JR芦原温泉駅から、もし特急号、あるいは新幹線 ですね、将来出てくる新幹線、これがあればですね、非常に便利なんではないかなと、 私はそのように感じます。

中学校の議会、中学生議会ではこういう事は問われておりませんでしたが、これは 今、現在の大人の方々が直面している大きな問題ではないかと、私はそのように感じ ます。

そこでですね、実は私の話しはあっち行ったり、こっち行ったりするという事で、後ろの方からも、何か目線が来てるんですけれども、ちょっとお聞きいただきたいんですが、実は昨日ですね、NHKで参議院の予算委員会がございました。その中で自民党の片山寅之助先生からの関連質問としまして、福井県の参議院議員、松村龍二先生の関連質問がありました。その中で、何と芦原温泉駅が冬柴幹事長、幹事長じゃない、冬柴国土交通大臣ですね、から出てきたと、芦原温泉駅という言葉が出てきました。

私はこれもまた、今日の雪と同じようにびっくりしたという事でございます。これはいわゆる北陸新幹線までのプロセスはですね、これは国会テレビ等を見ていただければわかるわけでございますけれども、ライブラリーもありますから、そういうような関係で、実は福井県選出の松村先生から、芦原温泉駅を要するに、冬柴国土交通大臣から引き出したと、本当に素晴らしい事だと、中部縦貫道路、これも大いに評されるわけでございますけれども、これらに関しまして、私達は議会制民主主義というものを中学生の方々がですね、中学生議会を粛々とやられた、この状況を私達はどう考えるか。

更に、その事につきまして繰り返しますが、申し訳ございませんが、そこで私は中学生議会の毎年ごとの定期開催を提案したいということでございます。

第一点はその点でございますので、何卒、ひとつよろしくお願いしたいと思います。 そこでですね、進捗する地方分権時代の市長の理念を問うということで、二つ目の 質問をさせていただきます。

これからの進捗する地方分権時代に、我が市の松木市長はどうあるべきなのかということの理念を、市長自らのお言葉でですね、今現在、いわゆるタイムリーな状況であれば、どのようにお考えであるのか、それを述べていただきたいということでございます。

地方分権時代は、これからは益々、国から地方へ権限が委譲され、国が判断して地方がただ行なってきた事を、地方自信で判断し、行なって、責任を取ることにしていかなければならないわけでございますが、つまり、地方自信での全体を勘案し、大きな判断ができなければならない時代が到来するのあたって、市全体のことを考えた、大きな判断ができる人物こそ、地方分権の時代にふさわしい市長ではないか、私達が市長と呼ばせていただけるに値する人物ではないかと、そのように考えますがいかがでございましょうか。

更に、この度の中学校統合問題も大きなひとつではございませんか。50年先を見る、ひとつのインフラの大きな整備、私達地方に与えられた大きな問題ではないかなと、そのように考えます。

そこで、市長の率直で忌憚のないご答弁をお聞かせいただきたいと思いますが、以上2点、よろしくお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 関山議員のご質問にお答えいたします。

まず、2つ目の「地方分権時代」の市長の理念についてでございますが、平成18年12月に「地方分権改革推進法」が成立し、第二期の地方分権改革がスタートいたしたところでございます。法案には「改革」の2文字を入れたことは、改革への意気込みを込めたものと安倍総理も語っており、明治維新、戦後改革に次ぐ「第三の改革」とも位置付けられております。

地方分権改革の推進は、その理念に、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るために、「国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする」、「地方公共団体の自主性及び自立性を高める」ことを掲げており、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを基本といたしております。

このため、国は、国が本来果すべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はでき うる限り地方公共団体に委ねることとし、ひとつは地方公共団体への権限委譲の推進、 二つには地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けの整理、合理化、 三つには地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理、合理化の三点の措置を 講ずることとしております。 これによりまして、議員ご指摘のように、権限委譲、事務移譲が進められる中で、 地方自治体の責任の範囲が拡大することになり、分権社会の担いとして自己改革を推 進し、活力ある地域社会の構築を自らが進めることをさらに求められているところで ございます。

市民が安心、安全で豊かな暮らしを送るためには、防犯、防災、子育て、高齢者介護、教育、環境など多くの課題を解決していく必要があります。このためまちづくりに参加するさまざまな主体がそれぞれの力を持ち寄り、手を携えながら協働のまちづくりを進めることが重要であると考えております。

国は、三位一体の改革を進めていますが、いまだに地方の財源は充分といえない状況であり、今後、益々地方分権が進められる中で、市長としての責任の重さはこれまで以上に痛感をいたしております。

中学校建設問題についても触れられましたが、これまでもお伝えしてきたとおり、 少子高齢社会の到来、教育環境格差是正、市の財政状況、市民としての一体感の醸成 など、総合的に勘案し、50年先の将来を睨んで、統合中学校の建設を決断した次第 であります。

市には、市民の要望に応えるべく喫緊に取り組む課題、短期的視点から行なう事業、毎年度継続的に行なう事業なども多くあり、現在も各種施策を進めているところでありますが、その自治体の将来を考えたとき「いま何を決断しなくてならないか」という長期的な視野で物事を判断することも、市長として非常に重要な使命であると私は考えていますので、今後ともご理解とご支援を賜りますようにお願いを申し上げます。

なお、1つ目のご質問につきましては、教育長が答弁をいたしますので、よろしく お願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 教育長、児島博光君。

|教育長(児島博光君) | 関山議員の第一問目の質問にお答えいたします。

先の市長の行政報告にもありましたように、去る2月20日、合併後初めての「あわら市中学生議会」を開催いたしました。

この議会は、将来のあわら市を背負っていただく中学生の皆さんに、今後のまちづくりについて関心を持っていただくと共に、市政全般に理解を深めていただくことを目的として開催いたしました。

開催に至るまでには、両中学校の校長をはじめ、担当の先生方、関係の皆さんの大変なご協力、ご理解をいただきまして開催いたしました。

開催決定から当日まで、選ばれた生徒たちには冬休みを挟み、また、授業、部活動の合間の限られた時間を調整しながら、「あわら市総合振興計画」の内容の把握から一般質問書の作成、さらに、議会のルール、また、歴史ある議会と理事者が新市あわら市のより良い進むべき方向性につきまして、議論をしていることなどを事前に学習していただきました。

当日は、厳粛で規律ある雰囲気の中、すばらしい生徒達のお陰で立派な議会を開催

することができ、関係者の皆様に対して、心から感謝いたしております。

また、この議会を傍聴していただきました市議会議員の皆さん、教育委員、教職員、 保護者などからも、「中学生の鋭い質問で、真剣な態度に、感動、感激したと」多く の意見が出されまして、大変よろこんでおります。

なお、議会終了後の市長、正副議長を交えての懇談会の中でも、「貴重な体験をこれからの中学生生活に活かしたい」、「とても良い経験をした」、「これからもいろいろなことにがんばりたい」と意見や、多くの生徒からは「緊張して非常に疲れた」と意見も出されました。

特に、議長役の生徒からは「緊張の連続でしたが、やり遂げられてとても良かった。 この経験を活かしてより良いあわら市のためにがんばりたい」と生徒達の緊張感や達 成感が出されました。

また、指導に当たられた先生からも、「冬休みを挟んでの制約された短期間の時間に相当きついものがありました。でも生徒達がこのような貴重な体験を出来たことがとても良かったと」いうコメントをいただきました。

また、後日の教育委員会でも、生徒達の立派な態度に感心され、是非、継続して開催していただきたいという意見をいただきました。また、この機会に中学生に、あわら市の将来に関心を持っていただき、豊かで明るいふるさとづくりに必ずや寄与してくれるものと大きな期待をしているという意見がでました。

従いまして、議員ご提案の「中学生議会の毎年の定期開催」につきましては、開催 に向けて中学校側と連絡調整を図りながら、最善の努力を払ってまいりたいと考えて おりますので、今後とも、温かいご指導をお願いいたします。

7番(関山博夫君) 関山、終ります。

山口峰雄君

議長(山川 豊君) 続いて通告順に従い、5番、山口峰雄君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 5番、山口峰雄君。

5番(山口峰雄君) 議長のお許しをいただきましたので、5番、山口が公民館の管理運営について質問させていただきます。

昨年の3月議会で、公民館の活動の強化についてという題で質問させていただきました。一般に民間で物事を改善する時には、プラン、実行、ドゥ、評価、チェック、改善、アクトの頭文字を取って、PDAサイクルと言っておりますが、今回、1年を経過しましたので、このPDCAサイクル理論に乗っ取り、昨年の質問に対する回答をP、すなわちプランとしまして、その後、市の、それからの取り組み、ドゥとしまして、今回私のチェックという意味で質問をさせていただきます。

それでは、昨年市の回答である、市のプランを再度申し上げます。

今後の公民館の運営管理につきましては、地域で考え、地域で運営する公民館のひとつの方法として、地元地域で作る団体等に管理、運営を行なわせる、指定管理者制度の導入も検討してまいりたいと考えております。

この制度の導入に当たりましては、平成18年度において関係地区、議員をはじめ、区長会や地域の皆様と協議、検討を重ねながら、平成19年度以降実施可能な公民館から導入し、地域に根ざした地域の文化、伝統などの独自性を育てていく管理運営を行ない、より身近な公民館にしてまいりたいと考えておりますというご答弁をいただいております。

そこで、まず指定管理者制度の導入の検討はいかにされたか、その経緯をお伺いします。

どこの誰とどんな協議をして、どんな結論を出したか、細かく説明してください。 少なくとも私は一切説明、相談を受けておりません。

次に、地域に根ざした、地域の文化、伝統などの独自性を育てていく管理運営を行ない、より身近な公民館にするために、どんな検討をされたかについても説明してください。

同じあわら市の公民館の中で、職員の館長、主事が半日づつの兼務の公民館と民間の館長、主事が専属の公民館があるということです。こういう事も昨年、申し上げましたが、どういう基準で判断しているかという昨年の質問に関しては基準はありませんというお答えでした。

それではなぜ、このような区別、差別と言っていいかどうかわかりませんけれど、 そういうものを付けているのか、なぜ、同じにしてもらえないのか、お答えください。

地域に根ざしたという観点から、民間の館長がいいという理由を申し上げてきました。 18年度に改善の方向が出るかと思いましたが、全くありません。更に今年度の予算を見ましても、全然、その方向の兆しすらありません。本当に努力したのか疑われます。

その上、地域の皆様と協議、検討を重ねながらというお話なのですが、最近になって、公民館で児童クラブをやるという話しがでてきました。非常にびっくりしております。サプライズです。昨年、地域に根ざした、地域の文化、伝統など独自性を育てていく管理、運営をやるとお約束しましたのにです。

児童クラブというのは、平日、通常の日は半日占有してしまう、夏休みになれば一日中になってしまうということです。すなわち、公民館を一日中占有してしまうわけです。

児童クラブと申しますのは、学童保育と申しまして、小学1から3年生の父兄の都合で預かる保育所みたいなものです。預かり保育所です。公民館は社会教育、すなわち生涯教育の場です。保育所ではありません。公民館活動を阻害する原因になると思います。

この点についてお伺いします。笹原議員も同じような質問をされましたが、昨年の回答との関係からの質問であり、この点を考慮の上、ご回答ください。

1回目の質問を終ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 教育次長、中橋憲治君。

教育次長(中橋憲治君) 山口議員さんのご質問にお答えをいたします。

ご承知のように、あわら市の公民館の管理運営につきましては、芦原地域と金津地域に違いがございまして、これの統一した管理運営が、以前から課題となっていたところでございます。

折しも、昨年3月の定例議会で、山口議員さんより地域の社会教育の拠点としての管理運営をすべきとのご指摘を受けまして、これを機に早速、指定管理者制度も今後の在り方として捉え、関係職員による先進地視察を行なうなど、組織や運営の見直しについて協議検討を進めてまいったところでございます。

また、この間、金津地域の皆様からは、管理運営に対しての見直しにより、常時開館をして欲しいとの要望も多く寄せられているところでもございます。

これらのことから、平成19年度からは、中央公民館を除く8館につきましては、 嘱託館長及び臨時事務職員を配置して、平日は常時開館とし、地域の皆様方が集える、 地域の生涯学習活動の拠点にしてまいりたいと考えております。

なお、平成19年度からは庁舎統合も行われるということで、これに加えまして市役所内の機構改革も計画されているというようなことから、それらも考慮しながら公民館の組織も見直しを進めているということでございまして、未だ、地域の区長さんや関係の議員さん方にご相談をできずにおるわけでございますが、一日も早くお願いにお伺いしたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようにお願をいたします。

この組織とした後には、地域に根ざした活動などを積極的に進めたいと考えております。

今後は地域の独自性を活かした公民館運営ができますよう、区長さん、あるいは生涯学習推進員さん、子供会、青壮年団体、婦人会の方々、公民館運営協議会などを作りまして、各種の活動事業や管理運営に関する内容について、それぞれご相談を申し上げながら、地域の人たちが世代や男女の枠を超えて集い合い、相互の親睦を図っていける、地域に根ざした公民館を目指していきたいというように考えております。

どうぞ、今後の地区公民館の管理、運営、活動事業にご理解とご協力をいただきますとともに、力強いご支援をいいただきますようお願い申し上げます。

なお、議員ご指摘の平成19年度の予算措置につきましては、6月補正予算により 対応いたしたいというように思っておりますので、ご理解をいただきますよう、よろ しくお願いを申し上げます。

また、公民館で児童クラブを実施する件につきましては、教育委員会としての所管でお答えを致したいと思いますけども、本来、児童クラブは、児童館や専用の施設で実施をするのが好ましいことではあるというように思っております。しかしながら、全地域にこれらの施設がないあわら市としましては、地域によりましては、公民館を使用して児童クラブを開設することといたしております。

この当該事業を実施するにあたりましては公民館を活用して実施する事によりまして、子どもたちが地域の人たちとの触れ合いを持ちながら、地域の宝として育って行けるよう、大きな期待をいたしているところでございますので、どうか今後とも地域をあげて温かく、子供達を見守っていただきますように、お願いを申し上げる次第でございます。

よろしくご理解をいただきますようにお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 5番、山口峰雄君。

5番(山口峰雄君) 5番、山口です。

再度、質問させていただきます。

指定管理者制度について、ちょっと良く聞こえなかったのですけれども、どの程度 検討されて諦めたというのですか、再度、お伺いします。

それから、児童クラブについてですけど、地域に根ざしたというか、地域との交流ってことを先ほどの笹原議員での説明でもされておるんですけれど、児童クラブというのは、要するに保育所なんで、朝から晩まで、そこへ閉じ込めてっていうと言葉は悪いですけれど、そこへ入れて、ずっとそこで子供を見てるという場でありまして、教育ということは考えてないと思います。

そういう観点から、児童保育が、児童クラブが公民館の活動の一環に、公民館の目的からは非常に外れていると、こういう具合に思いますので、再度、この点に関してお答え願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 教育次長、中橋憲治君。

教育次長(中橋憲治君) 再度のご質問にお答えをいたします。

指定管理者制度の検討についてのご質問でございますが、先ほども申し上げましたように、関係職員によります先進地の視察研修を行ないました。

大変いい所へ視察に行った関係で、立派に指定管理者として若人達がですね、そこの地域の若い方達が、活発に活動いたしておりまして、大変予算額も大きいものでございまして、あわら市に帰ってきまして、そのあわら市に振り返りますと、まだまだその域には達しないと、ふさわしくないというような事がございまして、先ほど申し上げましたように、各館、地区館という扱いで、嘱託館長、あるいは臨時の事務職員を置いてですね、しばらく地域とふれあいを深めながら、指定管理者制度に向けた取り組みをして行くことが、ベターであるというような結論に達しまして、今回8館は地区館にさせていただきたという事でございます。

よろしくご理解いただきたいと思います。

尚、指定管理者につきましては、そういうような中でですね、地域の受け皿ができますれば、そちらの方へ数年後には移行したいということで考えておりますので、ぜひ地域のご協力もいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから児童クラブにつきましては、学校のですね、小学生1年生から3年生まで

の生徒が、放課後、家へ帰っても誰も見る人がいないという生徒さんを預かるという 事で、児童クラブを開催するものでございます。

当然、学校があるときが午後2時ごろからですね、夜6時頃までの開設になるわけでございますし、夏休み期間中は、朝8時頃から6時までの開催という事でございますので、そういう状況の中で公民館に帰りましたら、専門の保育士さんといいますか、預かりの方が、お帰りということで、そこへ帰っていただいて、宿題等をさせるというような事を基本に致しておりますし、そういうような中で、地域の公民館へ来られる地域の方々と、深くお付き合い、ふれあいをしていただいて、地域の方として地域のこれからの若人として育てていただきますような、地域のふれあいを大事にしたいという事で考えておりまして、公民館を児童館とかそういうものがない地域については公民館を活用していただきたいという事で考えておりますので、よろしくお願い致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) はい、5番、山口峰雄君。

5番(山口峰雄君) 5番、山口です。

今、指定管理者制度について、ちょっとお答えいただいて、先進地域へ行って非常に素晴らしい面もありましたってお話ですけれど、じゃあ、あわら市はまだその辺のレベルまで行ってないんだという具合に印象を受けたんですけれど、それから後、受け皿が何とかっておっしゃったんですけど、受け皿作りにしましても、全然地元と相談というんですかね、そういう事がなかったんじゃないかと、相談してなかったと、こういう具合に思うのなら構いませんけれど、全然相談した気配が無かったという事で、ご質問してるわけです。

それで、再度、受け皿作りについて相談したのか、せんのか、全然先進地域を見て きただけなのか、そこらについて再度、お答え願いたいと思います。

それから、ふれあいの場という事でありますけれど、児童クラブというものは私もいろいろ見てきましたけれど、その地域の人とふれあいするような感じじゃないという事で、この辺につきましては見解の相違という事じゃないかと思います。

それからですね、今度、その児童クラブを公民館でやるということに対して、突然、 言われたように思います。これにつきましても関係地区と相談してという基本方針が あったにも係わらず、そのように私、感じておりますんですけれど、その点について、 ひとつ、再度、お答え願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 教育次長、中橋憲治君。

教育次長(中橋憲治君) 再度のご質問にお答えを致します。

指定管理者制度につきましては、一地区といいますか、剱岳地区の公民館の指定管理者制度で、剱岳協議会という団体がございまして、そこへちょっと話しをさせていただきました。

ここで申し上げるのはいかがかと思いますが、中身としましては、まだその団体も

ですね、指定管理者制度として受けるまでには至ってないので、市の方の指導をしばらくいただきたいということでございまして、全ての地域、先ほど申しましたような組織にしまして、ぜひこれからお願いをしてまいりたいというように思っておりますので、よろしくお願いします。

それから児童クラブの件につきましては、所管は福祉の方でございまして、急に公民館をという話しであったようでございますけども、我々教育部局とはですね、昨年から協議、検討を進めておりまして、一部の地域の区長さん方にはご相談が行ってるものと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議長(山川 豊君) 暫時休憩をします。

再開は10時55分から。

(午前10時43分)

議長(山川 豊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時56分)

穴田満雄君

議長(山川 豊君) 16番、穴田満雄君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) ただ今、議長の命がありましたので、申し込み順に従い、16番、穴田満雄が、地方交付税と合併特例債について質問してみたいと思います。

その前に、4名の方が、約3分の1の方が終りましたので、ここでちょっと頭の体操をしてみたいと、このように思っております。

この3月といいますと、各国をはじめ、各自治体でも19年度の当初予算の議会が やっております。国におかれましても、先日、深夜に19年度の当初予算が衆議院を 通過しております。

そんな中で、皆さん、もちろん、そういう方面に興味を持っておられますから、ご存知だと思いますけれども、国の19年度の当初予算、これは82兆9,088億円になっております。当市の19年度の当初予算といいますと、111億7千万と、この数字は当然皆さん、知ってる事と思います。

それでは、国の当初予算が、82兆9,088億と、とてつもない数字に私は思えます。ですからそれでは、その1兆円というお金が、どれくらいの重み、値打ちがあるのかという事を、私もちょっと計算してみました。

仮にですよ、仮に毎日100万円づつ使うとしましょう。100万円づづ、そうしますと1年間に3億6,500万円使う事になります。ですから、1兆円を3億6,50万円で割ってやりますと、約ですね、約2,740年という数字が出てきます。ですから、1兆円使おうと思いますと、毎日100万づつ使っても2,740年係るという事です。

私の記憶が間違いがなければ、神武天皇ですね、一番最初の天皇陛下、これは神話ですけれども、その神武天皇が即位したのが紀元前662年と、私はこういう記憶を持っております。ですから2740年といいますと、その神武天皇が即位したそれよりも以前から、毎日100万づつ使ってもですね、今現在、やっとその1兆円が使えると、ですが冒頭に申し上げましたように、国の予算は82兆、約83兆になりますから、2740年欠ける83倍ですから、いかに国の当初予算は大きな数字になるかという事がわかると思います。

それと、当市の当初予算ですけれども、先ほども言いましたように、111億7千万ですから、これ1年間に先ほど100万円使うとしますと、先ほど言いましたように、1年間に3億6,500万となります、ですから割っていただければ、この何年係るかと、こういう数字が自ら出てくると思いますので、これは最後に私、述べる事にしておきます。

それでは、私の一般質問に入っていきたいと思います。

税といいますと国や地方公共団体が国民から取り立てるお金をいいますが、ここでは地方交付税について触れてみたいと思います。

地方交付税といいますと、地方交付税法の第2条によりまして、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、及びたばこ税のそれぞれの一定の割合の額で地方公共団体が等しく行なうべき事務を遂行する事ができるように、国が交付する税をいいます。

この法律の目的は、法第 1 条により地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権限を損なわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて、地方行政の計画的な運営を保護する事によって、地方自治の本旨、真の目的ですね、実現に貢献するとともに、地方公共団体の独立性を強化する事を目的としております。

運営の基本については、地方自治法第3条2項で、国は交付税の交付にあたっては、 地方自治の本旨を尊重し、条件を付け、またはその使途について、使い道、何らの制 限も受けない、いわゆる一般財源であるという解釈の上に成り立っております。

国から地方自治体へ配分する交付税の総額は、本来、国税の一定割合だけですけれども、バブル崩壊後に国税も地方税も減少しております。そのため、交付税及び譲与税配分金特別会計で、借金をして追加増額をしてきました。その借金残高は国債とは別に、53兆円にも達していると言われております。

先の小泉内閣での三位一体改革では、交付税の借金をこれ以上増やさない為と、地方自治体の歳出削減を目的に地方交付税の総額が抑制されました。各自治体への交付税の配分額は普通交付税の税の算定、すなわち地方交付税第10条により、基準財政収入額、これは税収との見込み額をいいます、と基準財政需要額、これは支出の見込み額をいいます、を自治体毎に算定し、基準財政需要額引く、基準財政収入額を財源不足額と呼び、基準財政需要額、支出の見込み額の方が多い自治体にのみ、財源不足額に応じて、交付税が配布されております。

また、基準財政需要額の算定方法が、極めて複雑ということで、新型交付税の導入

が2006年9月に、総務省から試案が公表されております。新型交付税は、人口と 面積を基本に算定することとし、基準財政需要額の算定を簡素化するとしております。

次に合併に伴う、普通交付税の算定の特例についてですが、普通交付税の特例といいますと、市町村の合併の特例に関する法律の第11条の2により、合併した場合、新市において算定される普通交付税は、合併前の両町の普通交付税の合算額より減少する事になります。このため、合併後10年間は両町の交付税額をそれぞれ算定した合算額より下回らないように補償し、その後、5年間で段階的に縮減する特例となっております。

当市の普通交付税は平成16年度が約27億3,400万円、平成17年度が約27億2,240万円、平成18年度はといいますと、約25億5,230万円、これは先日の3月1日の補正6号までとなっております。

そこでお尋ねいたしますが、今申し上げましたように、新型交付税は人口と面積を基本に算定することになりますが、当市においても新型交付税の試算を行なっているのか。

二つ目ですが、2007年度から需要額の10%程度、新型交付税を導入するとなっておりますけれども、財政措置にどういう影響があるのか。

三つ目ですが、合併3年間の普通交付税の財政措置の増減額はどのくらいになっているのか。

四つ目ですけれども、合併後10年間、いわゆる平成25年度までの財政措置による増減額はどのくらいになるのか。

五つ目ですが、住民負担は低い方にを原則に、それぞれの料金を安い町に合わせてきました保育料、上下水道料、国民健康保険税、ゴミ袋料金の格差是正に伴う、行政負担の三ヵ年の増額分はどれくらいになっているのか。

六つ目ですが、新市の建設計画の経費に、三ヵ年で特例地方債の充当額はどれくらいになるのか、また、元利償還金の70%に値する普通交付税の処置はどのくらいになっているのか。

この6点についてお聞きしたいと思います。

これで第一回の質問は終ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 穴田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目及び2点目につきましては新型交付税に関するものでございますが、政府は、交付税の予見性を高める観点から、人口と面積を基本とした簡素な新しい基準による算定、いわゆる新型交付税を平成19年度から導入することといたしております。

これによりまして、本年度の交付税総額に影響する金額につきましては、約10% 程度と言われておりますが、あわら市におきましては、昨年末から本年にかけまして、 県から提示されました資料に基づき、新型交付税の試算を行っているところでありま す。

すでに新聞報道等でも報道されておりますのでご承知のことと思いますが、今のところ新型交付税による影響は、約2,100万円程度の増になる見込みとなっております。

次に3点目及び4点目の、合併特例法第11条第2項の規定による合併後の普通交付税の財政措置、いわゆる激変緩和措置による額は、合併から平成18年度までの3年間で、12億5,973万3千円となっております。

なお、合併後10年間では、現在の試算では総額約37億5,400万円になる見込みでございます。

次に、5点目の公共料金の格差是正に伴う市の負担額について申し上げます。

合併時には、保育料を始め住民負担はそれぞれの町の低い方又は中間とすることによりまして、極力住民の負担増とならないように調整いたしております。

これに伴いまして、市の負担増となる金額は、いずれも概算ではございますが、3年間の合計で、保育料が約6,000万円、水道料が、約6,200万円、下水道使用料が約3,200万円、国民健康保険税が約3,900万円となります。

一方、一般廃棄物処理手数料、すなわちごみ袋の料金でございますが、これにつきましては、旧両町のほぼ中間の料金としたため、市の負担額が約1,400万円減となっております。

最後に、合併特例債についてでございますが、まず地域振興基金の造成に12億3,500万円、また、道路整備や庁舎統合などの建設事業費に12億2,320万円の合わせて24億5,820万円を充当いたしております。

なお、これら合併特例債の元利償還金に係る交付税算入額でございますが、平成18年度ではですね、利子分だけで2,031万5千円となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 16番、穴田満雄。

今ほど総務部長の方から答弁をいただきましたが、ちょっと私、腑に落ちない点が 2、3点ございますので、再度、質問をしてみたいと思います。

私の質問の題目が、冒頭にも言いましたように、地方交付税と合併特例債ですから、 これひとつしかありませんから、今言いましたように、3点まとめてやね、再度質問 をしてみたいと思います。

まず、一点目ですけれども、新型交付税により、約2,700万程度の増額になってきたと、こういう事ですが、先日の新聞報道によりますと、当市の基準財政需要額、 先ほども言いましたように、支出見込み額ですが、これが69億5,500万円と、 こういうように新聞報道になされております。

この数字ですけれども、この数字は毎年変動するのかと、変動するとなれば何を基準にして変動して行くのかと。それからまた、基準財政需要額の算定は、市町村です

ね、市町村は53項目の算定品目に区分して積算するとなっておりますが、従来と比較して、これ本当に簡素化になってきたのかと、これを第一点としてお願いします。

それから第二点目ですが、公共料金の格差に伴う合併3年間の負担額、これは今ほど総務部長の答弁によりますと、水道料金が3年間で約6,200万円、それから下水道使用料が約3,200万円、それと国民健康保険税が約3,900万円とこのようになっております。

私あえてここで保育料を取り上げなかったのは、これは、保育料は公設民営化になってきておりますから、これはその方で検討していただくということで、ここでは取り上げておりません。ですから、今ほどこの3つで持って、3年間で約1億3,300万円と、行政側の負担となっておりますと、これを1年に直してやりますと水道料で約、年に2,000万円、それから下水道使用料で年に約1,000万円、それから国民健康保険税で年に約1,300万円と、こういう増額になってきていますよと、こういう事なんですね。

そうしますと、このままで今、合併特例債が使用できるのは、これは合併特例債と は関係ありませんけれども、合併特例債が使用できるのは平成25年度までと、こう いう期限付きとなっております。

そんな中で、今ほど言いましたように、水道料あるいは下水道の使用料、それから 国民健康保険税をこのまま据え置いていきますと、かなりの行政側の負担となってく ると、なおさら先ほど来、各議員も言っておりますように財政が厳しい折からやね、 こういう負担増になっていくのはいかがなものかと、こういう感を受けるんですけれ ども、これに対してやね、格差是正を見直しを市長はどのような考えを持っておられ るのかと、これを第二点目としてお願いします。

それから第3点目ですけれども、その合併特例債に対する元利償還、これは今ほどの総務部長の答弁によりますと、3ヵ年で利子分だけ、元金は無しで利子分だけで2,031万5千円と、こういう普通交付税の措置がありましたと、こういう答弁やったんですけれども、私この合併協議会の中で、私の記憶に間違いがあれば別ですけれども、普通交付税に算入する場合にはやね、例えば平成16年度にこれだけ使ったら、平成17年度にこれだけ、これだけというのは70%ですね、70%その普通交付税に算入されると、平成17年度に使った額は、平成18年度に算入されるんだと、このように私は記憶しておるんですけれども、そうなりますと今の場合ですね、利息の分だけ、利率の分だけですから、この借り入れ利率なんですね、借り入れの利息、これは何%で借り入れできたのかと、それから元金の償還の目途ですね、今の場合利子だけですから、この元金の償還、これを普通交付税に算入してくれるのは、その目途というやつは、そういう県、あるいは国の方からはっきりした、そういう答えを貰っているのかと、この3点についてお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 再度の質問にお答えをさせていただきます。

毎年、交付税算定に用います基準財政需要額でございますが、これが毎年変動するのかというご質問でございます。これにつきましてはですね、いわゆる行政経費がどれだけかかるかという実態毎に算定するわけでございまして、現在あわら市も人員削減に努めてるところでございます。

こういった人件費的な要素、経常経費がですね、年々縮小されれば、その分基準財政需要額は減少するということでございまして、そういう意味で変動がするわけでございます。

それから新型交付税の算定によりまして、これまでの交付税算定が簡素化されるのかという事につきましては、財政担当の意見ではそう多く影響が無いような事を言っておりますが、制度が始まって間もないところでございますので、まだちょっと私達も充分把握していないところでございますので、ご勘弁を願いたいと思います。

それから公共料金がですね、このまま据え置けば、今後財政負担増になるのではないかと、見直しのご意見でございますが、合併協議会で公共料金の決定をする際にですね、段階的に下水道料金等につきましては3ヵ年で調整をしていくとか、そういうような決めがございまして、そういう現在は過程にあるという事でございます。

また19年度から、そういった公共料金がですね、固定化しました段階で今後検討していく課題かなということで考えております。

それから、合併特例債の元利償還に対する交付税算入でございますけれども、これにつきましては借りた利息の事でございますけれども、これにつきましては色々と政府系の資金でありますとか、借り入れ先がですね、かなり広範囲に亘っておりますので、ここで詳しいデータも持ってございませんので、また、後ほど回答させていただきたいと思います。

尚、一旦政府から許可を取りました合併特例債の借り入れにつきましては、償還年限を示しまして、それの金額がですね、何年にどれだけの交付税計算の中に算入されるというのは、はっきり出ておりますので、これは将来が約束されている金額だという事でご理解いただければ結構かと思います。

よろしくお願い致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 16番、穴田満雄。

今ほどの総務部長の答弁ですが、少し物足りない面もありますけれども、またそれ は所管課の委員会の中で議論していただきたいと、そのように思います。

それで冒頭に申し上げました、当市の19年度当初予算ですね、111億7千万、これは1日100万円づつ使うと年間に3億6,500万になりますと、これは何年ぐらいかかるとやね、この111億7千万が使いきれるのかと、こういう事をやったんですけれども、計算してやりますと約31年ぐらい係るんですね、31年ですよ、皆さん、31年も係るんですよ、1日100万円づつ使っても。

ですから私ね、こういう言葉、皆さんご存知だと思うんですけれども、無理、ムラ、

無駄、無理、ですから無理な予算執行をしないと、二つ目は無駄な予算執行をしないと、そして三つ目はムラのある予算執行をしないと、こうしてもらわないと今ほど言いましたように、当市の当初予算で毎日使ってもですね、約31年も係るんですから、この税金と言うのは市民の皆様の汗と涙とこの結晶に繋がってくるんじゃないかと思います。

これからやね、益々、当市も財政事情が厳しくなってくると、そんな中で大型事業 も控えております。そういう事を念頭においた市長にやね、予算執行方を心から強く 要望いたしまして、私の一般質問を終ります。

八木秀雄君

議長(山川 豊君) 続いて通告順に従い、1番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 1番、八木秀雄君。

1番(八木秀雄君) 1番、八木秀雄、一般質問をさせていただきます。

あわら温泉街に近い、あわら市二面三丁目に古タイヤを燃料に水を温める、炉施設が設置工事をしていることが、二面の区民から私のところに電話が1月30日に連絡がありました。

すぐ役場にお電話し、また、通告者からも市の方に連絡を取ってもらいました。

その後、タイヤを燃料に水を温める、炉施設とわかり、2月11日に二面区民が事業者を二面区民館に招いて、炉の施設内の説明を受けました。

その時、黒煙は最初の数十秒間だけだという説明を受けました。また、区民からこ の施設はボイラー施設か、焼却炉かの質問にも曖昧な答えでありました。

市民からタイヤを燃やす事で環境への影響は不明、設置前の説明が全くなかった、 温泉街なので風評被害に心配と口々に指摘がありました。

最後に何かあったでは遅すぎると、早急に撤退を強く業者側に強く訴えておりました。この時には我々同僚議員、穴田議員、宮崎議員、関山議員、卯目議員も説明会に参加されて、業者に対して質問、各自質問をされておりました。

その後、2月21日に同施設内で、県坂井保健福祉センター、同市職員、嶺北あわら市消防署職員、地元出店区長、地元民30名の立会いの元、古タイヤ5本を12分間にかけて燃やす試運転を行ないました。

その時、黒い黒煙と臭いが、周辺に広まり、市民からは業者の説明の話しが違うと、 信用できないというような声が出てまいりました。

その後、2月27日に行なわれた2回目の試運転においても、1回目同様の黒煙が 発生し、同様の結果となりました。

私が知る限り、廃タイヤ有価物を燃料とする、水を温める炉施設の関して、市の対応について3点質問をさせていただきます。

廃タイヤ有価物を燃料とする、水を温める炉施設工事の初めから試運転までどのような経過か。

二点目、市民への対応をどのように行なってきたか。

三点目、この施設の設置にあたって、事前の届け義務、稼動を抑制する法律や条例はないのか、市民の不安に対してどのように対応しているのかを質問をさせていただきます。

お答え願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市民生活部長、山田重喜君。

市民生活部長(山田重喜君) 八木議員の質問にお答えいたします。

まず、施設の設置工事開始から試運転までの経緯についてでございますが、施設設置工事の開始は1月27日、1月30日に地元住民から、旧新田塚スイミングスクール跡地に古いタイヤが持ち込まれて焼却炉を設置しているとの通報がありました。これを受けまして、坂井健康福祉センターの職員とともに現地調査を行ない、関係者から事業概要を聞き取り、事業計画書を提出するよう指導いたしました。また、施設の稼働前に地元住民に対して事業内容を説明するよう要請をしてございます。

これを受けまして、2月11日に、事業者による地元説明会が開催され、2月21日には、市、県、嶺北消防署、地元区長、地主の立会の元、最初の試験運転が行われましたが、事業者の説明以上に黒煙が発生いたしまして、試験は失敗に終っております。その後、炉の再調整を行ない、2月27日に行われました2回目の試験運転においても1回目同様の結果となっております。

このことを市として重く受けとめまして、事業者に対して今後施設の稼働を行なわないよう、強く要請をしたところでございます。

次に、市民への対応につきましては、2月6日、二面区民館におきまして付近住民への状況報告を行ない、2月11日には事業者による地元説明会を開催し、県、嶺北消防組合にも出席を求めまして、行政としての考え方や対応について説明をいたしております。

さらには、市の顧問弁護士とも相談をいたしまして、今後の対応について、地元区 長との協議も行ってまいりました。

このような経過の中、市、県、嶺北消防署の再三に及ぶ指導、要請と、地域住民の施設稼働に対する強い反対意思表示があったことから、去る3月2日に事業者から市へ、現地での今後の事業活動を中止する旨の連絡があったところでございます。

今回の施設につきましては、嶺北消防組合の火災予防条例に基づく、火を使用する 設備としての設置の届け出は必要でございましたけれども、古タイヤを有価物として 購入し、炉の燃料とすることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定す る廃棄物には当たらないため、稼働の規制が困難な施設でございました。

今後におきましては、今回の施設も含めまして、市民に不安を与えるような施設に つきましては、可能な限りの規制や届け出の義務を課すことにより環境の保全が図ら れるよう、検討しながら条例等の整備を検討してまいりたいと考えておりますので、 ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 1番、八木秀雄君。

1番(八木秀雄君) 1番、八木秀雄、再質問をさせていただきます。

今の部長からの答弁の中で、3月の2日に事業者から中止するという連絡があった ということを、今ご答弁なされました。

その中で、どうして業者の方が自信満々の施設だと言いながら、中止に至った経緯をもう少し説明していただきたいのと、二点目としまして、今、市民に不安を与えるような施設につきましては、充分な調査を行ない、可能な限りの規制をというような事を、今言われましたね。

そこで条例等を今後考えてますというご返事がありましたが、いつ頃、その条例を 作っていただくかと、この二点についてご答弁を願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市民生活部長、山田重喜君。

市民生活部長(山田重喜君) 八木議員の再度の質問にお答えをいたします。

事業者の撤退でございますけれども、やはり県とも相談したわけでございますけれども、やはり炉自体にですね、内容的に、いわゆる構造的に問題があったと思われます。

従いまして、二回とも試験結果は失敗だと、それに加えまして、やはり地元住民のですね、反対のパワーが効をそうしたものと考えております。

二点目の条例関係でございますけれども、現在、あわら市環境基本計画を策定中でございまして、これと併行いたしまして、あわら市の公害防止条例を併行して策定中でございます。

従いまして、この中でですね、いわゆる規制できるものにつきましては、いわゆる 県の条例、国の法律を越えない範囲の中で検討して、作成していきたいと思います。 また、いつ頃かという質問の件でございますけれども、今後の見通しといたしまし て、6月議会を目途に策定予定でございますので、ご理解を賜りたいと思います。 以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 1番、八木秀雄君。

1番(八木秀雄君) 再々質問をさせていただきます、1番、八木秀雄。

今回の廃タイヤ有価物の施設に関しては、市民のパワーと市、嶺北消防署、県の対応がスムーズに行った成果だと思います。結果的に良い結果になったのではないかと、このように思います。

ここであわら市民は自分達の街は自分達で守るという、この強い意識が行政側を動かした源ではないかと、このように思います。

本当に今回は、本当に市側としても、本当に素晴らしい対応をしていただきまして、 これからも本当に迅速で、いい対応をお願いしまして、私の質問を終ります。 答弁はいりません、終ります。

向山信博君

議長(山川 豊君) 続いて通告順に従い、8番、向山信博君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 8番、向山信博君。

8番(向山信博君) 8番、向山、質問をいたします。

日本経済はデフレスパイラルから抜け出しまして、少しづつではございますが良くなってきているというように言われております。期間的には「いざなぎ景気」を上回ったそうでございますが、中心部の方ではその実感が感じられるかもしれませんが、地方ではまだまだその実感はありません。しかし、あわら市においては、市の企業の何社かが、今年度は法人税が大きく伸び、市の財政に大きく貢献をしていただきました。まずもって、企業の皆様方に心から感謝を申し上げる次第でございます。

安部政権が誕生いたしまして、早や5ヶ月が経過をいたしました。内閣の主要な方が、金銭がらみや発言のまずさから、辞任に追い込まれたり、また、大きな話題を提供し、テレビでも再三報じられました。

安部首相もその任命責任を問われかけましたが、いくつかの大きな話題がそれを打ち消すように、今は沈静化したように思います。そのおおきなひとつが、北朝鮮を含む、7カ国協議の日本の交渉に対する国民の理解が得られるような対応でございました。

またもうひとつは、日銀の判断による金利がアップされたことです。このことについては、喜ぶ人、悲しむ人、いろいろとおられると思いますが、さて、皆様方はいかがだったのでしょうか。まだまだ結論を出すのは早いと思いますが、その時々で一喜一憂するのが私も含めて日本人のいいところであり、また、悪いところでもあると思います。

ただ、ちょっと立ち止まって考えてみる必要もあるのではないでしょうか。大きな問題、特に自分達の身近に起こっている問題については、この事が特に大切であると思います。

今、大きく話題になっている中学校の統合問題であります。我々賛成議員は一昨年の12月議会で市長が考えを述べて以来、半年余り、6月議会で結論を出すまで、ちょっと立ち止まり、考えました。市の将来、財政を含めて、中学校に入る子供の数のシミュレーションの資料を市側に提出をいただいたり、担当部署の方に説明をいただいて勉強会を7回以上重ねてまいりました。この事が先ほど申し上げました、ちょっと立ち止まって考えた事でございます。

子供の少子化の事もそうですが、あまりにも大変な財政状況であるとのことでした。 私も高校生の頃、自分の学び舎である舘山中学校が無くなる事を知って、大変残念に 思った事を思い出しました。戦後生まれの人が一気に多くなる時でした。今で言う団 塊の世代が中学校に入る頃でございます。それでも統廃合でした。

誰かが時代が違うというようにおっしゃるかも知れませんが、時代が違っても教育理念というのは不変であると思います。少なくとも、親、子供の考え方や環境が変ってきただけだというように思います。

夏目漱石の小説にもありますように、流れに竿させばであります。大きな流れに、 それも国の財政再建に逆らう事はどれほど困難であるか、皆様、今一度、ちょっと立 ち止まって考え、判断をいただきたいというように思うわけでございます。

前置きが大変長くなってしまいましたが、市民の皆様方にこれだけは私の思いとして聞いて欲しかったわけでございます。どうかご理解を賜りたいというように思います。

さて、本題の質問に入らせていただきます。

まず、ひとつめの人事部門の設置についてお伺いいたします。

この質問は、自治体や職員が市民に対するサービスであり、また、コーディネーターであるとの認識からであります。ご理解を賜りたいと思います。

多様化する市民のニーズに対応するための人材の育成であります。合併して間もないあわら市において、公務員として地域を理解し、幅広い対応力を持って住民と常に対話をしながら、市の活性化、自治体の活性化に努めなければならないわけでありますが、口で言うのは簡単でございますが、民間とは違い、事務系であろうが、技術系であろうが、多種多様な市民の皆様や業者と対応しなければならない訳であります。また、迅速な対応やスムーズな行動をしなければならない訳でございます。

このような事は、すぐできる事ではございませんし、人にはそれぞれ個性があります。適材適所に人を配置するのも大切であります。従って、これらの事を普段から教育したり、指導したりするセクションが大変重要だと思います。

また、このように適材適所に人材を配置し、その発揮能力をきちんと正当に評価するのも大変重要であります。多面評価も含めて、このような他の部署と性質の違う専門的な人事セクションが必要だというように思います。また、そのセクションの人材も必要だと思いますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

二つ目の質問を致します。

行財政改革についてであります。現在は多少違うかもしれませんが、これまでの自 治体の評価は縦社会であり、横の繋がりが非常に少ない事でありました。特に国、県 からの要請については、当然のように聞かなければならないように思われておりまし た。

我々のあわら市は、4月に統合庁舎を統合いたします。この機会が転換期であり、 チャンスであるというように思います。横の連携を蜜にし、決裁のスピードアップを 図り、多様化するニーズ、複雑な問題の解決に役立てる事が必要だと思います。 また、ルーチンワークの機械化や廃止も進めなければならないというように思いますし、各課重複する仕事も削減しなければならないというように思います。

これらの事を積極的に進めることが庁舎統合の大きなメリットのひとつだと思いますし、また改革の基本だと思いますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。 以上で第一回目の質問を終らせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 向山議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の人事部門の設置に関するご質問でございますが、人材の育成につきましては、昨年3月に策定をいたしました「あわら市行政改革大綱」におきましても、その基本方針の一つに掲げられており、今後の重要課題として位置付けております。

特に市民の皆様や組織から期待される職員を育成していくことは、限られた人材と 財源のなかで市民ニーズに答えられる行政運営を行なうためにも必要不可欠である と考えております。

現在、市の人事部門及び人材育成の担当部署として、総務課人事研修グループを設置いたしております。このグループでは、職員管理などの人事全般の業務を行っているほか、人材育成のひとつの手法として、個々の職員の能力と成果に着目した人事評価制度を昨年4月から実施しているところでございます。

また、職員の資質の向上を図るため、職場内の研修や自治研修所への職員の派遣などにつきましては、従来より積極的に実施をいたしております。

今後も引き続き、時代に即応した人材育成に関する様々な取り組みを実施し、定員管理の適正化及び適正な職員配置を考え合わせながら、人事セクションの機能充実を図ってまいりたいと考えております。

次に2点目の行財政改革についてのご質問でございますが、4月から念願であった 庁舎統合が実現をいたします。庁舎統合によるメリットの一つは、事務の合理化と意 思決定の迅速化であります。

市では合併以来、部制を施行し、グループ制を導入いたしております。部制の施行は、市の業務を関連する事業ごとに大別し、市民の皆様にわかりやすい組織にするとともに、機能が明確にされた組織体系により、総合的に行政事務を進めることを目的とするものであります。

また、グループ制は、組織のフラット化による意思決定の迅速化及び柔軟な組織体制による事務配分の合理化を目指すものであります。

今後の行政運営におきましては、これら二つのシステムをより有効に機能させることが必要であります。庁舎が統合されることにより、これらのシステムの強化を図る 土壌ができるものと期待をいたしております。

さらに、新たな課題への対応や複数の組織にまたがる業務への対応につきましては、 様々な分野の連携により、組織の枠を超えた一体的な推進が必要であります。庁舎統 合を機に横断的な組織の連携や全庁的な総合調整機能の強化を図る仕組みづくりも 検討する必要があると考えております。

また、個々の業務におきましてもご指摘のような、定型業務の改善や重複業務等の スリム化を図りながら、庁舎統合のメリットを最大限に生かした行政運営に努めてま いりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 8番、向山信博君。

8番(向山信博君) 8番、向山、再質問を行ないます。

重要部署ほど、その役割が非常に難しいし、またいろんな時間が係ると思います。 ある時は嫌われたり、また、強引に進めなければならない事もあるかと思います。まずはそのセクションの人材を育成していくと思いますが、先ほどの質問にありましたように、最初に人材を育成するのも、人員を削減する昨今、大変厳しいかというように思いますが、ぜひ、これをいち早くやることによって、職員の皆様方が心置きなく、また自分の力を充分に発揮できるような職場作りに努めていただきたいと思います。

二つ目の質問でございます。まず仕事をスムーズに進めるためには、コミュニケーションでございます。上の方から下の方、下の方から上の方と、必ず挨拶をしていただきたい、また、対話を蜜にするためには、たまにはセクションで飲み会をやるのもいいかと思います。この横の連携プレーがいかほどに大切であるか、すでに皆様方も感じておられるのではないでしょうか。

私も会社時代に大変苦労いたしました。我々の年代、そして自分の子供の方々とお付き合いをしなければならないし、仕事も充分にしていただかなければならないわけでございますから、そのギャップを何で埋めるか、この事も考えながら組織作りをしていただきたい。

また、その事が市の行政マンとして、確固たる仕事の責任を負える人格に育っていくのではないかと思ってますので、是非ぜひ、このコミュニケーションを充分に図りながら、各職場できちんと仕事がしていただけるような職場作りをしていただきたいなと思うわけでございます。

終わりになりますけれども、とにかくお互いの仕事を認め合う前に、理解をし、そしてこの事が市民のサービス、そして市民が市役所に来てもらえる体制つくりに繋がると思いますので、よろしくお願いを申し上げまして私の質問を終らせていただきます。

議長(山川 豊君) 暫時休憩をします。

1時から再開をいたします。

(午前 11 時 52 分)

議長(山川 豊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後13時00分)

卯目ひろみ君

議長(山川 豊君) 14番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。 (「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

つい先日のことなんですが、これはお昼休み時間のことなんですが、市役所の職員らしき数人の方が、金津と芦原を結ぶトンネル近くで空かん拾いをされていたそうです。それを見かけた方が感心して私に話していらっしゃいました。

いろいろな方から聞かれる小さな不法投棄、今回、私は主要道路に捨てられた空か んやゴミの処理についての質問と提案をしたいと思います。

市内にはいくつかの主要道路がありますが、毎年雪が解けて春になると必ず一目につくのが、道路沿いに捨てられた空き缶と白いレジ袋に入って散乱したゴミの数々です。北潟湖の周辺道路、金津側の道路をひとつ例に上げて質問をいたします。

千束から細呂木に向かい、坂口地区の集落へ入る右側に道路が少しふくらんだ場所があります。車の休憩地にもなっているような所ですが、そこにはいつもゴミが捨てられています。吉崎までの北潟湖沿いの道路沿いにも、たくさんの空かんやゴミの入ったレジ袋が捨てられています。坂口付近ではご近所の方でしょうか、ひとりで道路わきの清掃をなさっている男性の姿をお見かけすることがあります。

この長い道路のどこにもゴミ箱らしきものは見当りません。放っておけば生物でない限りいつまでもそのままの状態です。誰がこの始末をするのでしょうか。たとえば、年1回ボランティアの清掃に頼ったとしても、集めればそんな悠長なことは言っていられない位のゴミの量になるのではないかと思います。

また、この道は吉崎を通り、加賀市に続いている主要道路で、車の交通量も多いところです。また、春になると、もうすぐ付近は桜並木に染まる、いわゆる観光道路のひとつでもあるわけです。たくさんの人が訪れるこの道は、常にきれいな場所であってほしいと、通るたびに思わずにはいられません。

市内を見回せば、同じような状態の主要道路がいくつか考えられますが、市はこういった状況をどこまで把握してふだんからどのような対応、また、対策をとられているのかお尋ね致します。

次は提案をしたいと思います。

さて、最近、わかりやすいボランティア活動として、空かん拾いゴミ拾いなどが第一に上げられますが、自分たちの住む集落の範囲ならば、それはそれで十分可能なことだと思います。ですが、両側に建物の少ない、集落と集落を結ぶ長い道路についていえば、ボランティア活動もなかなか難しいと思われます。

ここで、提案ですが、私はこれを予算化して1ヶ月に1回、年12回程度で見回りをしながら、空かん、ゴミの収集を図るべきではないかと思います。また、農業をされている方からは、道路の両側の田んぼの中にもかなりの空き缶が捨てられているという話を聞いています。

道路の人の目につく場所に、例えば「捨てないで下さい」とか、「持ち帰って、家

のゴミ箱に捨てて下さい」など、まじめな立て看板を何枚も設置することなどして、 人々の道徳心と視覚に訴えることがかなり効果的であると考えます。

最少の予算で最大の効果を上げるには、知恵をしぼらなくてはなりませんが。これらの予算化についての市の考え方をお聞かせ下さい。

これは昨日の朝のテレビニュースだったんですけれども、四国のお遍路道というのがありますね、そこの一部の心無いお遍路さんのポイ捨てによって、道路が汚されて自治体が悩み困っているという放送が流れていました。大人のマナーをつくづく恥ずかしいと思います。

美しくきれいなまちを作るために、子供たちにはまず身近なまちのことに関心をもたせる教育は欠かせないものです。不法投棄、ポイ捨てなどを失くすには、まずは大人から慎むべきであり、家庭内や学校などでも身近なゴミ問題を通して、暮らしのルール、マナー、道徳心を学ばせることが大切で。

市としては、啓発、啓蒙活動について行っているようないただきたいと思います。 一回目の質問です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 副市長、坪田雅一君。

副議長(坪田雅一君) 卯目議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の冒頭にありました状況につきましては、去る1月11日に市道金津・芦原線で実施されました、市職員と芦原温泉旅館協同組合員約30名によるボランティア活動を見かけられたものではないかなと思います。

この道路についきましては、街路樹の評判が高く、温泉客をお迎えするウェルカムロードやトリムマラソンのコースでもあることから、毎年1、2回、観光協会、旅館協同組合、市の職員が中心となってボランティア活動によりまして、空き缶、ゴミ拾いを実施いたしております。

2点目の道路は、北潟湖東側を走り加賀市に通ずる主要地方道福井・金津線沿線に不法投棄される空き缶やゴミのことをご指摘されたものと思われますが、道路の路肩や法面に空き缶、ゴミ等が捨てられている光景が後を絶たず、一部のドライバー及び歩行者のマナーの悪さに心を痛めているところでございます。

道路管理者といたしましては、道路の安全性、快適性を確保するため、道路施設の 定期的な点検と危険箇所の改良を行なうとともに、カーブミラーや道路照明灯などの 交通安全施設の整備と維持管理に努めており、道路沿いに捨てられた空き缶、ゴミの 撤去に対する予算措置や特別な対策は取っておりません。

このことから、建設課で月1回実施している道路パトロールの時や、工事現場に出向いたときに取り除いておりますが、これにも限界がございますので、県下一斉のクリーンアップ月間等において実施している地域の環境美化活動や、ボランティア団体、農家組合、土地改良区などの農業団体が自主的に行っていただいているボランティア活動に依存しているのが現状でございます。

今後の対策といたしまして、主要幹線道路について月1回、年12回実施すべきと

のご提案ですが、シルバー人材センター、もしくは業者委託にしても財源が必要であります。現下の財政状況では、困難と思われますので、当面はドライバーのマナー向上の啓発と市民協働のまちづくりの観点から、ボランティア活動や啓発看板の設置など地域ぐるみの取り組みをお願いしていきたいと考えております。

次に、これまでに行ってきた子どもたちへの啓発活動につきましては、まず小学生に対しましては、職員が小学校へ出向きまして「出前講座」を開催し、不法投棄の現場の説明や、そのゴミ処理には税金が使われているなどを説明いたしまして、環境保全の大切さを学んでいただいたところでございます。

また、今年度に入りまして、職員が幼児園へ出向き、ゴミの分別や再利用、物を大切に使用することなどを、ゲームや紙芝居を通して、わかりやすく説明いたしております。子どもたちは熱心に話を聞き、その後の子どもたちの行動に大きな変化があったということから、2回目は、寸劇も交えてまして、さらに多くの子どもたちに教え、ごみ問題への関心を広げてまいったところであります。このことは、ケーブルテレビでも照会しております。

このような活動は、将来における環境保全に必ず役立つものと考えておりますので、 今後とも工夫を凝らし、小中学校や幼児園、保育所を巡回するなど、さらに多くの子 どもたちに啓発活動を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきま すよう、よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) ただ今のご答弁から、ご努力されている姿勢と状況報告というのはわかりましたので、再質問はいたしませんが、ただ、ご答弁の中でひとつ、 ちょっと食い違ってるところがありましたので、付け加えたいと思います。

1月11日のボランティアの事なんですが、それは私も実際に見ましたし、わかっております。私が質問の中で言いましたのは、つい2月下旬頃のことです。トンネル付近の道路ですよね、あそこの所で市の職員の方って確かめたかどうかわからないのですが、その方もそうおっしゃっていましたが、それらしき名札を下げて、作業服を着てられて、ちょうどお昼休み時間に空き缶拾いをされたいたそうです。

どっちにしましても、私達のこの街にとっては、そういうボランティアとかたくさんの方がボランティアとかなさっていて、それはとってもありがたい事だと思ったのと、それとそういう活動を見られた方がいて、それをご紹介したいと思いましたので、言わせていただきました。

質問を終ります。

山川知一郎君

議長(山川 豊君) 続いて通告順に従い、4番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 4番、山川です。

市民の暮らしや教育にかかわる問題について、3点質問をしたいと思います。

まず第一は、国民健康保険の資格証明書の交付についてでございます。

昨年、平成18年6月1日現在の、県下各自治体における国保税滞納世帯に対する 資格証明書の交付状況を見ますと、あわら市においては滞納世帯464に対して資格 証明書交付は143、率にして実に30.8%で、県下自治体の中で群を抜いてトッ プとなっております。ちなみに、隣の坂井市は、昨年6月の時点では資格証明書の交 付は0であります。

これは合併直後という事情もあったようでございますが、資格証明書は医療機関の窓口において10割負担をしなければならないもので、事実上、滞納者を医療から締め出し、命の危険にさらしかねないものであります。これは、憲法25条で保障されている生存権を犯すもので、基本的には許されないと考えます。滞納者に対しては、資格証明書ではなく短期保険証で対応すべきだと考えますが、市長の所見を伺いたいと思います。

国保税の収納率を上げるために、市が日夜努力されていることはよく承知しておりますが、滞納の原因はどこにあるのか、また、資格証明書の交付が収納率向上につながっているのでしょうか、伺いたいと思います。

滞納の背景には、国保税が高すぎる、特に低所得者ほど負担率が高いという問題があると思います。

あわら市の国保加入世帯数は5,656となっておりますので、1億円あれば1世帯平均18,000円近く引き下げられます。「金が無い」といいながら、企業誘致に1社当たり5億円もの助成金を出すことができるのであれば、やる気さえあればすぐでも引下げは出来ることではないでしょうか。

また、低所得者ほど負担が重くなっている現在の税率を直ちに見直すべきであると考えます。現在、あわら市は所得割5.5%、資産割55%、均等割21,600円、平等割25,200円で最高53万円となっておりますが、基本的には、応能負担の原則に従って所得割の税率を引き上げ、多くの場合、何の収益も生まない資産を課税対象からはずすか、縮小すべきであると考えます。坂井市は所得割6.8%、資産割38%、小浜市は所得割が7.3%、資産割は20%となっています。

国保税の引き下げと、税率見直しについて市長の見解を伺いたいと思います。

二つ目の問題は、4月1日から発足する、福井県市町総合事務組合議会の議員構成と定数についてであります。

本年4月より、現在の「福井県市町村職員退職手当組合」は規約等を変更し、9市8町と27の事務組合等、計44団体で組織される「福井県市町総合事務組合」となることになっております。

この組合は、市町村職員と市長ら特別職の退職金事務を行ってきたわけですが、今

まで組合の管理者、議員とも全部首長だけで構成され、お手盛りで、特別職に対してたった4年間で2千万円以上という、常識では考えられない高額の退職金を支給し、その結果、組合の財政を破綻させ、構成団体からの負担金を引き上げざるを得ないという、放漫運営をしてきたと思います。

新しい規約を見ますと、議会は市長の互選によるもの3名、町長の互選によるもの4名、市議会議長の互選によるもの2名、町議会議長の互選によるもの2名、計11 名の議員で構成されるとなっております。

これでは、首長議員が過半数を占めることとなり、これまでのことについて何の反省もなく、責任も感じていないばかりか、何とか今まで通りの高額退職金を維持しようとしていると言わざるを得ません。

私は、他の事務組合等と同じように、この議会の議員も首長や議長でなく、すべて の市町議会議員の中から選出すべきであると考えます。

特別職の退職金のあり方と当組合議会の議員定数、構成等について市長の見解を伺いたいと思います。

三つ目は、昨年来、大きな問題になっております、中学校統合をめぐって市長リコールの動きが出ておりますが、この事への対応についてであります。

ご承知のように、現在「2校を守る会」が市長リコールを目指して運動を進めております。すでに署名収集人は1,100名を越え、毎日、増え続けているということであります。

知事、県議選後の4月中旬には署名運動を始める予定といわれており、リコール請求に必要な署名数、約8.500を集める可能性は高いと見られております。

市長が正式に「統合」を表明されてから1年以上が経過し、議会も多数で「統合」を承認したにもかかわらず、今日、このような状況になっているということは、市長も「統合」に賛成された議員も、いかに市民多数の意見と乖離しているかを示すものだと思いますが、市長はこの1年の経過をどのように見ておられるか伺いたいと思います。

また、市長は私も同席した2月10日の農政連剱岳分会総会での挨拶で、「リコールは議会制民主主義を否定するもの」との発言をされましたが、リコールについての市長の認識を改めて伺いたいと思います。

合併から今日までの経過の中で、市民は中学校建設についてどのような審判を下したと見るべきでしょうか。前回市長選で市長は2校を前提とした「芦原中学校の改築と、金津中学校の大規模改修」という公約を掲げられました。無投票ではありましたが、その公約は市民の審判を受けたものと判断してよいと思います。

2年前の市議選はどうでしょうか。選挙公報を見る限り、私は「統合反対」を明記 しておりますが、他にはどなたも統合問題には触れておられません。

八木議員は街頭演説では、統合反対を述べておられたというように思いますが、ほとんどの議員は統合とも、何とも触れておられませんから、議員の皆さんもこの問題について市民の審判を受けてここにおられるというわけではないと思われます。

つまり、市民は前回市長選で、2校を前提とした「芦原中学校の改築と金津中学校の大規模改修」については承認したが、これを変更して「統合」とすることについては審判を下していないというわけであります。

こういう経過を無視して、更に昨年6月議会に向けては1万人以上の署名があった にもかかわらず、これも無視して強引に「統合」を決定したことが、今日、大きな批 判を招いている最大の原因であると思います。

リコールは法的に認められた市民の当然の権利でありますし、今述べました今日までの経過を考えれば、市民の審判を仰ぐ機会として積極的に対応すべきと考えます。 具体的にどのように対応されるおつもりか伺いたいと思います。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市民生活部長、山田重喜君。

市民生活部長(山田重喜君) 山川議員のご質問にお答えいたします。

1点目の国民健康保険資格証明書の発行についてでございますけれども、国保制度の基本的な考えは相互扶助の精神にのっとり、医療費の給付を受けると共に目的税である保険税の納付義務を負うものであります。

市の保険税の滞納状況でありますが全体で約920世帯、滞納額は約2億3,700万円となっております。なお世帯の内訳といたしましては、あわら市内で700世帯、市外で220世帯となっております。

また、滞納の原因はどこにあるのかとのことでございますけれども、近年の景気低迷によりましてサービス業等の減収によるものが大きいものと思われます。

次に、資格証明書発行が収納率向上に繋がっているのかとのご質問ですが、国民健康保険に現在加入している世帯は約5,660世帯で、その内、資格証明書発行世帯は160世帯、全体の約3%でございます。資格証明書発行と収納率向上との相関関係はないと考えますが、資格証明書の発行にあたっては、国民健康保険法第9条および、あわら市国民健康保険被保険者資格証明書交付等要綱に基づきまして、基本的には保険税が1年間継続して滞っている世帯で、再三の通知にもかかわらず納税相談等に応じていただけない世帯に対しまして、国保事業運営の独立、健全性を保つために、やむなく交付をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

なお保険税については、その世帯の所得に応じまして4割、6割の軽減措置等によりまして、低所得者層の対応を講じております。

3点目の質問でございますが、あわら市は地方税法第703条の4に基づきまして、4分割方式の賦課基準を採用しております。その基準の内訳は、所得、資産割の応能割が50%、均等、平等割の応益割が50%と定められております。応能割50%においても所得割が40%、資産割が10%が基本的な考え方として示されてございます。

あわら市の状況においては、応能割が56%、応益割が44%で、応能割56%の 内訳は、所得割34%、資産割22%となっております。このことから、応能割合が 税法で示す割合に差異が生じてございますので、今後の税率改正等におきまして、国 保運営協議会等のご意見を賜りながら見直してまいりたいと考えております。

なお、議員ご指摘の坂井市における資格証明書発行が0件とのことでございますけれども、調査時期が先ほども申し上げましたけども18年6月1日のことから、坂井市としては合併直後でございまして、資格証明書の交付はなかったと申しますけども、それ以降は相当数の交付をしているとのことでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 2点目のご質問でございますが、県内の一部事務組合の議員の選出方法につきましては、福井県自治会館組合の場合は、議員の定数は9人で、議員は市長から2人、町長から2人、市議会議長から2人、町議会議長から3人を、区分ごとにそれぞれ互選により選出することとされております。また、福井県坂井地区広域市町村圏事務組合では、議員の定数を23人とし、構成市町の議会において議員のうちからそれぞれ選任することとなっております。

このように、各組合によって議員の選出方法は様々でございますが、福井県市町総合事務組合の議員につきましては、12月定例会で議決をいただきました議案「福井県市町村退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について」において、規約の全部改正が提案されており、その中で、議員の定数を11人として、市長から3人、町長から4人、市議会議長から2人、町議会議長から2人を、福井県自治会館組合と同様にそれぞれ互選によって選出することとされております。

従いまして、既に構成市町及び一部事務組合における同意のもと成立いたしております規約の内容について申し上げることはできませんが、議員ご指摘の特別職の退職金のあり方も含めまして、市長会の中で話題にしてまいりたいと考えております。

次に最後に3点目のご質問でございますが、あわら市が誕生しまして3年が経過いたしましたが、この間、国や地方を取り巻く社会状況は、合併前には予想できないほど、大きく変化をしてまいりました。

このような中、私は平成17年12月の市議会定例会において、将来の生徒数の減少、教育環境の格差の是正、市民の融和、今後の財政状況見通しなどを総合的に考慮して、「2つの中学校を統合する」という方針を表明いたしました。

その後、市の広報紙やケーブルテレビ、ホームページなどを通じまして、両中学校の現状と統合中学校に対する市の考え方をお伝えしてきました。そして、平成18年3月には市内10地区で住民説明会を、4月から5月にかけては市内10小学校のPTA総会の場をお借りして保護者説明会を、それぞれ開催して、市民の皆様に、直接、ご説明を申し上げてきました。また、各種会合や市長お出かけトークなどでは、出席者の皆様と膝を交えながら、統合中学校についてお話をさせていただきました。

これらにより、市民の皆様には、統合中学校に対する考え方を十分ご説明申し上げたものと判断し、平成18年6月の市議会定例会に新市建設計画の変更の議案を提出させていただき、統合中学校の建設についてお諮りをした結果、賛成多数で議決をいただきました。

これを受けて、8月には保護者、区長、社会教育団体代表、教師、公募委員など40人で構成する統合中学校建設検討委員会を設置し、候補地、校名、教育計画、施設計画について検討を進めております。更に、11月には、保護者、教育委員、校長、大学教授、統合中学校建設検討委員会代表など10人で構成する統合中学校基本計画策定委員会を設置し、現在、生徒のことを最優先に考えながら、時代や社会の変化に即応した教育や施設のあり方などについて、検討を重ねていただいております。

また、議会におきましても、中学校建設調査特別委員会を設置していただき、各方面からのご協議をいただいております。

この間、多くの議員の皆様からは、各市議会定例会における一般質問の中で、統合中学校に関するご質問やご提言をいただき、その都度、市としての考え方をご説明申し上げてまいりました。

さて、私に対する解職請求の動きについてのお尋ねですございますが、統合中学校 建設を決定するまでの経過につきましては、今ほど申し上げたとおり、市民の皆様へ の説明責任を果すべく、あらゆる機会を通じて説明を重ね、また、議会とも十分に協 議させていただきました。その上で、新市建設計画の変更につきまして、賛成多数で、 議会の議決をいただいたものであります。いうまでもなく、議会制民主主義の手続き に従い、正規の手続きを踏まえてきたものであり、私に対する解職請求の動きがある ことに対しては、極めて遺憾であると感じております。

いずれにいたしましても、あわら市の将来を担う子供たちが、夢と希望を持って学習することができる中学校を建設するには、議会、教育委員会、市、そして市民の皆様が一体となって進んでいくことが不可欠と考えております。

今後とも、市民の皆様から統合中学校のあり方についてのご意見やご要望をお伺いしながら、市広報紙やケーブルテレビ、ホームページのほか、あらゆる機会を通じて、中学校建設に対する私の考え方をお伝えしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 第一の国保の問題について再質問をいたしますが、まず部長は答弁で、この国民健康保険制度は相互扶助であるというように言われましたが、私はこの認識はちょっとおかしいのではないかと。国民健康保健制度は先ほども申し上げましたが、憲法25条で国民は健康で文化的な生活を送る権利を有すると、この事を補償するのは国の義務でありまして、そういう観点から国保制度は作られたものというように私は考えております。

それですから、負担能力が有る無しに係わらず、全て強制加入というのが前提にな

っているわけでございます。相互扶助であれば、共済制度のように入りたいものは入るということになると思いますが、そういうものではないという事ははっきりしておかなければならないと思います。

それから先ほど資格証明書の発行は現在は160世帯ぐらい、3%ということでありましたが、確かに1年以上滞納している、また、納税相談にも応じないということで、理解できないわけでもありませんが、しかし先ほども申し上げましたように、資格証明書は実際に病気になったときに、医療機関に行けば10割負担ということで、これは事実上、よっぽどですね、重症にならないと資格証明書の方は医療機関に行けないと、ほとんどの場合、いかないというのが実態だと思います。

その結果、過去には手遅れになって命を落とすというような事例も県内では出ております。そういう点で考えると、資格証明書の発行はよほど慎重にするべきではないかというように思うわけです。

そういう点で、伺いたいのは、もう少しですね、滞納して納税相談に来るようにと言っても来ないと、そこをもう一歩踏み込んでですね、実態をきちんとつかんでですね、対応できるような体制を是非取っていただきたいと思いますが、その点についてのお考えを伺いたいということでございます。

それから、資格証明書は県内の自治体を見ますと、ばら付きがありまして、滞納者がかなりに上っていても短期保険証で対応している自治体も沢山あるという事で、そこは出来るだけですね、短期保険証で私は対応すべきではないかと、そこらについてのご見解も伺いたいと思います。

もうひとつは、税率の問題ですが、ひとつ私おかしいと思うのは、この資産割をですね、応能負担というように区分しているわけですが、資産がですね税負担の能力があるという基準になるというのは、ちょっと考え方がおかしいんじゃないかと、これはあわら市だけじゃなくて、よそのところもそういうようになっていると思いますが、先祖代々のですね受け継いだ家屋敷を持っているからといって、別に収益が生まれるわけではありませんので、沢山、家屋敷があるからといって、それで税負担ができるということにはならないと。

基本的には私先程いいましたように、この部分は廃止するなり、縮小をするという事を是非やっていただきたいなというように思うわけですが、この資産割を応能割に区分している事についての考え方とこの事を縮小、または廃止する事について再度伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市民生活部長、山田重喜君。

市民生活部長(山田重喜君) 山川議員の再度のご質問にお答えをいたします。

資格証明書の交付に対する対応でございますけども、これはですね税務課とタイアップしながらですね、いわゆる電話でもお願いし、あるいは出向いていってですね、そういうような事でお話を掛けているわけでございますけれども、いわゆるその真面目に納付されている方からみますと、やはり全然一年間納めていない、あるいは再三

の通知にもかかわらず応答がないということでございまして、この辺につきましては、 やはり今後こういう形の中で行きたいと思っております。

尚、短期保険の交付でございますけども、これにつきましては、やはり納税は滞っているものの、やはり少しなりともですね、税を納付していただいているという事で、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月という制度でございまして、そのように交付しているわけでございますので、ご理解賜りたいと思います。

また、3点目の資産税関係でございますけども、確かに議員ご指摘の通り、資産税等につきましては、やはり問題があろうかと思います。

特にですね、都市部においては資産税が、いわゆる少ないというようにお聞きしております。先ほども説明いたしましたけれども、いわゆる20%ということでございますので、国の進める10%に近ずくようにですね、今後、国保運営協議会等々といわゆる協議しながら検討、いわゆる資産分の減に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 資格証明書の発行については、今、現状どおり続けたいという事でございますが、昨年、4月からでしたか、小学校に入るまでの乳幼児の医療費無料ということになりましたが、資格証明書の方は実際、無料にならないのではないかなと思うのですが、そういう点でも非常にちょっと、そういう対象の子供さんを持っておられる世帯の方で、資格証明書になるとせっかくの乳幼児医療費ゼロも対象にならないということになるのではないかと、大変危惧するわけですが、そこら辺についてはどうなのか、再度、ちょっと伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 福祉保健部長、清水芳文君。

福祉保健部長(清水芳文君) ただ今の山川議員のご質問にお答えいたします。

一応、乳児医療の無料化につきましては、加入保険と乳児医療の受給券、これを交付しておれば、滞納があるなしにかかわらず、現物給付という形の中で補助をしているわけでございますので、今の滞納の関係については影響はないという具合に思ってございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 影響がないのであれば、幸いでございますが、ぜひ加入者の 立場に立って、毎日ですね、この事によって命を落とすということにはならないよう に、ぜひお願いをしたいというように思います。

二つ目の事務組合の問題について、ひとつだけ再質問いたしますが、今度、この組合はいろんな組合を統合して、総合事務組合となりましたが、今までそれぞれの組合について、それなりの負担をしていたというように思いますが、今度統合されて、こ

の負担はですね、今までと私は少なくなって当然だと思うのですが、負担金は増える のか、減るのか、その辺りはどのようになるのか伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 市町総合組合の負担金につきましてはですね、まだ具体的なものが来ておりませんので、この市町総合組合につきましては、これから初議会が開かれまして、それからいろんな負担金についても審議なされるものだと考えております。

現在、資料がございませんので、大変申し訳ございません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) では、三つ目の統合の問題で、リコールの対応について再質問いたしますが、先ほども市長は統合の理由として、これから生徒数が減ると、それから教育格差を是正しなければならない、財政事情、それから市民の融和を図るということで、今まで何回もこのようにおっしゃっておられますが、これから子供の数が減るからということと、芦原だけ改築して、金津を改築しないと格差が生じると、これは今県内の中学校の実態を見ればですね、まだまだ小規模の学校は沢山、半分以上、芦原中学校よりも生徒数は少ないというように思いますが、10年先行なってもですね、もし統合すれば非常に大きな、県内でも一、二のマンモス校になると。

私共は、今事態が、金津中学校の方は人数が適切な指導という観点からすると、多すぎると、むしろ10年後ぐらいが適当な規模になるということで、とても納得できるものではないと思っておりますし、格差を是正するという、これもですね、全く、例えば小学校でいいますと、最近、細呂木小学校は新しくなりましたが、市内の小学校にはそういう市長のおっしゃるような意味での格差はあります。しかし、それぞれの小学生の教育上、そういう事が問題になっているかと言えば、何も問題になっていないと、そういう点ではこの少子化とかですね、格差是正というのは全くまともな私は、教育的観点からの議論には、とても値しないと。

市長自信、私は前にも申し上げましたが、一昨年秋の議会の委員会の中で、金さえ得れば2校がいいに決まってるとおっしゃられた、これに私はもうはっきり現れているように、いろいろおっしゃいますが、要は財政的な理由というのが唯一の理由ではないかと。

その財政的な理由ですが、今回、提案されている企業誘致を見ますと、誘致した企業には最高、一社あたり5億円助成金を出すと、これもですね、お金が無いという事を散々、この一年間言われてきたわけですが、一体お金が無いといいながら、この誘致の5億円というのはどこから出てくるのか。

聞きますと、19年度中で2社か3社は対象になるというようにお聞きしておりますが、10年間に亘って、5千万づつという事ですが、3社来れば10年間で15億、それ以後もですね、出てくればすぐ中学校、一校分ぐらいの建設費はこの助成金で飛

んでしまうのではないかなと。

そう考えますと、私も今まで申し上げてきましたが、お金が無いのではなくて、市 長もバランスのある行政運営が必要だと、その点からして財政的に難しいということ もおっしゃっておりますが、本当にお金が無いのではなくてですね、何を何に優先的 に税金を使っていくかという問題ではないかと。

そういう点から考えますと、私はお金が無いのではなくて、市長はですね、やはり市民が大変心配をしている、子供の教育に対する事も大切にするという心がないのではないかと。教育理念、そういうものに欠けているのではないかというように思うわけであります。

私は先ほども申し上げましたように、確かに昨年6月の議会で多数で決まったわけではありますけれども、しかし、市民の審判を受けるという点では前回の市長戦で掲げた公約が判断されただけで、他には市民が審判を下す機会は今までなかったわけでございます。

そういう点を考えると、やはりこの再ですね、積極的に市民の審判を聞いて、その 判断に従って決めるというのが最も民主的であろうというように思うわけですが、そ の統合の理由とリコールの対する考え方について、再度見解があれば伺いたいと思い ます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 今までに議論されてこられた事がほとんどでございますけれど も、まず中学校の建設につきまして、芦原中学校が改築で、金津中学校は体育館改修 という事を掲げてございます。

これにつきましては、PTAでお話をさせていただきました。金津の皆様方は芦原中学校を建てることはいいだろうというお話でございました。ところが、金津中学校は改修だけでは困ると、芦原中学校を建ててから二、三年経ったらすぐに改築をしていただきたいと。

それは昭和38年に芦原中学校が建てられ、金津中学校は39年、同じ駆体でございますので、金津中学校の方はお化粧が濃いというのですか、ちょっと手直しをしてあるだけでですね、駆体そのものについては老朽化が進展してるということで、子供達にとっても非常にそういった中でですね、学校生活を送るのはいかがなもんだという事で、PTAの方はぜひ新しいのを建てていただきたいというお話でございました。従いまして、あわら市としては二つも特に建てられない状況でございますので、統合したらどうかというお話が出てきたわけでございます。

議員ご承知のように、先ほどからも申し上げておりますように、あわら市を含めまして、地方自治体の取り巻く環境というのは、ここ3年間で変りました。今までの自治体の運営とは、私が金津の町長を運営していた時代とは、あるいはそれよりももっと前に運営をされてこられた皆さんの時代とは、ずいぶんと変ってまいりました。自己責任、自己決定をきちっとやっていく時代になってきております。

そういった意味でですね、今の統合中学校を議員の皆様方にご提案し、この2年半、 3年ですね、しっかりと議論してきたつもりです。

山川議員はこの前の、一昨年の6月に当選されてこられましたので、その前の1年4ヶ月の在任特例の皆さんの時にも、34名おられた中でですね、お二人だけは明確に反対されましたけれども、それ以外の議員の皆様方は概ね仕方ないだろうと、あわら市の今の状況、取り巻く環境というのは大変厳しい中でですね、特に金のない芦原町と金のない金津町が合併してですね、新しいあわら市ができたわけです。それが合併したからといって新しい財源があるわけでもございませんし、しっかりと取り組んでいかないと、今回の、今日、新聞にも出ていますように、夕張市が353億の累積赤字で申請をしたということで、総務省から認められたというようなお話がございますけれども、加速度的に市町村を取り巻く環境というのが悪化し、その対応を一歩早まると、そういった夕張市の二の前になりかねない状況に、あわら市もなっております。

先ほど企業誘致のお話が出ておりましたけども、企業誘致についても、条例を新しくしていかないと、お隣の坂井市、お隣の加賀市に負けるわけです。現にお隣の加賀市の方に、あわら市の企業が行っておりますし、また、あわら市にはこういった条例がないのかというような問合せもありまして、現在、なかったために、そういった機会を逃した企業もございます。

そういった意味で、あわら市もお隣の坂井市、あるいは加賀市に負けないような企業条例を今回皆様方に提案をしているわけです。それも資本投下をされた20%ぐらいという事でございますので、着実に時間が経てばですね、資本投下からその企業誘致した条例の金額が戻ってくるものと思っております。

そういった意味で、働く場所、先ほどの大下議員が人口問題についてお話がございますけれども、そういった人口を何とか抑制する為にも、そういった企業誘致、あるいは働く場所、そういった事が重要であると思っております。

子供達の教育環境は極めて大切でございます。私がお話のように教育を軽視しているのではないかと、そういうようなお話でございますけれども、私は子供達がしっかりといい環境で勉強して欲しいという事で、ひとつの立派なものを作った方がいいだろうという事でご提案をしているわけです。

中途半端ないいものを、中途半端なものを二つ作りよりですね、いい物をひとつ作ってですね、その中で子供達がしっかり切磋琢磨しながら、いい先生とたくさんの友達と出あってですね、素晴らしい中学校になるように、今、私は提案をしていいるわけです。そして議会の皆さん方はそれを大多数の皆さん方が賛同して、今進めているわけです。

私の今進めているやり方については、適切なやり方だと思っておりますので、自信を持って今、進めておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

大下重一君

議長(山川 豊君) 続いて通告順に従い、3番、大下重一君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 3番、大下重一君。

3番(大下重一君) それでは、私の方からは、人口の増加に向けての対策について ご質問をさせていただきます。

総合振興計画によれば、平成27年度の目標人口を現在の人口とほぼ同数の31,000人としております。全国的な人口減少社会の流れの中で、当市においても平成7年以降の人口減少の進行状況は、やはり深刻なものがあります。それを前提にしますと、この目標数値達成には並々ならぬ決意と方策が必要と考えられます。

先ほどの山川議員の質疑に対して、市長の答弁にもありましたが、やはり人口と言うのは、もとより自治体の、私は生命線であると。財政基盤の主要な源泉であると同時に、街を作っていこうという上では最大の活力であって、よって人口減少状況を見過ごし放置することは、すなわち自治体の崩壊を意味するものと確信をしています。

よってここは何としても、計画に掲げた31,000人達成を実現しなければならないと、そのために全町あげて、全員の力を結集して取り組む事が最高に重要なものと考えます。

そこで質問いたします。どのような対策を想定をしているのかと、この計画を見事 実現する為にどのような対策を想定しているのか、また、その対策を実施するにあた っては具体的にどのような達成プログラムを作成していくのか、それを考えたときに 戦略会議なるものを設置をして、万全の体制で望むという考えはお持ちでないのかを ご質問したいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 大下議員のご質問にお答えいたします。

少子高齢化の進行が全国的な流れであるとの認識が広まりつつある中で、昨年12月に、厚生労働省の研究機関である「国立社会保障、人口問題研究所」では、平成17年の国勢調査を踏まえまして、50年後の日本の将来推計人口を発表いたしました。

これによりますと、現在の出生率で、平均寿命が男女ともさらに 1、 2 歳延びることを前提とした場合、日本の総人口は、 2 0 5 5 年には、 8 , 9 9 3 万人にまで減少するとされております。

現在の日本の人口は、約1億2,770万人でございますので、50年後にはその3割に当たる約3,800万人が減少するというもので、人口減少に向かうわが国の将来を、図らずも裏付ける結果となりました。

一方、あわら市の平成17年の国勢調査人口は、これまで何度もなく申し上げておりますように、3万1,081人と、5年前の調査に比べ、1,097人の減少を見るに至っております。

市といたしましては、平成7年のピーク以降、ゆるやかな減少傾向にあった人口減少の流れが一段と加速したことを危機的状況としてとらえ、当時終盤にさしかかっていました「あわら市総合振興計画」の編集作業にいち早く反映をさせ、各種施策の展開による10年後の人口堅持を宣言したものであります。

今ほど申し上げましたように、国は、人口減少が一段と加速する見通しを示しましたが、晩婚化、少子化、高齢化に伴い広がる様々な影響は、日本社会の仕組みの変革を迫り、政府も自治体も、本気で対策を講じ、施策の変更を考えなければならない時期にきております。

あわら市におけるそのための対策は何かとのお尋ねでありますが、あわら市といたしましては、総合振興計画や都市計画マスタープランに掲げた、企業誘致による職住近接型のまちづくりの推進、定住化対策、住環境の整備、子育て支援の充実などといった各種施策を複合的かつ着実に実践していくことこそが、3万1,000人という人口を堅持する手段であると考えております。

そのためには、ご提案いただきましたように、市の各部、各課を横断し、大局的な 視点から各種施策をコーディネートする機関の設置、戦略会議と言いますか、そうい ったものも、今後検討をしてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 3番、大下重一君。

3番(大下重一君) ただ今のご答弁、大きな所で言えばその国の減少傾向というのがあるんですが、それはそれで一方の傾向として置いておきながら、その中であわら市は人口を伸ばしていかなければならないという事になるのかと思うんですね。

ですから、大きな所が示してくる指数というものは、それはそれで参考にしながらも、一方で全国の自治体、村、町ですね、このところでもいくつかの自治体が、あるいは数十に及ぶのか数百なのか、詳しくは調べたわけではございませんので確かな事は言えませんが、人口を増やしている所もあるのが事実だと思います。

そこで私は先ほど申しましたように、この31,000人を達成するという事は、今、市長答弁にもありましたが、今と同数の人口を10年後も維持するという事ですので、この話しと言うのは何度も言いますが、さほどの戦略、戦術を持って望まない限りは不可能だと言えます。

例えば住民基本台帳によると、あわら市の住民基本台帳によると、平成17年度の人口状況、自然的現象、あるいは社会的現象を合わせて増加度を考えられるもの、転入、いわゆる出生数が1,088名、減少として捕らえるのが、転出、死亡で1,280人と、結局の所、差額が200人、この一年間で200人の方がこのあわら市の中から居なくなったという事になります。今日18年の1月現在までの推計にしても、約100名、それから更に減りつづけているという現象がある。

そして、この状況がどういう事かというとと事で、担当の方と意見交換しましたら、このところ、この状況が一年間にざっと200人が減る状況が続いているというお話です。

世帯でいうと標準世帯、親二人、子二人というようなものを当てはめてみるとですね、50世帯づつが亡くなっている。一集落づつ消えていっているというような状況だというような例えの話しも実は聞いたところです。

これが現在の状況であって、そして加えて総合振興計画を眺めてみますと、27年度目標の31,000人の内訳、ある程度の年齢幅をもうけて書いてあるのですが、ゼロ歳から14歳までの目標数、15歳から64歳までの目標数を見てみても、これは容易に達成できる数字じゃないというように、どなたもお考えになると思います。

65歳の構成につきましては、これは高齢化社会ですので、ほっておいても増えていく事は日を見るよりも明らかな事ですが、一方、減りつづけていく、毎月減りつづけていくこのあわら市の人口状況とそしてこの総合振興計画の中で謳ってるゼロ歳から14歳までの目標数、15歳から64歳までの目標数の膨大な数、そしてもうひとつ先ほどの山川議員の質問にお答えになった、いわゆるこれからの自治体が全てこの荒波に揉まれるという、都市間競争の中に突入していってる事だと思います。

今、そのライバルとなるところが、坂井市、加賀市とという名前が先ほど出ましたが、最強のライバルというのが坂井市という事になろうかと思います。坂井郡内の中で連携しあってきた自治体が、今や坂井市とあわら市という、この同地形と同文化を共有してきた中で、今刃を交わすような状況になってくるのが、今、地方分権、責任ある自治体確立という事になってくると私は認識するからです。

よってこのような前提条件をいろいる考えますと、今、ご答弁いただいた市長の今後の人口増加対策に向けての中に、今一度、こういうお考えが持っていただけないかという事を質問をさせていただきたいと思います。

ひとつの政策が秀でて成功する事はまずありませんので、当然、各種政策の複合的 効果を狙うというのは当然だろうと思うんですが、今ひとつ、ダイレクトにこのあわら市に住居を構える、定住をする、その事に対する支援策といいますか、こういう目 玉となる政策というもの、例えば他市町村の例を上げますと、若者定住バックアップ 制度とか、ファミリー定住促進制度、あるいはマイホーム促進奨励金、定住促進結婚 奨励金など、数を上げたら切りがないんですけれども、要するに波及効果で底上げをするのと、一方であわら市に住む、坂井市に住む、はたまた福井市なのかと、勤務先、色々ありますが、ある程度の広域で、勤務形態というものをそれぞれこれからの若者は覚悟しておりますので、金津から福井市へ平気で通った、この時代からさらに広域になっていると思いますので、福井市に勤めながらあわら市を住居として選ぶ、坂井市よりもあわら市なんだと、そういう形で直接ダイレクトにここに住んだら、どれだけのサービス、特典があるのかという事を若者世代、実労働世代に向けての発信をお考えいただけないだろうかと。

企業立地の優遇制度を先ほど、今回の条例案を上程されましたが、企業をあわら市に持って来たら、5億円の最高優遇制度がある、この私があわら市に住んだら、家族 共々住んだら優遇制度がある、これも同じく投資になろうかと思いますが、こういったところでのお考えをお持ちになっていないのか、持っていただけるものではないの かと思いますのでご答弁いただきたいと思います。

それともう一点、戦略会議の設置等の提案をいたしましたけれども、対極的な視点から各種政策をコーディネートする機関の設置を今後の検討課題としたいという旨のご答弁がありましたが、要するに今後の自治体の運営の中で、ひとつかかせない要素として、推進していく、政策を推進していくスピードというのが大変要求される時代になってきているように思います。

状況の変化が、我々の時代とは考えられないような変化をしていく時代でございますので、そのスピード感を出す為に、是非検討と言うのも期限を決めて検討していただきたいと思いますし、できれば戦略会議の設置準備会なるものも打ち出して、市の職員、あるいはあわら市の住民全てが一体的に、このあわら市は人口を求めるべく、斯様な考え方を持って、斯様に行動しようとしてるんだというような事をメッセージしていただくことも、一体的な取り組みとして気運を高められていくんではなかろうかと思います。

先ほど年間にして50棟あたりが無くなる、ひと集落が無くなるというような話しがありましたが、この考え方も見方を変えれば、年間50棟ということであれば、一ヶ月あたり計算すれば4棟、いわゆる4軒、一ヶ月あたり4軒ですね、このあわら市の住宅団地にどこか家を建ててもらって住んでもらうか、中古住宅になんとか住んでもらえないかという話しです。

ーヶ月4棟です。これは建設業界、住宅会社になりますと、トップセールスマンだとするともう少し売ります。まだ中堅ぐらいの営業マンの実力で充分4棟は建てていくし、住ませていく力はあるはずです。

そう思いますと、今、31,000人で減りかけているこの段階で、なんとか50棟を誘致して、住んでもらうと。これ放っときますと3万を切る、それからどんどん減っていった時に、固まってドンと盛り返すってことは中々難しい話しだと思いますので、ですから私言いますように、この31,000人達成のためのひとつの大きな要素として、この計画推進の為の戦略会議とそのスピードある対応をやっていただきたいということに繋がるわけですけども。この二点について、今一度、市長の見解をお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) ダイレクトに進める、そういった形でですね、何か提案が無いかというお話でございますけれども、今、若い世代は I ターンとか U ターンとか、中々難しい部分もあります。例えば、先ほどの企業がですね、来るということになれば、あわら市の企業条例ではですね、新規雇用、例えば 3 人で 5 千万円、 1 5 人ぐらい雇用すると何億という、そういうようなシステムになっております。

だからあわら市の住んでいる人でないと、雇用が対象にならないとですね、企業の 誘致条例ですか、対象にならないということでございますので、企業がくる事によっ て、そういった若者というか働き手が増えていくという事はあるわけです。 だから今回の企業誘致条例は、この企業が来ていただければ確実に、あわら市の中で職のない人が入るってこともありますけれども、他から企業に就職して、自分はあわら市に住むというそういった形で人口が増えていくということがございます。

企業誘致は私は非常に、これは大きな、今回はですね、あわら市にとっては大きな 目玉のひとつだと思います。

それともうひとつは、現在あわら市にある会社ですね、その会社の従業員の方で、 社員の方で、今、福井市やあるいは他のところに住んでいる方を、そこの会社に来て おられる、そういった方を対象にして、あわら市に住んでいただいた場合、これは会 社に対して少し補助をしましょうっていうことで、こういった施策もこの3月の議案 に載せております。

こういった事で、企業の皆さんにもそういった形で、あわら市に定住していただくっていうような形で、今、お話を進めております。

それから、今、提案を受けているのは、Uターンですね、我々の団塊の世代が会社を離れて、都会から会社を離れるということで、そういった方に例えば金津中学校の卒業生、あるいは芦原中学校の卒業生に対して、ダイレクトメールを出してですね、こちらの方に住んでいただけないですかと、こちらの方ではですね、例えば家を紹介しましょうとか、あるいは土地はどういう具合になるかわかりませんけれども、提供しましょうとか、あるいは安くしましょうとかって、そういうような優遇制度をですね、設けて行くっていうような事も、今後、これは極めて重要かなと思っておりますので、そういった事も考えて行きたいと思っております。

先ほど大下議員が言われる、お隣との、坂井市、加賀市との競争になるというお話でございますけれども、私は全体的に子供が増えるような社会にしていかないと、ある人数をですね、お互いに引っ張るのでは、中々難しいと思うんですね。今、福井市もやっきになってですね、今までは福井市から丸岡や、あるいは春江、坂井町にどんどん人口が流失しているのをですね、今止めようとする、そういった施策も今、打ち出してきてるわけですね。

あわら市もそういった施策を打ち出す、それぞれの町が施策を打ち出すわけですけれども、そうでなくてですね、小さい子供さんを産んでいただく、そういった出生率をいかに高めて行くかってことが、今後、日本全体、あるいは福井、また、あわら市にとっては極めて重要な問題でですね、お隣からいかに引っ張ってくるかというお話をしてるんでは、数が限られている中で引っ張り合うのですから、増えるわけがないわけですね。

その辺が、今後、やっぱり日本の国が、あるいは福井県が、あわら市がという自治体がですね、しっかりと取り組んでいく課題であろうと思っております。そういった中でもですね、お隣と負けないようにがんばって減らないようにしていかなきゃいかんという事で、短期の目標は戦略会議みたいな形でですね、いかにそういった形でやっていくかという事は、極めて重要でございますけれども、そういった二つの面を捉えてですね、今後あわら市の人口が減らないように、少なくとも減らないようにって

いう事で、何とか取り組んでまいりたいと思います。

やれって言うばかりでなくてですね、議員の皆さんが、こんな形で提案をぜひお願いします。市はこんな形でやったらどうやろうということで、ぜひ提案をお願いします。やれやれと言うのは誰でも言えるので、私共もいろんな所でやれってお話は、市はしっかりと取り組めよって、はいわかりましたって言うんですけども、市のスタッフも限られています。やはり、議員の皆さんも、市民の皆さんのそういったお知恵をお借りしてですね、このあわら市が住みやすい街で、魅力ある街、そして来ていただけるようなそんな街にしてですね、住みやすい、子供を育てやすい、そういった環境にしてですね、人口減少を何とか防いで行きたいと思ってます。

よろしくお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 3番、大下重一君。

3番(大下重一君) やれやれって、そういうようにお聞きになりましたか。これは 私共一体となって取り組まなければならない命題として掲げておりますので、それで これだけまた力が入ってくるわけです。

今言ったように、取り合いというお話ですね、これは共存共栄で切磋琢磨しなきゃならん話しなんですけども、目標を31,000人と置くからの話しなんです。31,000人って現在おいて、27年後にはこれを達成するんだという大目標を掲げたから、じゃあ31,000人っていうのはどうやって、その人間を住まわせるのかという、この話しをしてた時に、坂井市に住むからっていって、それはみんなで広域でやりましょうねって言うのなら、私、持論で言ったように、広域合併して坂井市にならなきゃだめだと。

ところが市長は、このあわら市として何とかやっていくとおっしゃるならば、やは り当面のライバルは坂井市と、これはいい意味で切磋琢磨しなきゃならんという話し になるんじゃないかって事を申し上げてるわけで、当然、人口を増やして、このあわ ら市を何とかしようという事は、もう私自身も含めて、全員で取り組んでいかなきゃ ならない話しですし、実はこんな話しもあります。

一月の定例記者会見でしたかね、いわゆる中学統合問題に対して、今、解職云々ということについて、市長のおっしゃった事が新聞記事に載ってます。坂井市は4つの中学校全て同時改築と出ました。その事について、多分記者の方から市長にご質問があったんだろうと。市長は坂井市が千人増えて、あわら市は千人減ってるんだから、その千人増えた所と比べてもらっては困るみたいな事を記事に書いてあった。

これは私はこのあわら市に住んでるものとしてです、何とも辛い、寂しい話しです。 逆にあわら市が千人増えて、坂井市が千人減ってたら、学校も二つちゃんと残せたん やないかと話しにもなる。そこで、何をどう考えるべきかというと、そういう状況に 何とか今後ならないようにしなきゃならんのでないかというように、しっかり我々は 理解をしてやらなければならない、そしてその話しを汲み取らなきゃ変な話しだし、 とてつもなく辛い話しになってってしまう。31.000人と目標を掲げた以上です ね、これは絶対にやんなきゃならない。

最後に、市長に見解がありましたらお聞きしたいのですが、私は最近自治体がですね、民間手法、民間手法ということを、ことある毎に言われる。私は民間の世界を歩いてきた人間ですので、今、議員をさせていただいて1年半過ぎたところですから、充分わかっていないということを前提にしても、何が一番違うかなと、こう考えますとですね、目標達成に向けての計画管理と経過管理と、そして最後の責任、認識です。その辺が、どうも私にすれば緊張感が今ひとつないのではないかなと思ってしまわざる得ないんです。

ですから、この問題だけは人口増加に対しては、他自治体がどうあろうと、このあわら市だけは人口を着々と31,000人に堅持という事に向って、今、民間手法をきっちりと、民間手法を学んで、責任感と緊張感をもってやっとくべきだと思います。何か市長、所見ありましたら。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 客観と主観では違うと思うんですね。客観の数字を述べて、私はこうしたいという主観はあります。だから31,000人に限りなく近づけるようにしたい、これは目標、でも客観はやはり全体的に下がってる中でですね、そういった客観的な事実もひとつあるわけで、だから今、自分が市長してるから目標は高く掲げて、やっぱりがんばりたいと思ってます。でも、客観としては皆様には、やはりこういった数字は客観論としてはちゃんと正しく伝えないとないとですね、目標の数字ばっかり言ってると、目標がいかにも達成できるんように思うと、この落差はひどいですから、客観論としては客観の数字を述べながらですね、目標としてはあくまでも一段高く、二段も高く持っていって、何とかこの間で納めるか、あるいはこの目標を達成できるかというのは、皆さんの意気込み、あるいは私共の意気込み、そういったものがプラスしながらですね、何とか持って行きたいなと、こんなんに思ってます。

議長(山川 豊君) 暫時休憩をします。

開会は2時40分から。

(午後2時28分)

丸谷浩二君

議長(山川 豊君) 休憩前に続いて通告順に従い、12番、丸谷浩二君の一般質問を許可します。 (午後2時40分)

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 12番、丸谷浩二君。

12番(丸谷浩二君) 議長のご指名がありましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今日、朝から各議員、いろんな分野で質問をしているところでございまして、私は

新聞紙上でよくいわれております農業問題について、質問をさせていただきたいと思います。

折しもWTOの問題で、オーストラリアとの二国間協議、EPAというんですか、そういったものでいろんな報道がなされているところでございまして、あのような問題につきましては、私自身、農業者関係一同とも注視をしているところでございまして、あのニュースを見てますと、何年前かちょっと忘れましたけれども、細川政権の時でしたか、ウルグアイラウンドの事でいろいろ日本中が大騒ぎをした、ああいったものが頭をかすめるわけでございまして、今回のオーストラリアとの問題につきましても、ああいった懸念も生じているわけでございまして、確かに地方同様、農業は地方の、それ以上に苦しい状況に追い込まれるなということで、いろんな事が出ております。

食糧自給率が12%ぐらいになってしまうのではないかとか、生産額がかなり落ち込むとか、いろんな事が新聞紙上を賑わしているところでございまして、そういった経緯の中で今回、国の方から出てきました品目横断的経営安定対策について質問をさせていただきたいと思います。

この安定対策につきましては、本年19年度施行されるわけでございまして、戦後、農政の中では、農地解放についでの大転換といわれております品目横断的経営安定対策ということでございまして、この事につきましては今後の農地や農村、また、農家に与える影響が果てしなく大きいということで、これまでに市の考え方やら進め方に対しまして、昨年、一昨年と各同僚議員がそれぞれに質問を重ねてきたところでございまして、あえて私は始まっておりますそういったものにつきまして、新に考え方をお聞きしたいということでお願いしたいと思います。

このような情勢の中で、昨年の11月末までに麦の申請を終え、設立された団体を聞きますと、既存のものを含めまして、法人が30法人、また、5年後に法人組織への移行を条件に設立された、特定農業団体が6団体設立ということに相成ったわけでございまして、この他にも認定農業者が60数名というような、よそに引けを取らない、また、誇れるようなそういった体制ができたことだろうと思っておりますけれども、そういった事につきましては担当課や及び関係者による、度重なるいろんな推進委員によるものだということで、この事につきましては大いに評価をしてまいりたいというように思うところでございます。

しかしながら、若干の心配と思われる事があります。と言いますのは、それぞれ各集落、各団体とも先進的な考え方の中で、法人設立をされてきたということは敬意を表するわけでございますけれども、穴がちにもあまりにも短時間で組織が設立されたのではないかなということであります。

旧金津町時代を思い出しますと、転作助成金の受け皿という形の中で、各集落に生産組織を立ち上げ、運営を行なってきた時代があったわけですけれども、やっぱり猫の目の農政といいますか、そういった中で、結果は皆さんご存知のとおり、散々の結果でございます。そして、農業者、農業団体といえども、法人組織である以上、社会

的責任も当然付いてまいります。

国が申しているとおりの生産組織や認定農業者で日本の主食である米、水田を守って行く方向というの出されているわけでございますけども、そういった中でも今なお、農業後継者問題、また、今後米価の推移も決して明るいとは言えない、しいて言えば、本当にどこまで下がるのかわからない状況、また、今日まで農業を支えてきた集落の農村の維持の問題等々含めますと、中々組織の運営については厳しい状況にあるものというように思っております。

あわら市としまして、このような様々な状況の中で、今立ち上がりました法人組織団体等々に対する指導をどうしていくのか、また、支援等はどのように考えているのかを、まずお尋ねをしたいというように思います。

ちなみに昨年の同僚議員の質問に対しまして、設立の準備段階という答弁であったかとおもうんですけども、この品目横断的安定対策については、新たな財政支援は中々難しいところだが、国、県の補助を最大限に活用し、市の支援も考えていきたいというような答弁であったかというように思っております。

本年より本格的に始動する、そういった組織運営、いろんなことに言えると思いますけども、何でも組織等々立ち上げるのは比較的簡単に立ち上がるわけですけども、これを継続運営をするというようになりますと、中々難しいものがあるように思います。

そういった中での市のお考えをお聞きしたいと思います。

また、次にそういった担当課の努力も中々行き届かぬ未整備地区というものが何集落か出てきております。

やはり中山間地とかいろんな条件不利なところにつきましては、認定農業者、またはそういった法人組織もできにくいというような事があろうかと思いますけども、そういったできあがった組織につきましても、現行の思いをみますと、転作作物に対する助成に主眼を置き、組織ができたのではないかなというのが現状だというように思うわけでございます。

そういった中におきしても、やはり組織の運営を行なうには、やはり基本であります水稲が基本になろうかなと思ってるところでございます。

このあわら市の水田農業、また、農地をこれから守って行く上で、この未整備地区 に対する推進をどう考えるか、まず、ご質問を致したいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 経済産業部長、平田幸一君。

経済産業部長(平田幸一君) 丸谷議員のご質問にお答えいたします。

先ず組織、団体等の指導支援をどうするのかとのご質問でございますけども、品目 横断的経営安定対策に対処するために、今年度に組織された法人や団体の中には、こ の事業に対応するため、それぞれの長期的な集落ビジョンを充分に協議されないまま 設立した組織も多く見られるところでございます。

議員ご指摘のとおり、今後におきましては、これらの組織に対して運営面に於ける

指導、施設資本の充実を図るための資金面での支援が必要不可欠と考えているところでございます。

特に、組織の運営につきましては、今回の会社法の改定に伴う税制改正に対処する 簿記記帳等の会計処理の方法やこれからの営農指導等を県やJA、また、市と共に研修等、講習会等で行っていきたいと思っているところでございます。又、資本充実面におきましても、県のハード事業や19年度から新たに創設される国の支援事業と融資制度を充分活用した形で、支援体制を積極的に組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、地域担い手のいない未整備地区に対する推進はどのようにするかということでございますけれども、議員ご承知のとおり、これらの集落におきましては農業に対する担い手のいない地区とか、また、丘陵地域の様に畑作作業が主体の地域であって、いずれにいたしましても水田農業に対する取り組みが希薄な地区、また、地域で有ります。

しかし、これらの地域や地区においても、農業の継続と農地の保全は重要な事でございまして、今後とも経営安定対策など国の施策に対処できる様、広域的に請け負っていただける農業団体や認定農業者に託しまして行く必要があると考えております。

このような状況の中で市といたしましても、今年度から始まります「農地・水・環境保全向上対策」などの事業を活用して、特に、農地の圃場管理に関しては、農業委員会や認定農業者会等ともに協議しながら、耕作者と所有者の間で合意形成を図りながら、担い手への農地集積を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 12番、丸谷浩二君。

12番(丸谷浩二君) ただ今の答弁、聞いておりますと中々こう財政が厳しい中、これといった目を見張るような答弁、いただけなかったのが残念かなというように思うわけでございますけれども、まだ運営面におきまして、再度質問をさせていただきたいと思うわけですけども、やはり今の条件の中で法人設立をされた集団といいますか、団体につきましては、やはり面積的な用件が20ヘクタールでしたか、あるように聞いております。

当然、20ヘクタールの水田を管理して、運営して行くならば、当然それなりの売り上げ、また、税制面等もかなりのものがあろうかなというように思うわけでございまして、やはりそういった効率の良い指導を行ないながら、いかに市としては黒字の組織を作っていくかというのが大きなポイントになろうかなと思うわけでございまして、やはりこれから先、そういった組織が立ち上がってまいります。また、かなりの数の組織ができればいいというわけではございませんけれども、やはり農業法人といえども、企業という形に生まれ変わるわけでございますので、やはり企業といたしましては攻めていかなくては、中々採算が取れない業種ではないかなと思ってるところでございます。

やはり、昨今いわれております、集落を守るだけのいろんな法人組織では先行き、本当に不安が生まれてくるのではないかなというように思っているのも私一人ではないというように思います。そういった中でやはり指導といたしまして、組織を作る指導もあてながら、そういった指導がやはり隣接する組織とのいろんな競合ですか、競争、全てを合わせながら指導をして行っていただきたいというように思います。

今回の事で、このあわら市におきましては、それぞれ認定農業者等々が作っておられた水田等の貸し剥がしというんですか、そういった全国的な問題もそう耳に入る事無く、スムーズにこういったものができたという事についても、そういった指導制のおかげというように思う中、また、集落のこれまで培ってきた農業、農地、そういったものを後世に残すんだという、献身的な農業者の現れというようにも思うわけでございます。

そういった条件の中で、やはり市と致しましてもいくらかの税収というのも見込めるわけでございますので、そういった面、合わせながら水田が持っております四季折々のいろんな景観、または今問題となっております地球温暖化に寄与するような、防止に寄与するようなそういった面も合わせながら、税収面と合わせながら支援をして行くべきだというようにも思うわけでございまして、こういった今、農業が危ない時期に最終的な手段として、そういった企業家を目指して農地を守るというやり方につきましては、後戻りができないわけでございまして、この施策が崩れたならば、日本の農村は壊滅状態になってしまうというのが現実ではないかなというように思っておりますので、そういった面合わせながら効率の良い支援をお願いしたい。

先ほど、技術面の支援をという話しが出てまいりましたけども、まさにその通りでございまして、新しい技術、新しいやり方、新しいコストの削減に繋がるような技術、またはそういった等々につきましては、進んで支援をしながら新しい若い者が取り組みやすい農業集団を作っていくべきだというように思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいというように思います。

また、そういった集落のいろんな機能を維持するという、こういった物のために合わせてこうできておりますのが、農地・水・環境保全でございます。

答弁の中にありましたので、その事についても質問をさせていただきたいというように思うわけですけども、いかんせん中々国の方の施策で決められたという事業でございまして、中々取り組みが難しい面がございます。

やはり第一に膨大な事務処理が伴っている事業でございまして、そういった事が中々こう、今聞いております約15%ぐらいの集落が取り組んでいないというんですか、取り組みにくいという事を見ますと、そういったものを少し考慮しながら、市としてできる限りの、そういった物ができないか、やはり国から出てくる助成金を使わない手はございませんので、そういった物をもう少し柔らかな形にして取り組みの状況を作りながら、今落ち込んでおります農村のいろんな整備に使えるように配慮いただければ、更なる効率よいそういった事業になるんではないかなというようにも思っておりますので、その辺について再度お尋ねしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 経済産業部長、平田幸一君。

経済産業部長(平田幸一君) 丸谷議員の再度のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の通り、団体組織の条件につきましては、20ヘクタール以上の小作用件というような形があるわけでございまして、先ほど議員申しましたとおり、すでに30の農業法人、また、今後6団体も法人化というような見込みで進めているところでございますけれども、確かにこの法人が経営的に軌道に乗れば、法人税等々の税収も増額が見込まれるわけでございますけれども、当分の間、指導等によりまして進めていきたいというような考え方から、全員につきましては均等割りのみと考えられます。多くはちょっと望めないのではないかなと思っております。

今後におきましては、組織に対する経営が安定するような、先ほど議員申しました いろんな指導をすることによりまして、今まで以上に組織も含めた、地域担い手に集 中した農業支援が可能になると考えておりますのでよろしくお願いしたいと思いま す。

また、農地・水・環境保全につきましても先ほど答弁申し上げましたとおり、農地の保全を前提にしながら、農村環境と非農家の参加など、国の規準では大変取り組みにくい内容もございます。実施にあたっては、あわら市の地域協議会というものを設置しながら、実情に応じた活動を付け加えしながら対応していきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 12番、丸谷浩二君。

12番(丸谷浩二君) はい、どうもありがとうございました。

今のいろんなご答弁いただきまして、少し明るいロウソクの日差しが、少し見えたかなというような感じがいたしたわけでございます。

やはり昔から農業者がいろんなものを支えてきた事でございます。やはり主食を預かるものとして、これからの主食も担っていきたい、また、若い者にそういった魅力も伝えていきたいというのが本当の百姓でございますので、その辺合わせて理解いただきまして、ご支援、ご指導をお願いしたい。

また、今作っておる農業組織、団体組織、また認定農家、そういったものがやはり 足腰強く運営されてこそ、あわら市の将来の農業に大きく寄与するというようにも思 っておりますので、先ほど申した通り、そういったものが崩壊しない、崩壊する事の ない、そういった施策を望んで質問を終えたいと思います。

牧田孝男君

議長(山川 豊君) 続いて通告順に従い、13番、牧田孝男君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 13番、牧田、通告順に従い一般質問をさせていただきます。 最後ですので、皆さんお疲れだろうと思います。手短に質問したいというように思っております。

質問の項目というか、タイトルは「公共建物の維持管理について」という事であります。この事について、主に3点を軸にしてお聞きしたいというように思います。

さて、現在、このあわら市には、あわら市自身が取得している、あるいは管理をしている公共建築物というのがたくさん有ります。40前後あると思います。例えば福祉関係でいうと、金津雲雀ヶ丘寮、老人福祉センター市姫荘、老人福祉センター百寿苑、公民館では湯のまち公民館、中央公民館、剱岳公民館、本荘公民館、伊井公民館、細呂木公民館、北潟公民館、坪江公民館、吉崎公民館、学校関係では芦原中学校、金津中学校、芦原小学校、本荘小学校、新郷小学校、北潟小学校、波松小学校、金津小学校、伊井小学校、金津東小学校、細呂木小学校、吉崎小学校というようにあります。保育所関係では、芦原南幼児園、芦原北幼児園、北潟幼児園、金津保育所、子育て支援センター、それから最後にスポーツ関係では農業者トレーニングセンター、それかたトリムパークかなづ、国影グランド、湯のまちグランド、柿原グランド、海洋センター、それからB&Gですね、図書館は二つありまして、金津図書館と芦原図書館があるというようになっております。

それで、こういう公共建築物の維持管理という事で、まず第一に定期調査報告書、 これの結果報告への対応の状況について、まず最初にお聞きしたいと思います。

今、私が挙げたこういう建物というのは、不特定多数の人が使用する、あるいは出入りをするという意味で、特殊建築物というように言われております。建築基準法の第12条には、こういうように書かれておりまして、特に共同住宅、ホテル、旅館、店舗、病院、学校、興行場、デパートの多数の人が利用するようなそういうような性格の建物を特殊建築物といい、この制度は、この制度というのは定期調査報告書の作成という事ですけれども、この制度は貴重な財産である建築物の適正な維持管理を図り、安全、衛生、防災及び避難の現状を把握して、災害を未然に防止しようとするものでありますというように条項として書かれております。

この法律のこの条項に乗っ取って、あるいは従って建築の専門家である有資格者が、 現場を、それぞれの現場を定期的に訪れて、定期的というのは法的には、学校の場合 は2年に1回ですけども、その他の建物は1年に1回ということになっております。

その現場を、現況を細目ごとにチェックをしております。例えば地盤が下がっていないかとか、構造的なクラックがないかとか、ペンキがはがれてないかとか、クロスが汚れてないかとか、そういう事についてチェックをするわけですけれども、チェックをした結果というのを、A、B、Cという3つの段階に振り分けして、項目に記入しております。

記憶では、Aというのは問題がありません、Bというのはやや問題がある、Cというのが問題ありで、手直しを指示しているわけであります。

こういうような定期調査報告書というのを、行政が委託したプロが作成して、そして県知事宛に提出するわけであります。その提出を受けた県の方は、その報告書を読み、吟味し、そしてその答えというのを、例えばこのあわら市という自治体に送り返してくるというか、郵送してくるわけでありますけれども、その場合にそれが個々の建物について問題がないという場合には、問題がないわけですけれども、そこの具体的な手直しの事項という物が明示されている場合に、これは今までの流れということでお聞きしたいのですけれども、市当局の方はそういう手直しの事項というのを、遵守しているのか、あんまり遵守していないのか、その辺を少しお聞きしたいというように思っております。

それから二番目のポイントとして、個々の建築現場での日頃のですね、点検、維持 管理というものを現在、どういう状況で行なっているかということについてお聞きし たいと思います。

早い話しが、例えば定期調査報告のような専門家が作成する物は、まさにその専門家に任せなければならないんですけれども、しかしながら、建築の素人であるとしても、日ごろ見ていれば良くわかるところ、沢山あるというように私は思っております。錆びているところとか、そういう所も含めてですけども、そういう傷みの状況がわかる事も多々あるわけですけれども、そこで実際問題として、こういう個々の建物、日常的な日頃の維持管理というのを、誰がというか、どういう立場の人が、どういう形で行なっているかというような現在的な状況についてお聞かせをいただきたいという事が二点目。

それから三点目が、これは前からずっと思ってることなんですけれども、図面の電子ファイル化ということについてお聞きしたい。

以前からですね、この館内のいくつかの所管課の人と一緒に問題になりそうな現場に同行した事がございます。そこで現場の状況というものをじっくり見たわけですけれども、当然のことながらそういう場合に大丈夫かどうかということの判断というのは、これはやっぱり図面の詳細が必要なわけであります。

しかしながら、書庫というか書庫に保管してあるところの、そういう該当図面をまず第一に探すというのが当然大変なんでありますし、それでもって時間がかかる。ややもするとそれが紛失している事もある、あるいはあったということもいえると思います。

もっと大きな違いというのは、すでにもうその図面というのはペーパーになっているわけでありますし、あるいは製本かされているわけであります。そうするとその現場の進捗状況とか、現場に対してすでに変更されているところの、変更利率というものが明示されてないということで、わからないという事が往々にしてありました。

これらの問題というのは、いわゆる紙のペーパーとして保存するのではなくって、電子ファイルにするということ、キャド化するということなんですけども、そういうようにすれば、その大方が解決されるのではないかと大分前から思ってるわけですけれども。

思うにこのあわら市の場合には、文書の方は完全に電子ファイル化されて保存されております。あるならば、こういう図面等というか線の情報というのも、今言ったように、今申し上げたように、リアルタイムで敏速に把握する事ができるという意味でも、電子ファイル化するということが不可欠だろうと思います。あるいはしなかったら方手落ちになるのではないかというように思うわけであります。

以上、定期調査、まず一点目が定期調査報告書の調査結果報告への対応について、 二点目が個々の建物現場での日頃の維持管理の状況というか、どういう体制でやって いるかということ、それから三番目のこの図面の電子ファイル化を進めた方がいいと いう思いに対して、どういうようにお考え下さるかお聞かせいただきたいということ で、第一回目の質問を終りたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 副市長、坪田雅一君。

副議長(坪田雅一君) 牧田議員のご質問にお答えいたします。

公共建築物の維持管理に関するご質問でございますが、学校や公民館などの公共建築物は、建築基準法に基づく特殊建築物として定期調査の報告を義務付けられており、本市においても、毎年、調査を実施しているところでございます。この調査結果については、知事に報告するとともに、各施設の所管課において、不良箇所の改善を行なうこととしております。しかしながら、経年施設においては、不良箇所が多く見られ、厳しい財政状況の中、一度に全てを改修することは難しい状況であり、緊急を要するものから順次行なっているところでございます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、個々の建物における定期点検の状況についてのご質問でございますが、各施設は、その目的や用途によって建物の形状や性質の違いなどから、点検の内容も違いがあります。しかし、通常は、施設の所属職員が目視による点検を行ないまして、定期的な清掃など維持管理に務めており、異常が認められた時は、専門業者に詳細な点検を依頼し対処するという状況でございます。

次に建物の図面の電子ファイル化についてのご質問でありますが、施設管理の適正 化を図るためには、建物の修繕や改修履歴、施工図などを適正に管理する必要がある と考えております。

現在、建物財産台帳の整備を進めておりまして、図面の電子ファイル化についても、 今後、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきますよう お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 先ほどの答弁を聞いていて感じた事を申し上げます。

定期調査報告書の結果の対応というので、人間と同じで建物の場合にもどこかに、何か要素をもってるわけで、完全無欠というのは無いと思います。だから、緊急を有するところからやっていくというのは、それはある意味で当然だと思いますし、おそ

らく緊急を要する所というのがですね、生命に危険を与えるような、そういう恐れということがあると思います。

それはそれでいいわけですけれども、だからといって軽微なところ、あるいは軽微に見えるような所を、放置することによって知らない間に老朽化が進むとか、あるいは補修領域ですね、そういうものが広がっていって、つまり初見の段階ではたいした事ないと思っていたものが、知らない内にどんどんどんどん進行して、進行した時点で対処したら凄く思ったよりもずっと金がかかってしまった、というような事があるわけです。これが人間の浅はかな所だというように思います。

優先上位というのは、生命とかそういうもの、絶対的なものも当然なんですけども、 今言ったような事での総合的な勘案の中で考えていく必要があるんではなかろうか なというように、今聞いていて思いました。

例えばですね、2、3年前にプールですね、あのプールの大改修というのをやったわけですけれども、あれなんかは鉄というのはですね、放置しておくと、風紀にさらされて、両面からコンマ08ミリぐらいづつ侵食していくわけですよ。そしてプールのような強い所では、その錆びは当然促進されるわけで、僕も見たときにかなりボルトが落ちかかっているというような状況になっていて、手当てがもう、簡単な手当てで済まなくなったことによって、お金がいってしまったというような事が典型的な例ではないかなと思うわけであります。

これは定期調査報告書の出てくる手直し事項を、履行するかしないかという事と、ペナルティーは関係ないはずですけども、ペナルティーとは関係なく、そういう方向で綿密に優先順位をもう少し、大きな観点から採用していっていただきたいということを切に望むものであります。

それからですね、現場での点検、維持管理の現在の状況についてということで、建物によって、大きさによって、質によって、それぞれに違うという、そういうような答弁がありました。それはそうだと思います。だけど、それはそうだというように言い切ってしまうと、例えば、ある建物の責任者は、その人はかなりそういう事に熱心で、他の建物は熱心でないとかいう、その責任者の持っている熱意という差によって、建物メンテの差が出てしまうというような事も、往々にしてあるんではなかろうかといように私は思うわけであります。

となるならば、こういう事というのは個別の建物のそういう特異性というものは、 特異性としていいわけですけれども、もう少しこうマニュアル化できないかというよ うな事を思うわけであります。マニュアル化っていうのもいろんな意味があるんです けれども、最終的には市の管理化がそれを総括し、報告を受けて発信するわけですけ れども、そういうマニュアルを作ることによって、どういう建物でも、あるいはそこ に移設しようがどういう形でいても、ある程度日頃の管理の上質な管理を維持できる という、そういう体制が取れるにではないかなというように思います。

これは何年か前の経験なんですけれども、ちょっとある場所へ行って屋根に登った ら、雪解けですね、春の屋根でした、そしたら、冬の間に落ち葉がドレンの中に舞い 降りてですね、雪が舞い降りるんではなくて、葉っぱが舞い降りて、ドレンが詰まっていて、雪解け水がプールのような状態を作っている、プールのような状態を作れば、 屋根面の溶接の継目の所は、どんどんどんどんが入ろうとするわけです。

そういうのを放置したことによって、その場所なんかでも、後の屋根の補修というのは相当な額がかかったというように、思ってるわけですけれども、そこなんかでも職員が、女子ばっかりだったので、あんまり上は上られんと、上られんからそういうようにほって置くことによってということで、そういうことが、そういう事態がくるわけですけども、そういう事の協力体制というか、そういうものをきちっとすれば、最終的にメンテの費用というのをもっともっと抑える事ができるのではないかと思うし、また、抑えるべきでないかなというように思うわけであります。

つまり言いたい事は、聞きたい事はそういうマニュアル化の必要性というものをどう感じるけどもどうかという事であります。

それから三点目ですけども、図面の電子ファイル化を検討して行きたいという、そういう事なんですけども、ひとつ言えるのは文書ファイルと違って、この電子ファイルというのは、言わば専門的な知識が多分にいると思います。オペレーターとしてもいるわけだし、あるいは建築の知識もある程度必要だと思います。

そういう意味での人材の育成というのが、必要になるのではないかなと思うんですけれども、しかしながら、旧芦原町とそれから旧金津町が合併して、ひとつの大きな自治体ができたと。大きい自治体にするって事は、先ほどの質問にもありましたが、人材を養成するという事であって、人材を養成し、そういうオペレーターを作る事によって、事務能率をより効率の良いものにしていくという事が実現できるという事になるのではないかなと思う次第であります。

だから、文書ファイルの場合と違って、確かに、ちょっと困難な所はありますけれども、その電子ファイル化を実現する為には、外部に頼むのなら別なんですけども、外部に頼んでいたらあんまり意味が無いし、あるいは内部でそういうような技術を持つ事によって、例えばの話し、今までやったら外部に委託していた小さい、細かい工事なんていうのも、内部的に処理するという事も可能になってくると思うし、その辺も節税になるのではないかという、そういう思いも含めて、そういう何ていうか、そういう電子ファイルのセクションというか、あるいはその育成をやるという事に踏み込んで下さるような気持ちがおありかどうかという事で再度お聞きしたいとおもいます。

二回目の質問を終ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 牧田議員の再度のご質問でございますが、まず第一点でございますが、日常点検で点検マニュアルを作ってですね、やったらどうかというようなお話しだったと思います。

施設の数ある、大きな、たくさんの施設でございますので、これを一点にですね、

一定の部署ですべてを管理するということは、事実上不可能だという事で現時点では 考えておりません。

そういう事でですね、そこの配置されている職員の日常のこの位置付けと、意識付けというものが大事でなかろうかという事で考えております。

公共施設は当然、市民の大切財産でございますので、その財産をですね、補修するという使命を持ちながら、施設に勤務していただくということが大事であるということで今後、指導をしていきたいと思います。

また、点検マニュアルの作成につきましては、議員ご指摘の通り、日常の点検の徹底というものが、大きな補修費をですね防ぐという事と、繋がってくるわけでございますので、的確にやるためには、ある程度個人個人に差があってはだめであろうということで、点検マニュアルという物も今後作成を検討してまいりたいと思います。

また、建築の専門家の立場からも、ご助言いただければということで考えておりますのでよろしくお願い致します。

それから、図面等の電子ファイル化でございますけれども、外部に出さずにですね、 職員の手で何とかできないかというお話でございます。議員お話のように、キャドと いう機械があるわけですが、これもまた現在、職員もですね、そういう部門に携わる 職員については若干、操作をできるような状況になっておりますので、またこういう 事もですね、またいろいろと専門家の指導を得ながらですね、職員でできる部分から やっていきたいなという事で考えておりますので、よろしくお願い致します。

13番(牧田孝男君) ありがとうございました。

今、神尾部長の方から、意識付けという言葉がでてきました。これはとっても大切な事だと思います。大いに共感します。

建物ってのはあえて言えば、人間の体と同じだと思います。建物が建った時というのが、生まれた時であり、年を得るに従って、青壮年期から壮年と、段々味わい深いものが出てくるわけで、それを通り越して老年期を迎えて、死に至るわけであります。

しかしながら、その間、我々は病院に行かなければならない、あるいは定期検診をうけなければならない、そういう事を綿密にケアをする事によって、穏やかな建物の人生を終える事ができると思いますんで、一生懸命、なにとぞ綿密なケアをお願いしたいと思います。

個別ではまた、文句を言いに行く事もあると思いますけれども、よろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

議長(山川 豊君) 以上で一般質問を終結いたします。

散会の宣言

議長(山川 豊君) 本日の日程は全て終了いたしました。

明日から21日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれ

常任委員会の審査をお願いします。 本会議は、3月22日、再開をいたします。 本日は、これをもって散会いたします。

(午後3時20分)

地方自治法第123条の規定により署名する

平成19年 月 日

議長

署名議員

署名議員

平成19年度 第19回あわら市議会 定例会

平成19年3月22日(木) 午前9時30分開 議

1. 開議の宣告

日程第	1	会議録署名議員の指名		
日程第	2	議案第	3 号	平成18年度あわら市一般会計補正予算(第6号)
日程第	3	議案第	4号	平成18年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算
				(第3号)
日程第	4	議案第	5号	平成18年度あわら市老人保健特別会計補正予算
				(第2号)
日程第	5	議案第	6号	平成18年度あわら市金津雲雀ケ丘寮特別会計補正予算
				(第3号)
日程第	6	議案第	7号	平成18年度あわら市公共下水道特別会計補正予算
				(第5号)
日程第	7	議案第	8号	平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算
				(第4号)
日程第	8	議案第	9 号	平成18年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算
				(第2号)
日程第	9	議案第10	0 号	平成18年度あわら市水道事業会計補正予算(第4号)
日程第1	0	議案第1	1号	平成18年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算
				(第2号)
日程第1	1	議案第12	2 号	平成19年度あわら市一般会計予算
日程第1	2	議案第13	3号	平成19年度あわら市国民健康保険特別会計予算
日程第1	3	議案第14	4号	平成19年度あわら市老人保健特別会計予算
日程第1	4	議案第1!	5号	平成19年度あわら市金津雲雀ケ丘寮特別会計予算
日程第1	5	議案第1	6号	平成19年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算
日程第1	6	議案第1	7号	平成19年度あわら市モーターボート競走特別会計予算
日程第1	7	議案第18	8号	平成19年度あわら市公共下水道事業会計予算
日程第1	8	議案第19	9 号	平成19年度あわら市水道事業会計予算
日程第1	9	議案第2	0 号	平成19年度あわら市工業用水道事業会計予算
日程第2	0	議案第2	1号	平成19年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算
日程第2	1	議案第22	2 号	地方自治法を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
				に関する条例の制定について
日程第2	2	議案第2	3 号	あわら市副市長の定数を定める条例の制定について
日程第2	3	議案第24	4号	庁舎の統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に
				ついて

日程第24	議案第25号	あわら市男女共同参画推進条例の制定について
日程第25	議案第26号	あわら市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定に ついて
日程第26	議案第27号	あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について
日程第27	議案第28号	あわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
日程第28	議案第29号	あわら市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第30号	あわら市工業等振興条例の全部を改正する条例の制定に ついて
日程第33	議案第31号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第34	議案第32号	坂井北部丘陵地営農推進協議会規約の変更について
日程第35	議案第33号	福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
		増加及び同組合規約の変更について
日程第36	議案第34号	三国あわら斎苑組合規約の変更について
日程第37	議案第35号	嶺北消防組合規約の変更について
日程第38	議案第36号	福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
日程第39	議案第37号	坂井地区水道用水事務組合規約の変更について
日程第40	議案第38号	坂井地区環境衛生組合規約の変更について
日程第41	議案第39号	坂井地区介護保険広域連合規約の変更について
日程第42	陳情第 1号	(株)クリエイトコーポレーション タイヤ焼却プラント 事業の早期撤退を求める陳情
日程第43	議案第40号	あわら市教育委員会委員の任命について
日程第44	議案第41号	あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第45	議案第42号	あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第46	議案第43号	あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第47	発議第 1号	あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に ついて
日程第48	発議第 2号	
		いて
日程第49	発議第 3号	安心・安全な公務サービス拡充を求める意見書
日程第50	発議第 4号	飲酒運転根絶に関する決議
日程第51	議会運営委員会	会の閉会中の所掌事務調査の件

- 1.閉議の宣告
- 1.議長閉会あいさつ
- 1.市長閉会あいさつ
- 1.閉会の宣告

出席議員(22名)

1番 八 木 秀 雄 2番 笹原幸信 3番 大 下 重 4番 Ш 川知一郎 5番 Ш 北 島 登 峰 雄 6番 7番 関 Ш 博 夫 山信博 8番 向 9番 坪 﨑 田 正 武 10番 篠 巖 則 谷 浩 二 11番 石 田 12番 丸 13番 牧 田 孝 男 14番 卯 目 ひろみ 15番 宮 崎 修 16番 穴 田 満 雄 17番 豊 海老田 州 夫 山川 18番 19番 見澤 孝保 20番 東川 継 央 2 1 番 橋 本 達 也 22番 杉 田 剛

欠席議員(なし)

地方自治法第 121 条により出席した者

田雅一 市 長 松木幹夫 副市長 坪 児島博光 教 育 長 神 総務部長 尾秋雄 市民生活部長 山田重喜 福祉保健部長 清 水 芳 文 経済産業部長 平 田 幸 一 土木部長 谷 忠 典 絹 教育次長 芦原温泉上水道財産区管理者 中橋 憲治 竹 田 富九一 市長室理事 長谷川 賢 治 土木部理事 田 崎 震太郎

事務局職員出席者

事務局長 圓 道信雄 事務局長補佐 中林 敬雄書 記 渡邊清宏

開議の宣告

議長(山川 豊君) これより、本日の会議を開きます。

議長(山川 豊君) 本日の出席議員数は、22名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(山川 豊君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(午後2時17分)

会議録署名議員の指定

議長(山川 豊君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、八木秀雄君、2番、笹原幸信君の両名を指名します。

議案第92号から議案第109号の委員長報告・質疑・討論・採決 議長(山川 豊君) 日程第2から日程第41までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、 各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長(山川 豊君) まず、総務常任委員長より報告願います。

総務常任委員長、丸谷浩二君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 丸谷浩二君。

12番(丸谷浩二君) 議長のご指名がありましたので、総務常任委員会審査のご報告をいたします。

当委員会は、去る3月8日、9日の両日に開会し、今回、当委員会に付託されました、議案第3号、平成18年度あわら市一般会計補正予算(第4号)委員会所管分をはじめとする、議案19件について、市長、副市長及び担当部課長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

以下、その経過と結果についてご報告いたします。

それでは、議案第3号、平成18年度あわら市一般会計補正予算(第6号)の当委員会所管分について申し上げます。

先ず、歳出の当委員会所管分の主なものにつきましては、その多くが、各項目において、事業費の確定や精算等により生じた不用額を減額するものが主なものであります。先ず、総務費関係においては、情報化推進費で電算共同利用に係る福井坂井地区 広域市町村圏事務組合負担金815万1千円、公共交通対策費においては、えちぜん 鉄道株式会社経営支援補助金535万2千円などが減額する一方、広域生活路線維持 対策等事業補助金1,434万8千円が計上されております。

また、衛生費関係においては、塵芥処理費で清掃センターに係る福井坂井地区広域

市町村圏事務組合負担金1,980万1千円を、公債費関係においては、地方債償還利子で2,390万円を減額するものであります。

一方、歳入につきましては、財政調整基金取り崩しの減額2億4,200万円のほか、地方交付税で2,556万円を、市債で3,570万円をそれぞれ減額する一方、法人市民税の増に伴い市税で5,000万円を追加計上いたしております。

審査の過程で、藤野厳九郎と魯迅惜別100年「遠い火」上演は昼夜2回実施予定のところ、昼が中止となったが、その対応策はどうかとの問いに対して、劇団は、アマチュアの方々で構成されており、都合によりやむを得ず、夜1回のみの上演となったが、小中学生に対しては、夜の上演には無料鑑賞券配布のほか、ケーブルテレビの放映、あるいは、劇団の上演記録をDVDやビデオ製作し、藤野厳九郎記念館にて放映したいとのことであります。又、えちぜん鉄道経営支援補助の旧芦原町負担が10%となって現在に至っているが、発足当時、将来は見直しなければならないということであったが、見直しの議論はされたのかという問いに対して、見直しの議論は、合併などがあり、現在は難しいとのことであります。尚、乗車状況や今後の見通し並びに福井駅高架事業やLRT関係など詳細については、後日、えちぜん鉄道の役員などに来ていただいて、説明会を開催する予定であります。

以上、本案につきましては、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第4号、平成18年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,553万7千円を追加するもので、歳出の主な内容としましては、保険給付費を1億4,981万円追加し、老人保健拠出金を1億401万1千円減額するものであります。一方、歳入の主な内容といたしましては、療養給付費等交付金1,191万円、共同事業交付金962万2千円などを追加計上する一方、県支出金で高額医療費共同事業負担金469万5千円、基金繰入金300万円を減額するものであります。

審査の過程において、インフルエンザ等が流行しているが、今後の医療費の見込みはどうかとのことに対して、11月までは、月平均7,000万円、12月は8,000万円となっており、1月、2月は月8,000万円を見込んでいるとのことであります。また、医療費の支払った最高額はどれくらいか、又、透析の医療費はどれくらいかとのことに対して、平成18年度では、800万円が最高であり、透析については、週1~3回で、30万から50万円で、本人負担については1万円であるとのことであります。

以上、本案につきましても、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第5号、平成18年度あわら市老人保健特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 5.616 万円を追加するもので、歳出の主な内容と

しましては、医療給付費を6,228万円追加し、医療支給費を590万円減額するものであります。一方、歳入の主な内容といたしましては、支払基金交付金3,442万円、国県支出金1,344万9千円、一般会計繰入金272万4千円などを追加するものであります。

審査の過程において、医療給付費が増額されて、医療支給費が減額となった理由は どうかとのことに対して、当初予算編成では、前年度実績を考慮して編成しているこ とにより、差異が生じたとのことであります。

以上、本案につきましても、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第9号、平成18年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4万1千円を追加するもので、内容といたしましては、競艇基金4万1千円について、歳入で財産運用収入として、歳出では基金積立金として計上するものであり、本案につきましては、特段、質疑もなく、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号、平成19年度あわら市一般会計予算の当委員会所管分について申し上げます。

本案は、三位一体の改革等による国庫補助・負担金の縮減、交付税の抑制で、厳しい地方財政の中、昨年策定した市総合振興計画に掲げる各種事業の取り組みや実質公債費比率、経常収支比率など財政指標の改善などの重要な案件であることから、慎重に審査を行ったところであります。

先ず、歳出の当委員会所管分の主なものにつきましては、議会費に議員22名に係る経費など1億8,453万4千円、総務管理費において、一般管理費に行政連絡員131名に係る経費のほか、集会施設整備事業補助金など5億1,068万2千円、文書管理費に市例規集データ更新委託料など1,009万6千円、秘書広報費に市広報発行に係る経費など1,427万円、庁舎及び公用車等の管理、市管理地住宅解体などの経費5,599万7千円、企画費に行政評価システム導入支援業務委託料など1,596万7千円が計上されております。

また、情報化推進費では広域市町村圏電算共同利用負担金のほか、集中管理・情報漏洩対策システム構築業務委託料、文書管理システム改修業務委託料など1億247万3千円、国際交流推進費に日中友好協会活動事業補助など360万5千円、税務総務費に市納税組合連合会運営補助など9,355万6千円、賦課徴収費は路線化区域標準宅地評価業務委託料など4,580万5千円、戸籍住民基本台帳費に戸籍総合システムソフト使用料など7,244万7千円、選挙費では、参議院議員選挙費1,425万円、知事及び県議会議員選挙費996万8千円であります。諸費では、公共交通対策費にコミュニティバス運行事業委託料など8,310万8千円などが計上されております。

衛生費では、保健衛生費において坂井地区環境衛生組合負担金、三国あわら斎苑組合負担金、公害測定調査委託料など3億1,869万7千円を、清掃費において一般廃棄物収集委託料、広域圏清掃センター負担金など6億3,586万1千円が計上されております。

消防費では、嶺北消防組合負担金など5億2,092万円、公債費で元金・利子合わせて13億6,646万4千円を計上し、予備費は1,000万円となっております。一方、歳入の主なものにつきましては、市税において個人住民税で本格税源移譲や定率減税廃止などの税制改正などにより、前年度比12.7%増となる44億3,687万5千円を計上のほか、地方譲与税には、本格税源移譲に伴う所得譲与税や定率減税の廃止などにより、前年度比63.1%減となる1億5,200万円、地方特例交付金は、減税補てん特例交付金縮小により前年度比69.8%減となる3,600万円、地方交付税は、普通交付税において単位費用見直しや下水道事業に係る資本費平準化債の発行などや特別交付税は、合併に伴う財政支援分の終了などの要因により前年度比12.6%減となる25億7,600万円、繰入金に財政調整基金繰入など5億542万5千円、市債に臨時財政対策債や合併特例債など7億5,530万円が計上されております。

次に、審査の過程で論議の集中した事項について申し上げます。

先ず、行政評価システム導入支援業務委託料についてでありますが、18年度では、1課2事業のモデルを実施し、19年度においては、全事務事業を対象としているが、この場合の委託料は増額するのではないかとの問いに対して、18年度では、事前準備のシステム構築や職員研修等の経費が含まれているためであるとのことであります。尚、「評価のための評価」にならないように、実施にあたっては職員の意識改革も含め、適正かつ公正さの確保などに十分配慮されたいとの意見が出されております。次に、日本中国友好事業については、協会を主として実施するよう、市がバックアップし、体制づくりなど、十分検討すべきであり、今後の対策はどうかとの問いに対しては、人、資金が不足し、受皿として充実していないことから、今後は、中国の人の人的派遣が見込まれる外務省事業の導入の検討や将来は、専門職として中国語ができる職員を採用し、対応したいとのことであります。

次に、新規事業であります集中管理・情報漏洩対策システム構築業務委託及び文書 管理システム改修業務委託の事業内容の問いに対しては、端末機からの情報流出する 監視システムと合併して3年が経過したことにより、各種文書の増大に伴う機器の購 入と文書の年度ごとに振り分けすることにより、文書検索を容易にするためのシステム改修とのことであります。

次に、財政調整基金の取り崩し4億3,000万円を行ない、予算編成をしているが、国・県の補助事業採択など見込んで、最終的な取り崩しの見込みはどうかとの問いに対して、各種事業の開始時期が不明であるが、総合振興計画に見込まれた事業には、前年度繰越金の充当しても、法人税が伸びる反面、普通交付税が下がるなどして、取り崩しを戻すのは難しいとのことであります。

次に、コミュティバス運行で、乗車が少ないコースは、停車場の位置も含め、大幅な見直しや打ち切りにする、あるいは、タクシーチケットの割引制度への切り替えについてはどうか、又、コミュティバスラッピング委託とは何かとの問いに対して、乗車の少ないコースについては、路線バスとの関係で乗り入れできない要因や芦原温泉駅へ直接乗り入れできないことなどがあり、今後、京福バスとの交渉などを行ない、見直しを検討したいとのことであります。また、ラッピング委託については、バスに色を塗ったり、シールを張ったりして一目でコミュティバスと判るようにするものであるとのことであります。

次に、選挙における早期の開票事務執行に対すること、芦原庁舎が閉館されても、十分な防犯対策や多額の維持管理費が必要となっており、利活用の早期決定を行なうよう、又、防災無線整備については、合併特例債を利用した将来の方向付けを早急に検討すべきである。又、金属の価格が上昇しており、金属性ごみ収集等の委託には十分留意すべきである。さらには、市内にある財団や市の出先機関の予算執行や一部事務組合に大幅な予算減額が見受けられるところですが、予算執行においては構成各自治体との連携のもと、十分なチェックが必要であるとの意見が出されてところでございます。

以上、主なものを申し上げましたが、歳入が減少する厳しい財源の中で、予算編成には相当の努力が見受けられるところがあり、本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号、平成19年度あわら市国民健康保険特別会計予算について申 し上げます。

本案は、対象被保険者を10,800人、世帯数を5,630世帯と見込み、予算の 総額を前年度比12%増となる29億630万円と定めるものであります。主な内容 でありますが、歳出では、保険給付費に18億9,084万4千円、老人保健拠出金 5億1,160万円、介護納付金1億4,000万円、共同事業拠出金2億9,967 万3千円が計上されております。

一方、歳入では、国民健康保険税 8 億 5,5 3 0 万円、国庫支出金 6 億 5,9 3 3 万 8 千円、療養給付費等交付金 7 億 5,5 3 2 万 8 千円、共同事業交付金 2 億 9,9 6 7 万円、繰入金 2 億 2,6 6 2 万 5 千円などであります。

審査の過程で、先ず、新規事業の国保ヘルスアップ事業の内容や委託先についてはどうかという問いに対し、糖尿病をはじめとする生活習慣病の一次予防に重点をおいた60人の被保険者個々の健康づくりに対する取り組みに対して、「個別健康支援プログラム」に基づいて支援する事業であり、委託先については、数社を選定し、業者のフォローを見極め、決定したいとのことであります。次に、人間ドックの検査項目が減少しているのでないかとのことについては、厚生労働省の定めにより、基本・オプションは病院が行なうことになっているとのことであります。

以上、本案につきましては、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手多

数で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号、平成19年度あわら市老人保健特別会計予算について申し上 げます。

本案は、受給対象者を4,500人と見込み、予算の総額を前年度比1.9%増となる35億600万円と定めるものであります。主な内容でありますが、歳出では、医療諸費において35億598万5千円が計上され、歳入では、支払基金交付金18億1,390万4千円、国庫支出金11億2,784万7千円、県支出金2億8,196万3千円、繰入金2億8,227万1千円などであります。

本案につきましては、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、 原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号、平成19年度あわら市モーターボート競走特別会計予算について申し上げます。

本案は、一日平均売り上げを1億1,000万円と見込み、予算の総額を前年度比0.2%減となる26億9,300万円と定めるものであります。

審査の過程で、競艇事業活性化策の赤字施行者対策は何かという問いに対して、今国会において、日本船舶振興会に対する19条交付金の引き下げなどを内容とするモーターボート競走法の一部改正案が提出されており、その主な内容としましては、施行者が売り上げに応じて交付する額を率にすると、従来、売り上げの3.27%であったものが、2.62%となり、さらに、最低の区分が1回あたりの売り上げで従来は、6千万円であったものが、3億6千万円以上となるので、あわら市にあっては、支払うべき交付金は発生しなくなるが、19条交付金の見直しによる差額を全施協に拠出しなければならないことになっており、従って、19条交付金は引き下げられますが、下がった分は、全施協に吸い上げられますので、施行者の負担は従来と変わらないとのことであります。

なお、全施協では、この拠出金をもとに活性化基金を造成し、売り上げ向上のための事業を実施することになっており、その対策としては、コンサルや売り上げの多いSG競争の配分のほか、民間委託を進める方向であるとのことであります。

尚、今回このような改正がなされようとしておりますが、当初予算では、従来どおりの計上をされております。国土交通省の原案が自民党の部会で修正されていることもあり、まだ、経費の持ち方など変更される余地があるので、今後、完全に決まってから、6月以降の補正予算で組替えを行ないたいとのことであります。

本案につきましても、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきもの と決した次第であります。

次に、議案第22号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第23号、あわら市副市長の定数を定める条例の制定について、議案第24号、庁舎の統合等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、以上3議案一括して申し上げます。

議案第22号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、9本の条例を改

正するもので、主な内容といたしましては、「助役」、「収入役」、「吏員」等の語句を「副市長」、「会計管理者」、「職員」に改め、監査委員条例については、自治法でその 定数が定められることとなったため、当該規定を削除するものであります。

次に、議案第23号は、これまで自治法上で原則1人と規定されていた副市長の定数が、今回の自治法改正により任意となったことから、各自治体の条例で定めることとなったため、制定されたものであります。

次に、議案第24号については、本年4月より金津庁舎と芦原庁舎を統合し、金津庁舎を統合庁舎とすることに伴い、庁舎の位置及び掲示場に関する条例に両庁舎の規定があるため、これを削除するほか、行政組織の「市民生活部」「福祉保健部」を「市民福祉部」に変更することにより審議会や委員会条例等の庶務担当課の名称を変更するものであります。

以上、3議案につきましては、特段、質疑もなく、所要の措置であり、挙手採決の 結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第25号、あわら市男女共同参画推進条例の制定について申し上げます。 本案は、男女共同参画の基本的な考え方を定めるとともに、市民、市及び事業者の 責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するため制定す るものであります。

審査の過程で、種々の意見が出されたところであり、この条例を施行することに伴い、差別と区別等の違い等、本来の趣旨に沿って、各種施策に取り組むべきである。 さらには、日本古来の長年培われた良識的な価値観や我が国の良き伝統文化には十分 留意すべきとの意見が出されたところであります。

以上、本案につきましては、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべき ものと決した次第であります。

次に、議案第27号、あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について申し上げます。

本案は、人事院規則の改正に伴い、本年4月から、これまでおおむね4時間の勤務時間ごとに置くこととされていた15分の休息時間を廃止し、これまで45分であった休憩時間を1時間に延長し、勤務時間を5時30分までとするものであります。

審査の過程において、国の方針は、労働時間短縮の方向にあり、この改正は、逆行するのではないか、又、休憩時間の窓口対応には支障が出ないのかとの問いに対して、この改正は、労働時間1日8時間の確保であって基本的な考え方の見直しや民間との格差解消であり、休憩時間の窓口対応については、現在も当番制など交替して対応しており、尚一層、支障のないように対処していくとのことであります。

以上、本案につきましても、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第28号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について申し上げます。

本案は、平成18年度の人事院勧告及び福井県人事委員会勧告に基づき、第3子以

降の扶養手当の支給額を1,000円引き上げ、第2子までの支給額と同額の6,000円にするほか、管理職手当を定額化するものであり、本案につきましては、特段、質疑もなく、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります

次に、議案第33号、福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加 及び同組合規約の変更について申し上げます。

本案は、構成団体の名称を「勝山・上志比衛生管理組合」から「勝山・永平寺衛生管理組合」に変更、「福井県後期高齢者医療広域連合」と「坂井地区水道用水事務組合」を追加するものであり、本案につきましても、特段、質疑もなく、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第34号、三国あわら斎苑組合規約の変更について、議案第35号、嶺 北消防組合規約の変更について及び議案第38号、坂井地区環境衛生組合規約の変更 について、3議案一括して申し上げます。

3議案ともに、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う規約の変更であり、 内容といたしましては、それぞれの規約にあります「助役」、「収入役」、「吏員」をそれぞれ「副市長」、「会計管理者」、「職員」に改めるもので、特段、質疑もなく、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと 決した次第であります

次に、議案第36号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について申し 上げます。

本案は、市町村合併に伴い、組合議員定数30人を23人に変更するものと地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う規約の変更であり、「助役」、「収入役」、「吏員」をそれぞれ「副市町長」、「会計管理者」、「職員」に改めるもので、本案につきましても、特段、質疑なく、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります

次に、協議事項でありますが、まず、飲酒運転根絶に関する要望でありますが、交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、特に、飲酒運転根絶のために、飲酒運転は絶対に許さないという交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、市民一体となって飲酒運転の根絶に向けて全力で取り組むことの趣旨に賛同するものであります。

所定の賛同を得て、後程、飲酒運転根絶に関する決議を提案させていただきますので、議員各位の賛同をお願いするものであります。

次に、議案外になりますが、論議のありました主な事項について申し上げます。

先ず、11人の市民で構成する「自治基本条例を考えるあわら市民会議」が設置され、平成20年3月1日のあわら市誕生4周年記念の日に施行することを目指し、条例素案の作成と検討を行なうとのことでありますが、質疑の中で、公募委員が少ないため、応募方法の十分なる検討、又、この市民会議設置時のマスコミ発表を十分注意

すべきであるとの意見が出されたところであります。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、総務常任委員会の報告といたします。

議長(山川 豊君) 次に、産業建設常任委員長より報告を願います。

産業建設委員長、向山信博君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 向山信博君。

8番(向山信博君) 議長のご指名がありましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月12日、13日の2日間にわたりまして、市長、副市長及び担当部長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第3号、平成18年度あわら市一般会計補正予算(第6号)をはじめとする15議案につきまして慎重に審査をいたしました。

以下、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第3号、平成18年度あわら市一般会計補正予算(第6号)の所管事項 について申し上げます

本案は、事業費の確定及び精算等に伴う不用額の減額補正が主なものでございます。審査の過程で、論議がなされた事項について申し上げます。

坂井北部土地改良区事務所運営補助金について、人件費補助とのことであるが何名分を補助しているのかとの質疑につきましては、職員10名分の手当ての2割を補助している。又、今回の減額は職員1名分の退職がおもな理由であるということでございます。

次に、農業団地センター下水道接続工事についてであります。 1 2 6 万 6 千円の減額は見積もりが甘かったのではないかとの質疑につきまして、実施の段階での工法の変更と請負差金によるものであるということでございます。

次に、除雪トラックについて、購入費が80万6千円減額されているが、中央監視システム導入費に比べ少ないのではないかとの指摘につきましては、除雪機械については特殊のものであり、仕様書に基づき見積もり入札を行ったとのことでございます。

次に、繰越明許費について、特定交通安全施設等整備事業、いわゆる上新橋線でございます。いつ頃までに完成するのかとの質疑につきまして、発注は昨年の11月にしたが、冬季期間に入り、融雪のための散水することから繰り越しとなったとのことでございます。妥当な工期を設定してなるべく早く完成させるということでございます。

次に、土木使用料についてでございます。ケーブルテレビの道路占用料が102万4千円計上されているが今後継続して入るのかとの質疑につきましては、ケーブルテレビの普及のため免除していたが、今後は継続して入るとの見込みでございます。

以上、本案につきましては、所要の措置であり、挙手採決の結果、全員挙手で原案 のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議案第7号、平成18年度あわら市公共下水道特別会計補正予算(第5号) について申し上げます。

本案は、歳出において、九頭竜川流域下水道事業建設負担金、九頭竜川流域下水道維持管理負担金、一時借入金利子等に係る利子等でございます。

審査の過程で、委託料の減額が多い理由は何にかとの質疑につきましては、設計業 務委託料の減額が主であり、入札による減額であるということでございます。

次に、現年度分下水道使用料の650万円の減額は何立方メートルに相当するかとの質疑につきましては、1立方メートル140円で計算を致しますと4万2,000立方メートルとのことでございます。

以上、本案につきましても、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について申し上げます。

本案はにつきましては、農業集落排水維持管理費等の追加計上、また、歳入においては、繰越金の追加計上でございます。

本案につきましては、特に質疑もなく、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号、平成18年度あわら市水道事業会計補正予算(第4号)について申し上げます。

本案は、収益的収入で、加入負担金400万円、水道料金1,200万円及び一般会計から消火栓維持管理負担金62万9千円が追加計上され、高料金対策補助金1,600万円が減額されております。

以下、これらにつきましては、議員からの質問が2点ございました。集中監視制御システム9,600万円の減額でわかるように、業務の発注にあたっては、経営意識をもち少しでも安くなるよう留意してほしいとの要望がなされました。

以上、本案につきましても、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、平成18年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第2号)について申し上げます。

本案は、暖冬の影響もあり、給水状況は予測以上に減少しているための水道料金の 減額でございます。

本件につきましても、特に質疑もなく、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手 全員で原案のとおり可決すべきものと決しまし。

次に、議案第12号、平成19年度あわら市一般会計予算の所管事項について申し 上げます。

本案は、農林水産業費において、坂井北部丘陵地農業経営体育成モデル事業補助金 1,243万7千円をはじめ、土地改良事業償還金補助金1億1,294万5千円、農 地・水・環境保全向上活動支援事業負担金3,317万円、農業集落排水事業特別会 計繰出金3,728万6千円など広域に渡っております。

又、商工費においては、商工会活動事業補助金2,247万3千円等々、又、土木費においては、一般市道に係る舗装補修工事費2,900万円、金津・三国線の整備及び十日・嫁威線融雪設備に係る地方道路交付金事業1億5,650万7千円等、大きな金額が計上されておりますが、審査の過程で、農地・水・環境保全向上活動支援事業について、集落への事務支援はどう考えているのかとの質問につきましては、専任の職員を配置し対応していきたいとのことでございます

また、県営林道事業、剱ケ岳線の負担金について、進捗率はどうなっているのかとの質問につきましては、全体で23.13キロメートル中あわら市分が15.19キロメートルでございます。従って、平成18年度末進捗率はあわら市分が7,794mで52.5%で、全体の47.5%ということでございます。

次に、松くい虫被害対策について、防除を毎年行なっているが効果はあるのかとの 質問につきましては年2回行なっており、他市に比べて被害が拡大していないという ことでございます。

次に、「湯めぐり手形」について、受け入れ側の旅館の対応がよくないのではないかとの指摘につきましては、今後お客さんに不快感をいだかさないよう、創生塾、旅館組合にお願いをしていくとのことであります。

又、観光事業補助金など多額の補助金を出しているのだから、強く指導するようにようにとの意見がありました。

次に、屋台村について、オープンに合わせて足湯を設置できないかという質問につきましては、屋台村の設置については今年夏のオープンを目標に取り組んでいるが、この件につきましては、検討をして行くとのことでございます。

次に、社宅賃借料補助金ついて、あわら市に社宅をもっている法人がどれぐらいあるか、又、調査しているかとの質疑につきましては、調査は行っていないということで、委員からは、市の人口増加あるいは人口流出を防ぐために、予備調査を実施して対処してほしいとの要望がありました。

次に、中小企業振興資金預託金につきまして、昨年度より増額した理由はなにかとの質疑につきましては、利用率を上げるために昨年度から利子補給制度を見直したことや各金融機関へ平等に預託することにより、利用が増えることを見込み増額したとのことであります。

次に、夏まつり等の祭りの補助金について、どのような基準で補助しているのかとの質疑につきましては、予算の範囲内で補助している、委員からは精査して執行するようにとの意見がございました。

次に、都市計画道路金津・三国線について、周辺の都市計画はどのように考えているのかとの質問につきましては、開発行為を主体とした宅地開発を地元と十分協議して進めていくということであります。

委員からは、都市計画道路周辺の宅地開発を見越した排水計画を考えていくようにとの要望がございました。

これに関連して、委員から J A ガソリンスタンドまでの歩道整備の進捗について質疑がありました。地元との協議は地権者 7 名の方との内諾を得ており、農地への昇降路、排水路について現在協議中とのことであります。

次に、まちづくり交付金事業についてでございます。東口駐車場は、近々に整備しなければならないのかとの質問につきましては、西口アクセス道路125mを先行して行なうにあたって、現在の西側駐車場が一部潰れるため、代替として東口駐車場の整備を早急に行なう必要がある。また駅南にある借地の駐車場についても、平成26年度には整備した駐車場に統合していきたいとのことでございます。

本案につきましても、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、平成19年度あわら市農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、予算の総額、歳入歳出それぞれ6,800万円で、前年度と比較して11 0万円の減となっております。

歳出の主なものは、青ノ木・宮谷地区及び剱岳地区の施設の維持管理経費1,84 1万2千円でございます。又、公債費4,312万8千円であります。

本案につきましても、特に質疑もなく、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手 全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号、平成19年度あわら市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

本案は、経営状況をより明確にするため、平成19年度より特別会計から企業会計とするものであります。

「収益的収入及び支出」はそれぞれ同額の11億9,406万3千円が計上されております。

なお、営業外収益及び営業外収益で、高料金対策等に係る一般会計からの負担金及 び補助金6億6,013万円が計上されております。

「資本的収入及び支出」の「収入」おいては、10億9,950万3千円を計上されており、また、「支出」におきましては、13億4,903万3千円を計上しております。

建設事業費としては、国庫補助事業分で5億4,001万6千円、市単独事業分で 1億3,800万円のほか企業債償還金6億976万6千円が計上されております。

審査の過程で、設計委託料について、設計を委託に出さないで職員ができないかとの質疑につきましては、職員は一生懸命業務に取り組んでおりますがが、専門的知識が若干足らず、また、多くの現場を抱えており、設計まで手が廻らない状況であるので厳しいとのことであります。

これに対し、同じ内容の設計を委託するのなら、少しでも安くなるよう努めてほしいとの要望がございました。

次に、公共下水道使用料について、平成19年度は平成18年度に比べ2,700

万円増額されているが、これは料金の格差是正が行われているのかとの質疑につきましては、合併後順次格差是正を行い、平成19年度は芦原地区、金津地区同じ料金体制となったとのことでございます。

次に、下水道整備の進捗状況について、金津、芦原地区別の下水道整備進捗率はどうなっているかとの質疑につきましては、整備率は平成17年度末で芦原処理区は65%、金津処理区は65.6%となっており、また普及率は芦原処理区が85.9%、金津処理区が70.7%となっているとのことであります。

また、下水道接続率について、新規に供用開始したところの接続の割合はどうなっているかとの質疑につきましては、平成17年度末で市全体では水洗化率85.5%となっており、今年度供用開始した区域、約150戸のうち、50戸が接続したとのことであります。なお、村部において、老人の一人暮らしが多く、受益者負担金の納入があるため、すぐに接続してもらうことは困難があり、一年後の接続が通常であるということでございます。

次に、雨水侵入水対策調査業務委託及び雨水流出解析検討業務委託について、どのような業務なのかとの質問につきましては、雨水対策侵入対策調査業務は、不明水対策として、原因追求を行ないたく、排水設備経路の目視確認、音響、散水法を用いて排水設備の誤接続を見つけ出し、雨水侵入水の削減を図るもので、また雨水流出解析検討業務は、温泉市街地の排水状況が悪化している状況を踏まえ、上流部の開発や近年発生している豪雨等による雨水流出が下流域の温泉市街地に与える影響や雨水対策の整備効果が与える影響やを把握し、経済的、効率的な施設整備計画に活用するために行なう調査であるということでございます。

以上、本案につきましても、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号、平成19年度あわら市水道事業会計予算について申し上げます。

本案は、「収益的収入及び支出」の「収入」において、水道料金5億6,416万5千円、一般会計からの高料金対策補助金2億1,000万円など8億9,788万8千円、「支出」において、県水受水費4億8,506万2千円、企業債利息1億1,554万1千円など8億9,747万6千円が計上されております。

一方、「資本的収入及び支出」の「収入」においては、1億3,765万9千円、「支出」おいては、老朽管の布設替えなどの配水設備改良費1億3,400万円、企業債償還金1億5,157万1千円など3億3,618万3千円が計上されております。

本案につきましても、特に質疑もなく、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、平成19年度あわら市工業用水道事業会計予算について申し上げます。

本案は、「収益的収入及び支出」の「収入」おいて、前年度並となる1,076万円、「支出」においては、ほぼ前年度並となる992万9千円が計上されております。

一方、「資本的収入及び支出」の「支出」において、取水ポンプ及び制御盤の更新 事業が新たに800万円計上されております。

本案につきましても、特に質疑もなく、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手 全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、平成19年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について申し上げます。

本案は、「収益的収入及び支出」の「収入」おいて、給水量の増加が見込めないことから、18年度と同じ量で水道料金1億6,615万8千円など1億6,678万8千円が計上されております。

「支出」においては、1億7,431万2千円が計上されており、特別損失で不納 水道料金の欠損処理が計上されたこともあり、損失となっております。

一方「資本的収入及び支出」の「収入」おいては、公共下水道工事に伴う配水管移設補償費に係る他会計負担金など、総額で306万1千円が計上されております。

「支出」においては、公共下水道工事に伴う配水管布設替え工事1,600万円や緊急貯水槽設置用地購入1,785万円など、50.1%の増となる5,086万4千円が計上されております。

審査の過程で、緊急貯水槽設置について論議が集中し、この貯水槽は、震災等の災害時に初期段階の飲料水確保のため地下に設置するものでありますが、土地購入費が高いのではないかとの質問につきましては、近隣の売却の実績を踏まえ、妥当な価格となっている。水槽にすれば土地購入費が安く済むのではないかとの質疑につきましては、水槽にする場合、全面見えなければならない、又、地上に設置することになると土地の使用が制限されてくることから地下埋設する。民地を借りてはどうかとの質疑につきましては、民地については所有者が変ることもあることから、公共用地又は財産区所有地に設置したいとのことでございます。今後は小学校等の避難場所等に設置する予定もあるとの答弁がありました。

これに対して、委員から購入価格が高いことから、場所については管理委員とも相談してよく検討するようにとの意見がございました。

次に、顧問弁護士委託料について、新たに計上されていることから、財産区に何か問題でもあるのかとの質疑につきましては、今後、滞納処理を進めていくうえでいるんな問題が発生するため計上するとことであります。

これに関連して、委員から水道料金の滞納状況についての質疑があり、平成19年度には未収金は約300万円になるとの答弁がございました。

以上、本案につきましても、所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で原案 のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第26号、あわら市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、公共下水道事業の資産の保有状況を明確にするとともに、経営状況の透明性を高め、企業としての観点から事業をとらえることにより、健全財政運営を目指す

ために、本年4月から公共下水道事業の会計処理に公営企業法の財務に関する規定等 を適用するため、制定されるものであります。

本案につきましても、特に質疑もなく、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、あわら市工業等振興条例の全部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、奨励措置の対象となる地域を拡大するとともに、助成金の交付要件を緩和することにより積極的な企業誘致を促進するため、あわら市工業等振興条例の名称を「あわら市企業立地促進条例」に改め、その全部が改正されるものであります。

本案につきましても、特に質疑もなく、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号、坂井北部丘陵地営農推進協議会規約の変更について、又、議 案第37号、坂井地区水道用水事務組合規約の変更について、以上2議案につきまし て一括して申し上げます。

両案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う規約の変更であります。

「助役」を「副市長」に、「収入役」を「会計管理者」、「吏員その他の職員」を「職員」に改める所要の改正を行なうものであります。

両案につきましても、特に質疑もなく、挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり 可決すべきものと決しました。

以上、主な審査の経過と結果を申し上げまして、本産業建設常任委員会の報告とい たします。

議長(山川 豊君)次に、教育厚生常任委員長より報告願います。

教育厚生常任委員長、橋本達也君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 橋本達也君。

2 1番(橋本達也君) 教育厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る14、15の両日にわたり、市長、教育長ならびに担当部課長等の出席を求め、付託されました予算案4件、条例案3件につき審査いたしました。以下、その経過と結果についてご報告いたします。

議案第3号、平成18年度あわら市一般会計補正予算(第6号)の当委員会付託分について申し上げます。

教育総務課では、小学校費で、1月の強風により波松小学校体育館屋根が破損した ための補修工事費で990万円の増額補正のほかは、各事業費の確定に伴う減額補正 が主なものであります。

この波松小学校体育館屋根補修工事については、風によって損壊した部分だけではなく、前面を錆に強いガルバニウム剛板を用いて実施するものであります。委員からは、屋根の下地そのものが腐食することによって損壊する可能性が高いことから、下地部分も含めた対応を求める意見が出されました。

文化学習課でも、創作の森陶芸用電気炉ヒーターの修繕費262千円の増額補正の ほかは、同じく創作の森アートコア鉄骨塗装工事費の入札差金など、事業費確定に伴 う減額補正が主なものであります。

スポーツ課では、トリムパークアリーナの耐震補強による天井崩落対策工事により 閉鎖していた3ヶ月間分の管理費191万7千円について、県費から一般財源に財源 振り替えをしております。

これについては、指定管理者制度を取っている中での管理費の一般財源化について 委員から疑問が呈されました。このようなケースについては、今後は県との交渉に更 なる努力を望むとの意見であります。

社会福祉課では、各種事業費の確定に伴う減額補正が主なものでありますが、特に障害者福祉費の4,497万7千円の減額が目立っております。これは、障害者自立支援法の施行に伴う利用者負担増と事業所への報酬単価引き下げがその主な理由であり、当初予算では旧法に基づく予算計上であったために多きい減額になったとの説明であります。

健康長寿課では、予防費において、高齢者インフルエンザ接種委託料322万3千円の増額と、老人福祉施設費において、対象者増に伴う122万6千円の増額のほかは、事業費確定に伴う減額補正が主なものであります。

特に委員からは、インフルエンザ予防接種の効果、また、タミフルによる異常例に ついて質問がありました。インフルエンザ予防接種の効果は約3ヶ月間とのことであ り、また、市内でのタミフルによる異常例について報告はないとのことでありました。

採決の結果、本案は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号、平成18年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算(第4号)について申し上げます。

本案も事業費確定に伴う減額補正が中心でありますが、養護老人施設および指定介護老人福祉施設において、それぞれ2,750万円と1,100万円の合計3,850万円の基金積立金が増額補正されております。

採決の結果、本案は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。 議案第12号、平成19年度あわら市一般会計予算のうち、当委員会付託分につい て申し上げます。

まず教育総務課所管について申し上げます。

事務局費において、不登校児の生徒指導者の臨時職員賃金、為庶塾にかかる講師謝礼、錦城中学校生徒委託料など9,842万3千円。

海外派遣費において、金津、芦原両中学生の海外派遣事業経費、アメリカ、ユージン市の中学生20名程度の受け入れ経費など721万2千円。

小学校費において、学校管理費として、複式学級解消、障害児、多動性児童対応の講師10名の配置に係る経費、北潟小学校グランドフェンス改修工事他7つの工事請負費、AED購入費など1億4,804万7千円。教育振興費として、スクールバス運行委託料、学力検査委託料、校外学習に係るバス借り上げ料など3,746万4千

円。

中学校費において、学校管理費として、芦原中学校改修工事や維持管理に係る経費など6,701万7千円。教育振興費として、スクールバス運行委託料や生徒通学費補助金など4,337万2千円。

学校建設費において、基本計画策定委員の謝礼、不動産鑑定に伴う調査委託料など 6 3 0 万 1 千円。

幼稚園費において、放課後児童クラブ指導員賃金など7,480万2千円。

学校給食費において、自校式給食9,793万3千円、センター式給食1億2,917万4千円の合計2億2,710万7千円。

以上の計上が主なものであります。

ここで、審査の過程で論及のあった主なものについて申し上げます。

長年の課題でもある錦城中学校への生徒委託料に関しては、市内の中学校へ通学していただけるような対策をたてるべきとの意見が出されました。市としても通学バスの時間帯について4月以降変更し、通学しやすいような条件整備をするなどして、今後も働きかけるとのことでありました。

芦原中学校のサッシ改修工事については、校舎改築が近いこともあり、最低限の対応を望む意見がありました。

統合中学校基本計画策定委員会については、校長、市民代表、大学の先生など10 名の委員で構成されているとの説明があり、また、調査委託料については不動産鑑定 委託料であり、予定敷地5万㎡のうち6ヶ所を鑑定するとの説明でありました。

金津、芦原両中学生の海外派遣事業については、子どもたちの国際的視野を深める 意味でも有意義であり、他の自治体にないあわら市独自の事業として誇れるものでも あることから、今後も引き続き実施していきたいとの答弁でありました。

学校給食の地元産材料の使用状況と食育担当教師について質問が出されました。今年度の給食センターでは、材料42種類のうち35種類の県内産を使用しており、極力地元産を使用していくとのことであり、また、栄養教諭については芦原小学校、金津中学校、金津小学校、金津東小学校の4校に配置しているとの説明でありました。

あわら市教育研究会の事業内容について質問が出されました。これは学校の教職員で作っている研究会であり、教科毎に視察、研究を行なっているものであり、教科ごとに回数は異なるがほぼ毎月開催しているとの説明でありました。

次に文化学習課所管に関して申し上げます。

社会教育総務費において、社会教育委員、生涯学習推進員に係る経費、成人式開催 経費、各種教育関係団体への負担金、活動補助金など7,471万3千円。

公民館費において、各種講座の開催に関する経費のほか、中央公民館はじめ8公民館の運営に要する経費など1億1,667万5千円。

図書館費において、新規図書購入費500万円のほか、金津、芦原両図書館の管理 に係る経費など5,588万5千円。

文化振興費において、創作の森管理委託料、金津創作の森財団運営補助金、観月の

夕べ開催補助金、創作の森・アートコアエントランス工事など1億479万9千円。 文化財保護費において、昨年7月の豪雨災害による吉崎御山西側斜面排水工事など 616万5千円。

埋蔵文化財費において、遺物整理に係る経費など142万6千円。

以上が主な計上であります。

ここで、論及のあった主なものについて申し上げます。

公民館における児童クラブ活動については、他の行事との間で混乱が生じないかと の質問が出されました。これについては、地域の公民館であることから、公民館に集 る方々にも地域の子どもたちを見守っていただきたいとの説明でありました。

吉崎御山排水工事については、これまでは国庫負担をからめての実施であったが、今回は市単独事業になっていることについて質問が出されました。これについては、今回は吉崎御山で実施している環境整備工事とは関係なく、平成13年の斜面崩落後、降雨調査、雨水の分布調査をしてきたところ、昨年の豪雨があったことから工事を早めたものとのことであります。崩落した急傾斜地については県の災害復旧事業で実施し、併せて御山の排水溝の設置をしていただく事になっているとの説明でありました。高間川の埋蔵文化財の遺物整理について、その経費負担についての質問が出されました。これは県からの委託事業であり、高間川の遺物に関しては一旦遺失物として警察に届け、一定期間持ち主が現れなければ市所有として保管され、県に対しては遺物整理の調査報告をするとのことであり、市の負担にはならないとの説明でありました。

トリムパークかなづ費において、植栽木維持管理費、清掃管理委託費などの維持管理に要する経費など4,875万7千円。

保健体育総務費において、体育指導員、スポーツ振興審議会委員の報酬など3,797万円。

体育施設費において、農業者トレーニングセンター等の屋内施設の他、4つのグランド、B&Gのプールにかかる維持管理経費など3,036万5千円。

体育振興費において、トリムマラソン及び各種スポーツ大会の運営に係る委託料、 体育協会及びスポーツ少年団活動補助金など1,891万円。

以上が主な計上であります。

ここで、論及のあった主なものについて申し上げます。

次にスポーツ課所管に関して申し上げます。

年間を通じて各種スポーツ大会を開催しているが、地区によって参加に片寄りがあるのではないかとの質問が出されました。競技によっては旧町単位で参加率にかなりの差が見られることから、今後、参加率の是正に向け体協支部に働きかけをしていくとの説明でありました。

県サッカー協会がJリーグ入りを目指してサウルコス福井を立ち上げたが、これは 旧金津のチームを母体にしており、市のサポートをどう考えていくかとの質問が出さ れました。現在具体的な対策はしていなものの、市民、市職員も参加していることか ら、今後前向きに検討するとの答弁がありました。 市内外から多くの人が訪れるトリムパークでは、各種イベントの際に駐車場の整理をしっかりすべきとの強い要望がありました。

また、市の体育施設の維持管理について、使用者等の市民ボランティアによるある程度の管理を誘導できないかとの質問が出されました。これについては、昨年、野球、サッカー協会が自発的にグランド回り側溝の泥上げをやっていただいたとのことであり、施設を利用する競技団体等に働きかけ、ボランティアで管理していただけるような組織作りに取り組みたいとの答弁でありました。

次に社会福祉課所管に関して申し上げます。

社会福祉総務費において、市社会福祉協議会運営事業補助など2億2,135万8 千円。

障害者福祉費において、相談支援委託料、民間施設バリアフリー整備事業補助、重度心身障害者医療費助成、各介護給付費など4億8,754万7千円。

児童福祉総務費において、放課後児童クラブ指導員賃金、細呂木保育所、金津東保育所の放課後児童クラブ委託料、乳幼児医療費助成費、児童扶養手当支給費など1億8,086万9千円。

児童措置費において、児童手当支給費など2億1,909万円。

母子福祉費において、母子父子医療費助成費、母子生活支援施設入所措置費など2, 541万8千円。

保育所費において、妙安寺保育園他6園への措置委託料、次世代育成支援対策補助 金など6億2,877万7千円。

幼児園費において、本荘幼児園、北潟幼児園措置委託料、その他運営費など2億9, 715万4千円。

児童福祉施設費において、子育て支援センター、児童館の管理運営に係る経費など 3,001万9千円。

生活保護扶助費において、生活保護世帯に係る保護費1億3,600万円。 以上が主な計上であります。

ここで論及のあった主なものを申し上げます。

放課後児童クラブの指導員について質問が出されました。指導員には特別な資格はないものの、子供たちを安全に遊ばせるのが目的であることから、新しく採用した方には指導方法等の研修を行っていくとの説明でありました。

次に健康長寿課所管に関して申し上げます。

老人福祉総務費において、健康長寿祭の開催経費、介護保健広域連合負担金など3 億8,057万9千円。

老人福祉施設費において、百寿苑、市姫荘、老人福祉センターの維持管理、老人保護施設措置費など1億1,614万1千円。

新規である地域支援事業費において、介護予防教室に係る経費、介護予防事業委託料、家族介護継続支援費など6,207万6千円。

保健費において、市民の健康診断に係る委託料、特定不妊治療費助成金など4,3

43万円。

以上が主な計上であります。

ここで論及のあった主なものを申し上げます。

特定不妊治療費助成事業の内容について質問が出されました。これは少子化対策の 新規事業のひとつであり、不妊治療が医療費扱いにならず高額なため1回の治療につ き10万円を限度として助成するものであります。

また、妊婦健康診査軽減措置拡大事業も同趣旨であり、現在の年間3回の無料審査を5回に拡大するものであります。これについては、公費負担は5回が望ましいとの国からの通達があり、福井県内は5回であるとの説明でありました。

老人福祉費の地域包括支援センター臨時職員採用について質問が出されました。採用予定者はケアマネージャーの有資格者であり、その他現予算には計上されていないものの、社会福祉士の採用も予定しており、これで必要な資格者がすべて整うとの説明でありました。

特定高齢者把握事業について質問が出されました。特定高齢者が昨年は34名だったところ、本年は老人会に依頼して総会会場でチェックした結果、候補者を80名把握したとのことであります。この結果については、逆に国が予定している割合を大幅に越えてしまう懸念があるものの、該当者にはかなりの高齢者が含まれていることを勘案すると、サービスの受給者は減るのではないかとの説明であります。

芦原地区のC型肝炎について今年度の対応について質問が出されました。本年度まで市民検診を無料で行なってきたが、ほぼ該当者が受診されたこともあり、これからはフォローアップ事業として、治療後の経過などの追跡調査を実施する予定であるとの説明でありました。

ここで、当委員会が提出する予算の修正案についてご報告いたします。

原案審査の過程で、多数の委員から統合中学建設に係る経費については、この際その全額を減額すべしとの意見が出され、かつその旨の修正案が委員長に提出されました。

そこで、この修正案について審査したのち、採決の結果、賛成多数で可決されました。これをお手元に配布のとおり、議案第12号平成19年度あわら市一般会計予算に対する教育厚生常任委員会修正案として提出いたします。

提案理由を申し上げます。

中学統合問題を争点とした市長リコール運動が確定的という政治状況のなかでは、 当該問題に係る予算執行は控えるべきであるというものであります。リコール運動は、 その結果いかんに関わらず、中学統合問題について直接市民の審判が下されることを 意味している以上、予算の執行いかんも市民の審判を仰ぐべきとの理由であります。

以下、修正案の内容についてご説明申し上げます。

本修正は、歳出において、款10教育費、項3中学校費、目3学校建設費の630 万1千円の全額を減額し、歳入において、款15県支出金、項2県補助金、目1総務 費県補助金から600万円を、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰 入金から30万1千円をそれぞれ減額することにより、歳入歳出をそれぞれ111億 6,369万9千円にしようとするものであります。

次に、議案第12号につき、修正部分を除く原案について採決いたしました。その 結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号、平成19年度あわら市金津雲雀ケ丘寮特別会計予算について申し上げます。

養護老人施設事務費において、施設にかかる点検委託料など7,240万3千円。 養護老人施設事業費において、入所者の日用品、給食代、AED購入費など5,5 32万6千円。

指定介護老人福祉施設事務費にいて、施設にかかる点検委託料、増床のための土地 購入費及び物件移転補償料など1億6,309万9千円。

指定介護老人福祉施設事業費、介護用の日用品、消耗品、電動ベッド購入費など3,397万9千円。

通所介護事業費において、デイサービスにかかる諸経費4,521万2千円。 短期入所生活介護事業費において、ショートステイに対する諸経費1,125万7 千円。

居宅介護支援事業費において、ケアマネージャーの給料など628万1千円。 訪問介護事業費において、ヘルパーを派遣するもので諸経費など1,108万2千円。

以上が主な計上であります。

本案は歳入歳出をそれぞれ4億11,100千円とするもので、従来のふたつの施設のほか、増床のための施設建設に係る土地購入費5,000万円が計上されております。

土地購入に関しては、不動産鑑定によると平米8千円から1万円とのことから、平 米1万円以内での価格交渉をしたいとの説明でありました。

採決の結果、本案は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。 議案第29号、あわら市保育所条例の一部を改正する条例の制定について申し上げ ます。

本案は、公設民営化による北潟幼児園の管理に関する業務を指定管理者に行なわせることに伴い、所要の改正措置が必要なために制定しようとするものであります。

採決の結果、本案は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。 議案第31号、公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、北潟幼児園の管理に関する業務を行なう指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第3項の規定により、社会福祉法人アイリス福祉会を指定しようとするものであります。

採決の結果、本案は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。 議案第39号、坂井地区介護保険広域連合規約の変更について申し上げます。 本案は、地方自治法の改正に伴い、坂井地区介護保険広域連合規約の11条から1 4条の2までの一部改正を行なうものであります。

採決の結果、本案は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長(山川 豊君) 暫時休憩をします。

開会は3時5分に開きます。

(午後2時52分)

議長(山川 豊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時07分)

議長(山川 豊君) これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) これから、日程第2から日程第41までの、討論、採決に入ります。

議長(山川 豊君) 議案第3号、平成18年度あわら市一般会計補正予算(第6号) について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第3号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各常任委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第4号、平成18年度あわら市国民健康保険特別会計補正 予算(第3号)について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第4号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第5号、平成18年度あわら市老人保健特別会計補正予算(第2号)について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第5号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第6号、平成18年度あわら市金津雲雀ケ丘寮特別会計補 正予算(第3号)について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第6号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第7号、平成18年度あわら市公共下水道特別会計補正予算(第5号)について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第7号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第8号、平成18年度あわら市農業集落排水事業特別会計 補正予算(第4号)について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第8号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(替成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第9号、平成18年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算(第2号)について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第9号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第10号、平成18年度あわら市水道事業会計補正予算(第4号)について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第10号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第11号、平成18年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第2号)について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第11号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第12号、平成19年度あわら市一般会計予算について討論に入ります。

議長(山川 豊君) まず、修正案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 教育厚生常任委員会から提出されました修正案について、賛成の立場で討論を行ないたいと思います。

私は本議会初日、一般質問でも申し上げましたが、中学校の統合をめぐりましては、 今市民の意見は大きく分かれております。

昨年6月には1万を超える2校存続を願う署名が提出をされましたし、現在は2校を守る会が、リコールを目指して活動を続けておりまして、すでに署名収拾の受任者は1,300名を越えたと言われております。

そもそも一般質問でも申し上げましたが、芦原中学校の改築と金津中学校の大規模 改修については、合併の時、合併協議会でも充分に審議をされ、可決されたものと聞 いておりますし、前回、市長選におきまして、市長はこの事を公約として掲げて、市 長の当選をされました。

その後、今日までこの公約、また合併協議会の決定が覆されたわけでございますが、 この事について市民の審判は一度も受けておりません。

議員の中には、昨年6月、議会の多数で決めた事だから、議会制民主主義のルールに従うべきというご意見もございますが、2期以上の議員の皆さんも合併協議会で先ほど申しました、芦原中学校改築、金津中学校の大規模改修を承認をされて、そして議員になられていると思います。

その事を変更する事について、一昨年の市議選において、きちんと市民のこれを変更するという事について、市民の審判を仰いで当選されてきた議員はほとんど居ないと思います。

そういう点では、私は本当に民主主義のルールに従うという事であれば、この際市民の審判を受けて、その結果で判断をすべきものであるというように考えます。よって、その審判を受けるまでは、修正案にありますように、中学校建設関連の予算は削

除すべきであるというように考えます。

ぜひ、同僚各位のご賛同とご理解をお願いを致します。

議長(山川 豊君) 他に討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 7番、関山博夫君。

7番(関山博夫君) 7番、関山でございます。

私は、今ほどの修正案に反対の立場で討論をいたします。

新聞でも、メディアでも報道されておりますように、統合中学校建設に係わる必要な事業費の予算計上は、今回が初めてではありません。

多くは申しませんが、要所を申し上げるならば、昨年の9月議会、9月12日の補正3号では、基本計画策定委託料として262万5千円。また、同年の12月議会、12月12日の補正4号では、印刷製本費、すなわち、学校名チラシ等作成費13万円が追加計上されていましたが、いずれも本会議にて、全員一致で採択されております。

よって私は、このような理不尽極まりない修正案には断固反対をいたします。

私達は議会制民主主義に乗っ取って、ご理解ある議員各位のご賛同をよろしくお願 い申し上げる次第でございます。

議長(山川 豊君) 他にありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 次に原案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これから議案第12号を採決します。

本案に対する総務常任委員長及び産業建設常任委員長の報告は、原案可決であります。

教育厚生常任委員長の報告は委員会修正案の提出と、修正部分を除く部分について は、原案可決であります。

まず本案に対する教育厚生常任委員会から提出された修正案について採決します。 本修正案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

議長(山川 豊君) 次に原案について採決します。

原案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立多数です。

議長(山川 豊君) 議案第13号、平成19年度あわら市国民健康保険特別会計予算 について討論ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 議案第13号について反対の討論を致します。

この点についても、私は一般質問で問題点を指摘いたしましたが、大変現在の国民健康保険税は高いというのが圧倒的多数の市民の声であると思います。そして、今、当市において国保税の滞納世帯は、464、そのうち資格証明書を発行している世帯は143、滞納者の内、資格証明者は率にして30.8%と県下の自治体の中でも郡を抜いてトップとなっております。

言うまでも無く、資格者証明は、もし病気になって医療機関に行けば10割負担を しなければならないものでありまして、事実上、こういった資格証明者を持っておら れる方を、医療から締め出し、命の危険にさらしかねないものであります。

これは憲法 2 5 条で補償されている生存権を犯すもので、基本的には許されないと考えます。

そこで私は、国保税を抜本的に引き下げる、1億円、今度の予算案では約6,800万円ぐらい一般会計から繰り入れるという事になっておりますが、これを更に1億円増額すれば、一世帯平均1万8千円近く引き下げるという事が可能であります。

一般質問でも申し上げましたが、企業誘致に1社当たり5億円助成金を出す事ができるのであれば、1億円を国保税に回すという事は充分可能ではないかというように思います。

更にこの非常に高い、特に所得の低い人ほど負担が重くなっているという原因のひとつに、税率の問題がございます。あわら市は所得割が5.5%、資産割55%、均等割2万1,600円、平等割2万5,200円、最高53万円ということでありますが、この資産割55%というのは県内の自治体の税率を見てもトップクラスでございます。

何の収入も実際には得られない、ただ資産を持ってるというだけで多額の国保税がかかるというのは、非常に、特に高齢者など、ほとんど収入のない方にとっては大変 重い負担金の原因になっているというように思います。

そういう点では、ただちにこの税率も見直すべきであるということで、この国保税 については反対をするものでございます。

ぜひ、同僚各位のご理解を賜りたいと思います。

議長(山川 豊君) 他に討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第13号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第14号、平成19年度あわら市老人保健特別会計予算について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第14号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第15号、平成19年度あわら市金津雲雀ケ丘寮特別会計予算について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第15号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第16号、平成19年度あわら市農業集落排水事業特別会計 予算について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第16号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第17号、平成19年度あわら市モーターボート競走特別会計予算について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第17号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第18号、平成19年度あわら市公共下水道事業会計予算について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第18号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第19号、平成19年度あわら市水道事業会計予算について 討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第19号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

産業建設常任委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

議長(山川 豊君) 議案第20号、平成19年度あわら市工業用水道事業会計予算について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第20号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第21号、平成19年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計 予算について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第21号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第22号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第22号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第23号、あわら市副市長の定数を定める条例の制定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第23号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第24号、庁舎の統合等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第24号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第25号、あわら市男女共同参画推進条例の制定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第25号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第26号、あわら市公共下水道事業の設置等に関する条例の 制定について討論ありませんか。 (「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第26号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第27号、あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第27号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第28号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第28号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第29号、あわら市保育所条例の一部を改正する条例の制定 について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第29号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。 (賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第30号、あわら市工業等振興条例の全部を改正する条例の 制定について討論ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 議案第30号について反対の討論を行ないたいと思います。 今回の条例案では、今まで企業誘致に関して最高1億円の助成金であったものを、 一気に5億円に引き上げると、一方で雇用は15名というものを、今回は3名以上と いうことに緩和するというような内容でございますが、当市における法人からの税収 を見てみますと、法人からの固定資産税、これは年間13億3,500万円、法人市 民税は約5億8千万、合わせて19億ちょっとというような状況でございます。

そうしますと、3社か4社、4社今度の条例に合致する企業が進出してくれば、法人からの固定資産税、及び市民税、全てこの助成金で消えてしまうということになるわけでございます。

ちなみに、固定資産税の納税額、上位20社を見てみますと、1社当たり3,127万円ぐらい、それから法人市民税の方は、従業員50人以上の法人の平均は1,320万円ぐらい、合わせて、比較的大きな法人の固定資産税と市民税、ざっと見まして4,450万円ぐらい、そうしますと5億円助成をいたしますと、これ元を取るのに11年かかるという事になるわけでございます。

更にこれに合致する企業には県からも最高30億円の助成金があるときいておりますが、この分も入れますと、実にこれら法人については約6、70年分の税収を負けてやるという事になるわけでありまして、私は大変財政事情が厳しいと言っている中で、余りのも非常識というか、多額の助成金であると、とてもこれは容認できないというように思います。

また、助成の仕方として、基準に合致するのであれば5億円ということでありますが、もう少しきめ細かく、ここまでの基準に合致すれば1億円とか、更に次の上に行けば2億円とか、もう少し規模の小さい、そういう法人に対しもきめ細かな助成をすると、今のなってるということでございますが、もう少しきめ細かいですね、助成をするべきではないか。

この昨年から中学校の統合問題と関連して、とにかく財政が厳しい、お金がないという事を盛んに市長は強調しておりますが、これが実際には本当ではないと、ごまかしであるという事がはっきりしたというように思います。

昨年の3月議会では、財政が厳しいと言っている中で、議員報酬を一気に大幅に引き上げましたし、今回はまた、財政がない、統合せざる得ないと言いながら、1社に5億円もの助成金というのはとても納得できないところであります。

こういう財政運営こそ、まさしく夕張の二の舞になる道ではないかというように考 えます。

そういう点で、この議案には反対をするものでございます。

議員各位の賛同を心からお願い申し上げます。

議長(山川 豊君) 他に討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第30号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立多数です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第31号、公の施設の指定管理者の指定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第31号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第32号、坂井北部丘陵地営農推進協議会規約の変更について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第32号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) (起立全員・起立多数)です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第33号、福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第33号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第34号、三国あわら斎苑組合規約の変更について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第34号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第35号、嶺北消防組合規約の変更について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第35号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

138

議長(山川 豊君) 議案第36号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第36号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第37号、坂井地区水道用水事務組合規約の変更について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第37号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第38号、坂井地区環境衛生組合規約の変更について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第38号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 議案第39号、坂井地区介護保険広域連合規約の変更について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議案第39号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

陳情第1号の委員長報告・質疑・討論・採決

議長(山川 豊君) 日程第42、陳情第1号、(株)クリエイトコーポレーション、タイヤ焼却プラント事業の早期撤退を求める陳情を議題とします。

この議案につきましては、環境対策調査特別委員会に付託し、審査願っておりますので、委員長よりその審査結果の報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 環境対策調査特別委員会委員長、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) ただ今議長のご指名がありましたので、環境対策調査特別委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月5日、市長、副市長及び担当部長、県坂井健康福祉センターの課長等の出席を求め、当委員会に付託されました陳情第1号、(株)クリエイトコーポレーション、タイヤ焼却プラント事業の早期撤退を求める陳情について慎重に審査をいたしました。

以下、その経過と結果についてご報告いたします。

本陳情は、あわら温泉街に近い二面3丁目の旧新田塚スイミングスクールに、廃タイヤを燃料に水を温めるボイラー施設が設置されたことにより、地元住民の代表である二面区長から同施設の早期撤退を求める陳情が提出されたものであります。

しかしながら、新聞報道等でご存知のとおり、県坂井健康福祉センターや市、消防署、地元住民ら立会いのもと行われました、2月21日、27日の2回の試運転で、想定を超す黒煙が上り、悪臭が周囲に立ち込める事態となり、住民説明会での内容とは違うものであったことから、設置した業者から3月2日に「地元住民の反対が強い」として「今後は炉の試運転はしない、撤退して他県に移る」との連絡が市へあったとのことであります。

このようなことを踏まえ、審査の過程で、この施設は廃タイヤを有価物として購入 しており、廃棄物焼却炉に当たらないため、事前の届け出義務、稼動を規制する法律 や条例はないとのことであるが、古いタイヤが有価物でない場合はどうなるかとの委 員からの質疑には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、規模によっては設置 許可が必要になるとのことであります。

次に、届け出、許可のいらない施設に対して、地域住民や生活環境に影響が出る場合は行政指導を行なうとのことであるが、どういった行政指導を行なうのかとの委員

からの質疑には、大気汚染防止法の中で県条例により「勧告書」が出せるとなっており、業者にとっては「使用停止」と受け取らざるを得ない勧告内容であるとのことであります。

次に、有価物か否かの判断についての質疑には、廃棄物を有効に利用するかどうかで、たとえば、畜産農家から出る牛糞を畑作農家が畑の肥料として利用することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の廃棄物に当たらないことと同じことであるとのことであります。

次に、委員からは、届け出、許可のいらない施設に対しては、その施設の設置業者の登記簿謄本を取り寄せることにより、事業計画等の情報を得て迅速な対応も必要ではないかとの意見がありました。

次に、この施設を撤去することについて業者から文書で提出させることはできないかとの質疑には、業者からは提出することはできないが、近いうちに撤去するとの回答だったとのことであります。

これに対し、委員から、施設がある限り、地元住民にとっては不安があるので、業者に施設の早期撤去を強く求めていくようにとの要望がありました。

理事者からは、土地の賃貸借契約を行っていることから、地主から撤去を求めても らうことが、一番早い解決であるとの答弁でもありました。

また、今後、同様な施設の設置に関しては、届け出義務を課すような条例の整備を 検討したいとのことでありました。

以上で、質疑を終了して、討論なく、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しております。

なお、今後このような施設の設置を抑止するため、決議案を提出しておりますので、 議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

以上、審査の経過と成果を申し上げ、環境対策調査特別委員会の報告といたします。 議長(山川 豊君) これより、委員長の報告に対する質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議長 これから、陳情第1号、(株)クリエイトコーポレーション、タイヤ焼却プラント事業の早期撤退を求める陳情を採決します。

本案に対する環境対策調査特別委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

議案第40号の提案理由の説明・質疑・討論・採決

議長(山川 豊君) 日程第43、議案第40号、あわら市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議長(山川 豊君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) ただ今上程されました議案第40号、あわら市教育委員会委員 の任命についての提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、教育委員会委員を任命する事について、議会の同意をお願い するものであります。

現教育委員会委員の坂野 彰氏が本年5月11日で任期満了となるため、同氏を引き続き委員に任命いたしたいので、この案を提出するものであります。

坂野氏は平成8年10月に教育委員会委員に就任され、これまで委員3期を努めてこられました。人格、識見共に教育委員会委員に適任でありますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山川 豊君) 本案に対する質疑を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) この間の大きな問題であります、中学校の統合問題、それから中高一貫教育、これらについて坂野委員は今までどのような態度を取ってこられたかお伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 教育長、児島博光君。

教育長(児島博光君) お答えを致します。

中高一貫から統合とも、坂野委員は賛成でございます。 賛成として活躍しました。 議長(山川 豊君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) ただ今、議題となっております議案第40号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存知ますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) ただ今の教育委員の選任について、反対の討論を行ないたい と思います。

ご承知のとおり、昨年から中学校統合問題については先ほどから申しておりますように、市民を二分する大きな問題になってまいりました。

しかしこの事について、特に昨年6月議会に統合の議案が提案をされましたが、それまでに教育委員会としては、明確に統合とも二校存続ともきちっとした決定をしていなかったということが明らかになっております。

私はこれは教育行政について、全面的に責任を負う教育委員会としては、極めて無 責任、その責任を果していないと言わざるを得ないと思います。

そして何度も申し上げておりますが、子供にとって本当に中学校は統合すべきか、 今のまま二校であるべきかということで考えますと、私はなんども言っておりますが、 市長自信も金さえあれば、子供のためには二校が良いと言っている通り、どう考えて も子供にとっては現在の二校を維持する事がベストであるというように考えます。

先ほどの質疑では、坂野委員はそれに対しては統合賛成というご意見だという事で もありますので、そういう点でもとても選任に同意はできないという事でございます。 議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長(山川 豊君) 他に討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これから議案第40号、あわら市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立多数です。

したがって、議案第40号は原案のとおり同意されました。

議案第41号から議案第43号の提案理由の説明・質疑・討論・採決

議長(山川 豊君) 日程第44、議案第41号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第45、議案第42号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第46、議案第43号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上の議案3件を一括議題とします。

議長(山川 豊君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) ただ今上程されました議案第41号から議案第43号までのあ

わら市固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

これら3議案につきましては、固定資産評価審査委員会委員を選任する事について、 議会の同意をお願いするものであります。

議案第41号につきましては、現固定資産評価審査委員会委員の森 之嗣氏が本年 5月10日で任期満了となるため、同氏を引き続き委員に選任いたしたいので、この 案を提出するものであります。

議案第42号につきましては、現固定資産評価審査委員会委員の堂庭元子氏が本年 5月10日で任期満了となるため、同氏を引き続き委員に選任いたしたいので、この 案を提出するものであります。

議案第43号につきましては、現固定資産評価審査委員会委員の土橋隆史氏が本年 5月10日で任期満了となるため、その後任として、あわら市堀江十楽第2号13番 地3、川崎進治郎氏を委員に選任いたしたいので、この案を提出するものであります。

3氏は人格、識見ともに固定資産評価審査委員会委員に適任であると思われますのでよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長(山川 豊君) 本案に対する総括質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) ただ今、議題となっております議案第41号から議案第43号 につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存知ますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これから、日程第44から日程第46までの採決に入ります。

議長(山川 豊君) 議案第41号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり同意されました。

議長(山川 豊君) 次に、議案第42号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の 選任について採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり同意されました。

議長(山川 豊君) 次に、議案第43号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の 選任について採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり同意されました。

発議第1号、発議第2号の提案理由の説明・質疑・討論・採決

議長(山川 豊君) 日程第47、発議第1号、あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、日程第48、発議第2号、あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、以上の発議2件を一括議題とします。

議長(山川 豊君) 本案について、提出者の提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 19番、見澤孝保君。

19番(見澤孝保君) 議長のご指名がありましたので、発議第1号、あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について趣旨説明を申し上げます。

行政組織の再編及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の所要 の改正を行なうものであります。

改正の内容につきましては、行政組織の再編に伴い、総務常任委員会の所管から、市民生活部を削り、教育厚生常任委員会の所管、福祉保健部を市民福祉部部改め、又、地方自治法の一部の改正に伴い、委員会の委員を閉会中であっても議長が指名することによって、選任ができるよう、電磁的記録により会議録の作成ができるよう、所要の措置を講ずるものであります。

所定の賛成者を得て、提出をいたしておりますのでよろしくお願いを申し上げたい と思います。

次、発議2号でございます。

発議第2号、あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、趣旨説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本規則の所要の改正を行なうものであります。

改正の内容につきましては、委員会の議案提出に関すること、会議録の電磁的記録 に関することについての所要の処置を講ずるものであります。

所定の賛成者を得て、提出をいたしておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長(山川 豊君) 本案に対する総括質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) ただ今、議題となっております発議第1号、発議第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存知ますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これから発議第1号、あわら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を提案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、発議第1号は提案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 次に、発議第2号、あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

本案を提案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、発議第2号は提案のとおり可決されました。

発議第3号の提案理由の説明・質疑・討論・採決

議長(山川 豊君) 日程第49、発議第3号、飲酒運転根絶に関する決議を議題といたします。

議長(山川 豊君) 本案について、提出者の提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) 議長のご指名がありましたので、発議第3号、飲酒運転根絶に関する決議について、趣旨説明を申し上げます。

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民すべての切実な願いであり長年の課題でもあります。

しかしながら、関係機関・団体の懸命の努力にもかかわらず、多くの人が交通事故の犠牲者となっており、特に、飲酒運転による死亡事故や人身事故等が依然として後を絶たない状況であります。

このようなことから、飲酒運転根絶のために、市民と一体となって全力を挙げて取り組むことを決意するものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いい たします。

なお、決議案については、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願い申しあげます。

議長(山川 豊君) 本案に対する質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議長 ただ今、議題となっております発議第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存知ますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

議長(山川 豊君) 議長 これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これから発議第3号、飲酒運転根絶に関する決議を採決いたします。

本案を提案のとおり決議することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、発議第3号は提案のとおり決議されました。

発議第4号の提案理由の説明・質疑・討論・採決

議長(山川 豊君) 日程第50、発議第4号、廃棄物焼却炉及び産業廃棄物処分場等

の設置反対に関する決議を議題といたします。

議長(山川 豊君) 本案について、提出者の提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) ただ今議長のご指名がありましたので、発議第4号、廃棄物 焼却炉及び産業廃棄物処分場等の設置反対に関する決議について、趣旨説明を申し上 げます。

健康で安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、私達あわら市民すべての願いであります。

しかしながら、市内においては、これまで廃棄物焼却炉が設置されたり、無秩序な 土砂採取により景観が破壊され、又、その跡地は産業廃棄物処分場とされるなど、地 域住民は悪臭や地下水汚染など大きな不安を感じております。

このような中、今回廃タイヤを燃料とするボイラー施設が設置されたことは、地域住民に大きな不安を与えたばかりでなく、市全体にとって大きなマイナスイメージにつながっております。

このようなことから、緑豊かな自然を守り、また市民の生活環境と健康を守るため、 今後、本市での廃棄物焼却炉及び産業廃棄物処分場の設置に対し強く反対することを 決意するものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いい たします。

なお、決議案については、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願い します。

議長(山川 豊君) 本案に対する質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) ただ今、議題となっております発議第4号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存知ますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これから発議第4号、廃棄物焼却炉及び産業廃棄物処分場等の 設置反対に関する決議を採決いたします。

本案を提案のとおり決議することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、発議第4号は提案のとおり決議されました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(山川 豊君) 日程第51、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布のとおり、 閉会中の継続調査の申し出があります。

議長(山川 豊君) お諮りします。

議会運営委員長より申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉議の宣言

議長(山川 豊君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、議会を閉じます。

議長閉会挨拶

議長(山川 豊君) 第19回あわら市定例会も、3月1日から今日22日まで、本会議及び、委員会等で毎日の精力的な協議、大変ありがとうございました。

各委員会におきましては、時間延長を重ねながら討議をしたということで、非常に素晴らしい討議になったのではないかなと、このように思っております。そして平成19年度の予算も原案通り、可決に至ったということでございます。これにつきましては今年も合併4年目のスタートでございます。我があわら市も何とか安定しながら、いい街作りのために基礎が出来たのではないかなと、このように思っております。

しかしながら、私達昨年6月定例会におきまして、新市建設計画を色々な角度から 調査をしながら可決をしたのも事実でございます。

しかしながら、色々今回の委員会、あるいは今日の会議でもありました通り、外では大変な運動が起こっております。これにつきましては、市長のリコール、その他の事が出ておりますけれども、我々議会も市長の提案を審査したのは議会でございます。そして日本の行政の根幹たる議会制民主主義の中で、このルールに乗っ取り行なった

ことでございます。

我々は首長から提案のあった事をつぶさに審査して可決したということになれば、 昨年末の議会でも申し上げました通り、やはり我々は粛々とこれを進めるのが議会制 民主主義でなかろうかなと、このように思っております。

世界各国、民主国家につきましては、全て議論をしながら、多数決で決めていくと、これが民主国家の流れでございます。その中で、当あわら市におきましては、こういうような動きがあるということになりますと、非常に言葉は悪い言葉でございますけれども、クーデター騒ぎでないかなと、このような気がします。

そういう事で、私達はやはり決定した責任、これも将来のあわら市を思いながら、この新市建設計画を決定したわけでございます。やはり将来20年、30年の先は、やはりバラ色とは行きませんけれども、我々の子供、あるいは孫に負債を残したくない、そして最近起きております北海道の夕張市のような事にならせたくないと、これで苦渋の選択をしながら新しい街作りのためにがんばっているわけでございます。

それらにつきまして、この22人の議員の皆さん、力を合わせて、このあわら市の 建設のために、この苦難を乗り切ろうではございませんか。

そういう事で、今年1年、もうすぐ新年が明けます、皆さんでがんばって行きたい と思いますので、どうぞよろしくご検討お願いしたいと思いますし、今後とも街作り のためにがんばって行こうではありませんか。

本当にご苦労様でございました。

市長閉会挨拶

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君。

市長(松木幹夫君) 閉会にあたりまして一言お礼申し上げます。

19年度の当初予算すべてご決議、可決いただきまして、誠にありがとうございます。

今ほど議長からも色々とお話しがございましたけれども、リコールの請求が出ているということで、あわら市としては合併をいたしまして、3年間順調に進んでまいりました。その中でこういった一政策でですね、いろんな問題が出るというのは誠に遺憾な感じがいたします。

もっと大きな、例えば自治体が合併するというような時に、こういった大きな話が出てもおかしくなかったわけでございますけれども、一政策でこういった議会が議決したにもかかわらず、こういった大きな問題になろうというのは、ちょっとおかしいのではないかと思っているところでございます。

そかし、そういった住民の権利でもございます、粛々と我々それに向かいながら、 今後学校の建設に向けて、子供達が平成23年の4月開校、一日も早めて欲しいと待っているわけでございます。 ぜひ、皆様方のお力を借りながら、粛々と進めてまいりたいと思いますので、よろ しくお願いを申し上げます。

今日は全部の議案を可決いただきまして、本当にありがとうございました。

閉会の宣告

議長(山川 豊君) これをもって、第19回、あわら市議会定例会を閉会します。 (午後4時00分)

地方自治法第123条の規定により署名する

平成19年 月 日

議長

署名議員

署名議員